

学生要覧

2018

北陸学院大学

Realize Your Mission
あなたの使命を実現しよう

主を畏れることは
知恵の初め

旧約聖書 詩編111編10節

目 次

北陸学院で学ぶこと

建学の精神と沿革	4
北陸学院校歌	5
キリスト教教育と礼拝	6

修学編 履修要綱（2018年度入学生）

I 学部共通項目

1. 教育課程	10
2. 授業と単位、卒業要件	10
3. 履修について	12
4. 授業について	14
5. 試験・レポートについて	16
6. 評価と学習指導	17
7. 進級基準	19
8. 編入学・転入学・転学科による履修	19
9. 免許・資格取得関係	19
10. 教職課程	20
11. 留学プログラム	24

II 学科カリキュラム

子ども教育学科

1. 教育について（教育理念、A P・C P・D P）	27
2. カリキュラム体系	29
3. 履修条件等	36
4. 卒業要件と学位	36
5. 免許と資格取得	37

社会学科

1. 教育について（教育理念、A P・C P・D P）	39
2. カリキュラム体系	40
3. 履修条件等	48
4. 卒業要件と学位	48
5. 資格取得	49

学生生活編

I キャリア支援

1. 就職活動について	52
2. 資格検定について	54
3. インターンシップ（企業対象）について	56

II 学生活動支援

1. 学生証・通学について	58
2. 奨学金について	60
3. 「学生教育研究災害傷害保険」について	62
4. その他の	63
5. 図書館利用案内	68

III 法人・大学事務局関係

1. 各種証明書、届出・願書等	74
2. 事務の分掌	75
3. 事務取扱時間	76

学則 77

履修規程 107

教職課程履修規程 125

資格取得に関する履修細則 132

図書館実習実施規程 140

その他の

I 個人情報の取り扱いについて	142
II ネットワーク利用規約	143
III ネットワーク利用心得	145
IV ソーシャルメディアガイドライン	147

建学の精神

本学の建学の精神は、「主を畏れることは知恵の初め（旧約聖書 詩編111編10節）」です。これは、トマス・ウィン宣教師の指導のもと、本学院の創立者である宣教師メリーキー・K. ヘッセルが示した精神を受け継ぐものです。

本学院の創設当時、わが国は文明開化の近代国家をさかんに目指していました。しかし、女性の社会的地位は低く、その教育はきわめて軽んじられていました。創立者たちは、その状態を開拓するため、この金沢の地に、女子教育の学校を興したのです。

キリスト教精神に基づく教育理念は、133年にわたる歴史の中に脈々として息づいており、現在、男女ともにこの大学で実現されています。

沿革

草創期	金沢女学校時代	1885(明治18)年～1899(明治32)年
展開期	北陸女学校時代	1900(明治33)年～1947(昭和22)年
躍進期	北陸学院時代	1948(昭和23)年～現在
	北陸学院保育短期大学創立	1950(昭和25)年
	北陸学院保母養成所併設	1951(昭和26)年
	北陸栄養専門学院併設	1953(昭和28)年
	保母養成所、栄養専門学院を短期大学に統合し	
	北陸学院短期大学は保育科、栄養科2科となる	1963(昭和38)年
	北陸学院短期大学英語科増設	1964(昭和39)年
	栄養科を食物栄養科に名称変更	1965(昭和40)年
	北陸学院短期大学校地を三小牛町に移転	1967(昭和42)年
	北陸学院短期大学教養科増設	1968(昭和43)年
	ヘッセル記念図書館完成	1981(昭和56)年
	番匠鐵雄記念礼拝堂完成	1984(昭和59)年
	愛真館(特別教室棟・ホワイトホール)完成	1990(平成2)年
	国際交流研修センター完成	1997(平成9)年
	北陸学院短期大学人間福祉学科増設	1999(平成11)年
	保育科を保育学科、食物栄養科を食物栄養学科、	
	英語科を英語コミュニケーション学科、教養科を	
	教養学科に名称変更	2000(平成12)年
	英語コミュニケーション学科と教養学科を改組し、	
	コミュニティ文化学科を開設	2005(平成17)年
	人間福祉学科が男女共学に	2007(平成19)年
	北陸学院短期大学から北陸学院大学	2008(平成20)年
	(人間総合学部 幼児児童教育学科・社会福祉学科)、	
	北陸学院大学短期大学部(コミュニティ文化学科・	
	食物栄養学科)へと改組。全学男女共学	
	社会福祉学科を社会学科へ改組	2012(平成24)年
	幼児児童教育学科を子ども教育学科に名称変更	2017(平成29)年

北陸学院校歌

江戸さい子 作詞
今井 松雄 作曲

d=104

mf

1. もりのみやこ ここようみなみ
2. ひーがしとにーしのぶんかなのみーのよー

なぎさくーらのあやおるーそのはわ
せてひとつにとけあうーなかにひ

かきいのーちののびゆくところしん
いづるくーにのわこうどわれらきよ

とあいとをかざしとなしてわれ
きみおしえただしくなおくうけ

らきたえんあふるるちかーらあおげ
てすすまんまことのみちーにあおげ

ぼたかーくはえあるしるしほ
ぼたかーくはえあるしるしほ

しーにばんこのひかーりあれ
しーにばんこのひかーりあれ

- 1 森の都の古城の南
やなぎの柳さくらのあや織る苑は
いのちの若き命の伸びゆくところ
しんおい信と愛とをかざしとなして
われらきたえんあふるる力
あおたかほしるし
仰げば高く榮えある校章
ほしばんこDかり
星に万古の光あれ
- 2 東と西の文化の波の
ひとなか
よせて一つにとけあう中に
ひいくにおこうどわれ
日出づる国の人我ら
おしただなれ
きよきみ教え正しく直く
すすまこと
うけて進まん真理のみちに
あおたかほしるし
仰げば高く榮えある校章
ほしばんこDかり
星に万古の光あれ

キリスト教教育と礼拝

1) 学院の宗教教育

世界でもっとも多くの人々に受け入れられている宗教は、キリスト教です。その精神と文化は人類の歴史全体に大きな影響を与えています。それはたんなる欧米の宗教ではなく、アジアで生まれ、アジア、ヨーロッパ、アフリカに広がり、南北アメリカやオーストラリアにまで達する普遍的なものです。2000年にもおよぶ歴史を刻み、豊かな実りを生み出してきました。キリスト教を学ぶことは、広く世界を知るために必須のものとなっています。

北陸地方にあって学院は、すでに133年前にこのことを認識し、以後、一貫して聖書にもとづく広く豊かな人間性教育を目指し、歩んできました。

「主を畏れることは知恵の初め（根元）」（旧約聖書・詩編111編10節）という言葉が、創立者メリー・ヘッセル先生に選ばれた時から、一貫して学院の建学の精神となっています。人は、神を知り、畏れてこそ、自分が神に愛されるかけがえのない命であることを知ります。また他者の存在の尊さ、さらには神が造られた世界のすばらしさに心ひらかれます。

学院の宗教教育は、たんにそれぞれの個性と能力を拓き伸ばして社会の役に立つ人材を育てるだけではありません。自分に与えられている恵みを知り、神と人を愛し、喜んで仕える志と力へと導きます。このことに正面から取り組む教育を、私たちは目指します。

2) 学院の教育理想

「ミッション・ステートメント」として三か条を掲げています。英文は、その意味をよく表わしていますので味わってください。

1. 神を畏れ、国を想い、人を愛する

We believe in God, appreciate our country, and love our neighbors.

2. 生かされている自分を活かす

We seek to use our God given gifts and talents.

3. アタマをきたえ、カラダをつよくし、ココロをみがく

We seek to develop our mind, body, and spirit.

3) スクールモットー

“Realize Your Mission” —あなたの使命を実現しよう—

三つのミッション・ステートメントを推進するために、創立120周年（2005（平成17）年度）に「“Realize Your Mission” —あなたの使命を実現しよう—」をスクールモットーとしました。

4) 礼拝について

学校の礼拝では、聖書が読まれ、それにもとづいて奨励がなされます。日々の学びの中心にある、たいせつな時です。これによって、

- ① 心を静め、神および自分に向かい合う内面的な時を持ちます。
- ② 人間の基本的能力である言葉を聞くことを身につけていきます。
- ③ 信仰と人生の上での導きと刺激を豊かに受けます。
- ④ 精神と品性が深められていきます。

5) 礼拝で心がけたいこと

- ① 礼拝は学院の教育の中心ですから、必ず出席することを求めています。
- ② 静かさを守ること。何千何百人が集まても心を一つにし、集中して、語られる言葉に耳を傾けます。静かさを分かち合うことが礼拝のすばらしさです。
- ③ かならず聖書と讃美歌をたずさえて参加してください。それ以外のもの、携帯電話などは電源を切り、かばんにしまって礼拝に備えましょう。
- ④ 礼拝は講演会や音楽会の聴衆とはちがい、全員が「参加」しておこなわれます。自分が参加し、礼拝をかたち造る、という意識を持ってください。
- ⑤ 学科別・学年別の礼拝がおこなわれます。また春秋の特別伝道礼拝、クリスマス礼拝、卒業感謝礼拝などもおこなわれます。それぞれが、時にかなった意義深い礼拝です。そこから豊かな収穫を得てください。

6) 教会の礼拝について

毎週、日曜日におこなわれる教会の礼拝には、老若男女あらゆる層の人びとが集まります。そこにこそキリスト教の特色があります。

教会の礼拝はそれぞれの人びとの自発的な信仰と求道の集いです。学校の場合は宗教教育の一環です。教会の礼拝にも参加することをおすすめします。たんなる学校の延長としてではなく、自らの信仰と求道の思いに立った、まじめな礼拝出席者となってください。あなたの人生にとってかけがえのない尊い機会となるでしょう。

次ページに近隣の教会名簿をのせておきます。また教会出席について先生方にたずねて相談されるのもよいでしょう。

7) 近隣教会一覧

教 会 名 礼拝開始時刻	牧師名・ 伝道師名	郵便番号	所 在 地 最 寄 停 留 所	電 話	関係施設
◎日本基督教団					
金 沢 教 会 10:15	井ノ川 勝 矢澤美佐子	920-0999	金沢市柿木畠5-2 香林坊	221-5396	
金沢長町教会 10:30	加藤 孔二	920-0981	金沢市片町2-10-23 香林坊	232-1362	長町幼稚園 川上幼稚園 清泉幼稚園
金沢元町教会 10:30	大澤 正芳 大澤みづき	920-0842	金沢市元町2-13-11 東警察署裏	252-7963	
桜木教会 10:30	牧野 純	921-8033	金沢市寺町2-12-12 寺町2丁目もしくは寺町3丁目	287-6087	桜木幼稚園
白銀教会 10:30	野崎 卓道	920-0862	金沢市芳賀2-2-24 本町もしくは六枚町	221-6524	白銀幼稚園 馬場幼稚園
若草教会 10:20	勇 文人	921-8111	金沢市若草町13-44 寺町1丁目	242-4626	若草幼稚園
金沢南部教会 10:45	土肥 聰	921-8035	金沢市泉が丘1-16-8 泉が丘	241-1126	愛香南部幼稚園
内灘教会 10:30	有田 典生	920-0273	河北郡内灘町アカシア2-10 内灘駅	238-3471	
小松教会 10:15	松島 保真	923-0937	小松市本町3-13-3 JR小松駅	(0761)24-0493	聖愛幼稚園 粟津学園北陸幼稚園
恵泉教会 14:00		929-1174	かほく市浜北ハ37-10 JR宇の気駅	283-0697	
羽咋教会 10:30	内城 恵	925-0032	羽咋市東川原町柳橋11-2	(0767)22-3136	羽咋白百合幼稚園
七尾教会 10:30	釜土 達雄	926-0818	七尾市馬出町75-20	(0767)53-6659	七尾幼稚園
輪島教会 10:30	新藤 豪	928-0001	輪島市河井町3-29	(0768)22-2656	
石動教会 10:30	井幡 清志	932-0046	小矢部市觀音町5-4 JR石動駅	(0766)67-0833	石動青葉保育園
高岡教会 10:30	風間 宣夫	933-0039	高岡市大手町16-12	(0766)22-2454	坂ノ下保育園
出町教会 10:30	前田 真孝	939-1377	砺波市寿町3-10	(0763)32-2848	出町青葉幼稚園
福野伝道所 10:00	吉川光太郎	939-1561	南砺市福野1071	(0763)58-5339	福野青葉幼稚園
福光教会 14:30	吉川光太郎	939-1732	南砺市荒木584-1	(0763)52-1008	福光青葉幼稚園
富山鹿島町教会 10:20	小堀 康彦	930-0086	富山市鹿島町2-2-10	(076)421-1610	
富山二番町教会 10:15	上田 創	930-0061	富山市一番町3-4	(076)421-9603	アームストロング 青葉幼稚園
富山新庄教会 10:15	坪内 克浩	930-0982	富山市荒川5-6-15	(076)423-1539	
魚津教会 10:00	ウェーラー・ルツ・エスティル	937-0806	魚津市友道1863-7	(0765)24-5856	

教 会 名 礼拝開始時刻	牧師名・ 伝道師名	郵便番号	所 在 地 最 寄 停 留 所	電 話	関係施設
福井神明教会 10:30	佐藤 誠司	910-0005	福井市大手3-15-20	(0776) 22-5166	栄冠子ども園
城之橋教会 10:30	浦上 充	910-0859	福井市日之出3-3-16	(0776) 22-4859	城之橋幼稚園
如鷺教会 10:30	亀井 拓也	910-0029	福井市日光2-10-10	(0776) 22-4859	光の子幼稚園
丸岡教会 10:30	佐藤 徹	910-0231	坂井市丸岡町霞町1-5	(0776) 66-7127	緑幼稚園
武生教会 10:30	佐々木千沙子	915-0062	越前市姫川1-5-35	(0778) 22-2873	
大野教会 10:15	高見伊三男	912-0025	大野市本町10-15	(0779) 66-4235	旭幼稚園
敦賀教会 10:15	有岡 史季	914-0051	敦賀市本町2-2-25	(0770) 22-0043	敦賀教会幼稚園

◎日本聖公会

金沢聖ヨハネ教会 10:30	中尾貴三子	920-0935	金沢市石引4-3-1 出羽町	221-6715
富山聖マリア教会 10:30	韓 相敦 谷 市三	930-0065	富山市星井町2-5-4	(076) 421-6962
福井聖三一教会 10:30	小林 聰	910-0019	福井市春山1-4-13	(0776) 23-6194 聖三一幼稚園

◎日本バプテスト連盟

金沢キリスト教会 10:30	田口 昭典	920-0965	金沢市笠舞2-6-28 笠舞3丁目	234-0880	金沢めぐみ幼稚園
-------------------	-------	----------	----------------------	----------	----------

◎日本キリスト改革派教会

金沢教会 10:30	漆崎 英之	920-0355	金沢市稚日野町北326-1	267-8113
---------------	-------	----------	---------------	----------

履修要綱（2018年度入学生）

I 学部共通項目

1. 教育課程

大学の授業科目、単位数、履修年次、を体系的に編成したものを教育課程（カリキュラム）という。入学する年度によって履修するカリキュラムが定められており、これにそつて配置された科目の履修を以下の流れによって行う。

- ① カリキュラムを理解する (科目配置表、授業要目)
- ② 学生自身の時間割を作成する (履修計画)
- ③ 受講科目を登録・確認する (履修登録)
- ④ 講義内容を理解する (講義受講)
- ⑤ 成績評価を受ける (単位認定試験、課題レポート作成)
- ⑥ 合格・単位を修得する (単位認定)
- ⑦ 卒業に必要な単位を修得する (卒業要件認定)

2. 授業と単位、卒業要件

大学での学修は単位制になっている。卒業するためには、在学年限内に所属する学科で定められた所定の単位を修得しなければならない。これを卒業要件という。

(1) 単位とは

学修の成果を数量的に表したものである。授業科目ごとに単位数が定められている。授業科目を履修し、授業参加状況や単位認定試験・レポートなど、授業担当教員が必要と認める学修作業の結果により、その授業科目の到達点に達したと授業担当教員が判断したとき、所定の単位が与えられる。

(2) 単位数

単位数は授業科目ごとに定められている。また、授業形態によって算定方法が異なる。

大学設置基準による規定：1単位の標準=45時間の学修が必要な内容

1単位(15時間)の講義科目の場合、45時間の学修を必要とする内容であるためには、授業時間外に30時間の自習（予習・復習・課題作成）が前提となる。なお、本学での算定方法は下記表のとおりである。

授業種類	授業時間と単位数	半期コマ数と単位
講義科目	15時間（毎週1時間）の授業をもって1単位とする	半期1コマ2単位
演習科目	15時間または30時間（毎週1時間または2時間）の授業をもって1単位とする	半期1コマ2単位、または1単位
実験・実習・実技 (スポーツなど)	30時間または45時間（毎週2時間または3時間）の授業をもって1単位とする	半期1コマ1単位、または半期1.5コマ1単位

*コマ：本学では1回の授業を90分で行い、1講時（90分）を1コマと呼ぶ。

*各科目の授業時間は履修規程において定められている。

(3) 授業科目の種類

各授業科目は、卒業要件として必ず履修・修得しなければならない科目とその他の科目に区分される。

科目分類	内 容
必修科目	必ず履修し、単位を修得しなければならない科目
選択必修科目	指定された複数の科目の中から選択して履修し、学部・学科所定の単位数を必ず修得しなければならない科目
選択科目	自由に選択し、必要単位数を修得する科目
自由科目	自由に選択できるが、卒業要件には含まれない科目

なお、開講時期・期間により、「通年科目」（1年を通して実施される科目）、「半期科目」（前期または後期で完結する科目）、「集中講義科目」（夏期・冬期休業期間等に連続して行われる科目）に分かれている。

(4) 履修登録制限（キャップ制）

本学では、学生が4年間にわたって計画的に授業科目を履修できるよう履修登録単位数の上限を定めている。大学設置基準第二十七条の二に基づき、科目の年次配当や履修条件の適正な設定を行い、学生の過剰な履修登録による単位の空洞化を避けるためである。（なお、実習科目、集中講義による科目履修は、登録上限単位数に含めない。）

大学設置基準で定められているように、1単位の授業は45時間（1単位の講義科目の場合は、15時間の授業のほかに30時間の予習・復習）の学修が必要とされている。本学における“1時間”は、授業時間を45分と定めており、週1回2単位（90分1コマ）の授業の場合は、授業以外において1週間に4時間の予習・復習を行うことが前提となっている。

学 科 名	履修登録単位数の上限
子ども教育学科	半期25単位、年間で49単位
社会学科	半期24単位

ただし、以下の科目はキャップ制に含まれない。

- ① 学外施設で行われる実習及び実習指導に関する科目
- ② 自由科目
- ③ 単位互換科目

履修単位数の上限に含まれるもの	全学共通科目、基幹科目、学科専門科目、資格科目、他学科科目、他大学科目
履修単位数の上限にふくまれないもの	実習及び実習指導、自由科目、集中講義（北陸学院セミナーI、北陸学院セミナーIIを含む）、単位互換科目（いしかわシティカレッジ、放送大学）

(5) オフィスアワー

本学では、授業以外に学生が教員の研究室を自由に訪れ、質問や疑問、相談を受ける時間としてオフィスアワーを設定している。オフィスアワーを利用して、アドバイザー

教員以外の教員からも、学習方法や生活面での相談など学生生活全般にかかるアドバイスを受けることができる。教員は、オフィスアワーとして設定された時間帯には、特別な用事がない限り研究室などの所定の場所にいる。

オフィスアワーの設定期間は、授業期間中（前期は4月～7月、後期は10月～1月）である。各教員のオフィスアワーの時間については、オリエンテーション期間のガイドンスで配布される資料や学科の掲示板等で知らせる。

なお、設定された時間に訪問することができない場合（自分の授業がある時間帯）は、礼拝時間を除く昼休み時間を利用することも可能である。訪問先の教員に都合の良い時間聞く、あらかじめ質問のポイントを絞る、一人で長時間独占しないなど、オフィスアワーの趣旨を踏まえて行動すること。

(6) アドバイザー制度

基礎ゼミI・II（1年次）、プロゼミA・B（2年次）、専門ゼミI（3年次）、専門ゼミII（4年次）のそれぞれのゼミ担当教員が、アドバイザーとして、履修相談や学修計画、さらには大学生活全般について相談に乗り、助言を行う。

1年次と2年次のゼミでは、学生がより多くの教員や学生と交流できるように、ゼミメンバー及び担当教員は半期ごとに入れ替えをする。なお、専門ゼミI・IIでは、2年間にわたって同じ担当教員が助言や相談を行う。

3. 履修について

(1) 履修計画上の注意

- ① 「履修要綱」にある規定に従い、必要な科目を履修すること。
- ② 取得を希望する免許及び資格に係る科目の履修については、各自の責任において間違いないよう行うこと。複数の免許及び資格の取得を希望する者は、履修に細心の注意を払うこと。未履修による不都合について、大学は一切の責任を負わない。
- ③ 履修年次は、4年間の学修を系統的に行えるようにカリキュラムに基づいて定められている。原則として学年学期配当に従い、複数年にわたる場合は、より低い年次で修得を済ませること。

開講科目一覧に記載されている学年は、それぞれの科目を履修するのが望ましい学年である。（社会学科の開講科目一覧で、○囲み数字で表示されている科目は複数年次での配当を意味する。例：2年、3年、4年にそれぞれ「②」のように表示されている場合、いずれかの年次で履修することを意味する。）原則として、現在の学年よりも上の年次の授業科目を履修することはできない。

- ④ 科目名にI・IIがついている場合は、原則としてIを履修して単位を修得していないとIIを履修することはできない（総合教養科目、英語A～F、経済学I～IVを除く）。また、履修順序が定められている科目がある場合、前提となる科目を履修していなければ、当該科目を履修することができない。

シラバス（教授要目）の履修条件を必ず確認すること。

- ⑤ それぞれの学科ごとに履修単位数の上限が定められており、子ども教育学科では年間49単位・半期25単位、社会学科では半期24単位とする。履修単位数の上限を超えての履修は認められないので、必ず登録する科目・単位数合計を確認すること。
- ⑥ 当該学科以外の学生は、資格取得に係る科目のうち実習及び実習指導の科目を履修することはできない。その他、シラバス（教授要目）に他学科履修の可否が記してあるので、注意すること。

（2）履修登録上の注意

- ① 必ず決められた期間に登録手続きを行うこと。
- ② 前期は、前期及び通年開講科目、後期は、後期開講科目の登録を行う。
- ③ 授業開始後に変更を行う場合は、教務課にて定める期間に行う。それ以降の変更及び放棄は原則として認めない。
- ④ 登録学生の著しく少ない科目は、教務委員会の議を経て、開講しないことがある。
- ⑤ 同一時間に2科目以上の授業科目を重複して履修登録することはできない。
- ⑥ 既に単位を修得した科目を再履修することはできない。
- ⑦ 演習科目・実技科目で複数のクラスが開講されている場合、原則として指定されたクラスで履修すること。

（3）履修登録の方法

① 履修登録の意味

履修登録は、自らの学習計画に従って、その学期または学年に自分が履修しようとする授業科目を登録する手続きである。したがって、履修登録をしていない授業科目については履修できない。

② 履修登録手続きの環境

毎学期授業開始前の指定期間に学生ポータルサイト「メソフィア」の個人画面において、各自がWeb履修登録を行う。「メソフィア」の履修登録メニューは、学内のコンピュータおよび、自宅や外部のインターネット接続環境のあるコンピュータより、使用可能である。

③ 履修登録手続きの流れ

履修登録科目の説明・書類配布及び各学科教務委員から説明を受けた後、指定期間に履修登録を行う。

「メソフィア」から「履修申請」に進み、履修を希望する講義を選択し、履修申請を行う。

履修申請完了後、指定期間終了日までに「メソフィア」にて、履修科目の登録が完了したことを見認する。

（4）履修登録の確認

- ① 「メソフィア」画面メニュー「履修支援サービス」より、「履修確認」及び毎学期の

「My時間割」が確認できる。

- ② 履修登録は、すべて学生の責任においてなされなければならない。登録のエラーについての責任は、学生自身が負うことになるので、充分に注意して履修登録を行うこと。
- ③ 確認せず間違ったまま登録を放置しておくと、受講していても履修登録が無効となり、試験が受験できなくなる。正確に入力したつもりであってもエラーが発生し、卒業延期等の重大な不利益を被る可能性があるので、履修登録の確認は1科目ずつ慎重に点検すること。
- ④ 時間割内容・担当教員等について変更が生じる場合があるので、掲示板で確認すること。
- ⑤ 履修登録、変更は定められた期間に行うこと。また、履修登録確認・変更期間後の履修内容の変更・追加・取消等は原則として認められないので、確認を充分に行うこと。
- ⑥ 履修登録確認を行った結果、登録内容に疑問または誤りがあった場合は、速やかに申し出ること。内容によっては修正等の処置をとる場合がある。

4. 授業について

(1) 授業

授業は原則90分を1コマとして15回行われる。祝日・行事・休講等により規定回数に不足する場合には、補講を行う。補講の案内は掲示板で案内する。定期試験によって単位を認定する場合は16回目に実施する。

授業時間は90分を基本として、原則として下記の時間帯で行われる。本学では授業開始、授業終了のチャイムは鳴らさないので、各自時間に遅れないように行動すること。

授業時間帯	
1限	…8：50～10：20
2限	…10：30～12：00
(チャペルアワー	…12：10～12：30)
3限	…13：10～14：40
4限	…14：50～16：20
5限	…16：30～18：00

(2) 出席・欠席

- ① 授業へは毎回出席するのが原則であり、忌引きを除き病気その他の不可抗力による欠席も出席扱いとされることはない。
- ② 出席状況は定期試験の受験資格に含まれる。
- ③ 忌引きの場合は出席扱いとする。
忌引きの日数は次のとおりとし、休日が含まれる場合は通算する。

死亡した者	日数	
配偶者	10日	忌引きの起算日 1) 忌引日数3日以上の場合 事実が発生した日 2) 忌引日数1日又は2日の場合 原則として葬儀当日の規定日数
一親等（両親）	7日	
二親等（兄弟姉妹）	3日	
二親等（祖父母）	2日	
三親等（叔（伯）父母、甥姪）	1日	

*次回出席までに「忌引届」を、所属学科教務委員の押印ののち、授業担当教員へ提出すること（同居親族以外は会葬礼状など証明できる書類を添えて提出すること）。

- ④ 以下の理由による欠席は、「特定欠席」とし、欠席として取り扱う。なお所定の手続きを行った場合、当該学生に対し担当教員が課題等を課し配慮する。
- イ) 学校保健法に定める学校感染症
 - ロ) 単位修得を伴う実習のための欠席（事前事後の訪問を含む。なお、事前に、所属学科教務委員より発行された実習のための欠席届を提出すること。原則として事後の提出は認めない。）
 - ハ) 学校の代表として公的行事に参加する場合の欠席（大学評議会で決議された行事に限る。）
- ⑤ 病気などで授業を欠席する場合、大学では授業担当教員に連絡するなどの措置は取らない。自分で担当教員に連絡・説明すること。
傷病・傷害等により欠席が長期になる場合は、速やかに所属学科の教務委員あるいは学生委員へ連絡すること。
- ⑥ 科目によって、遅刻・早退4回をもって1回の欠席とみなす。

(3) 緊急時の授業の取り扱い及び伝達手段について

(気象状況の悪化による警報発令時、交通機関運行不能時)

暴風雨あるいは降雪等により警報が発令された場合で、かつ交通機関が運行不能の場合は、授業ならびに定期試験等の実施について、緊急に変更することがある。

登校前の気象状況による休講等の判断は早朝6時までに行う。休講等の判断を行った場合のみ、緊急情報閲覧サイト（次頁参照）に情報を掲載する。また、早朝6時までに授業等を実施すると判断しても、天候状況等により、それ以降に休講等の判断を行うこともあり得るが、一旦、休講等の判断を行った場合は、それを取り消すことは行わない。

①状況例

- イ) 警報が金沢市及びその周辺部に発令された場合
- ロ) 交通機関が事故やストライキ等で下記a) b) に示す交通機関が不通となった場合
 - a) JR西日本北陸本線・七尾線、IRいしかわ鉄道のうちのいずれか一線が不通となった場合
 - b) 北陸鉄道路線バスが全面不通の場合
- ハ) 上記以外に大学が通学困難と認める事態が生じた場合

②変更情報閲覧及び連絡

- イ) 情報閲覧について

下記URLにて携帯電話・パソコンから変更処置の情報を閲覧することができる。

www.hokurikugakuin.ac.jp/univ/index.php

ロ) 連絡網について

緊急に必要がある場合は、状況に応じ学科別に連絡する。

ハ) メール送信について

予めアドレスを登録しておくと、緊急情報がメール送信される。

(4) 授業評価アンケート

本学では、各授業の最終回までに授業方法・内容の改善を目的として、学生による授業評価アンケートを実施する。次の授業に活かせるよう、集計結果は後日授業担当教員に渡すほか、学生の履修科目の選択の参考となるよう所定の場所において公開される。

5. 試験・レポートについて

(1) 試験について

- ① 試験はこれを分けて、定期試験、臨時試験、追試験及び卒業時再試験とする。
- ② 定期試験とは、各学期末において行う試験をいう。定期試験の方法は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート等、各科目担当者が定めたものとする。
- ③ 臨時試験とは、定期試験以外の授業中に教員が隨時実施する試験をいう。
- ④ 追試験とは、定期試験の受験資格を有する者が、次の理由で定期試験に欠席した場合に行う試験をいう。
 - イ) 忌引き
 - ロ) 疾病・傷害等（医師の診断書又は領収書がある場合）
 - ハ) 公共の交通機関の運行停止・遅延
 - 二) その他正当な理由であることを証明する書類がある場合
- ⑤ 卒業時再試験とは、卒業見込み者で、定期試験および追試験の結果、不合格科目のうち所定の単位を修得すれば卒業要件を満たす者に限り、実施する試験をいう。
- ⑥ 授業時間数の3分の1を超えて欠席した場合は、原則としてその科目の受験資格を失う。これを超えた場合は、いかなる理由があっても認められない。
実習科目等については、この規定によらない。
- ⑦ 追試験を受けようとする者は、原則として3日以内に所定の追試験受験願を教務課まで提出しなければならない。
- ⑧ 追試験料は1科目につき1,000円とする。納入した追試験料は、一切返還しない。
- ⑨ 受験者は、試験中、次の事項を守らなければならない。
 - イ) 試験場においては、すべて担当教員の指示に従わなければならない。
 - ロ) 受験に際しては、学生証を机上に呈示しておかなければならない。
 - ハ) 携行品は、カバンに入れるか、担当教員の指示する所定の位置に置くこと。なお、携帯電話等の電源は必ず切っておくこと。時計の代わりに使用することは認めない。
- 二) 試験開始時刻に遅刻した者は担当教員の指示に従うこと。

- ホ) 試験場を退出する場合は、必ず答案用紙を提出してからでなければならない。
- ヘ) 試験場内においては、不正行為及び不正行為を助ける行為をしてはならない。
- ⑩ 試験中不正行為を行った者の答案は無効とし、その評価は「喪失」となる。それ以外の処置については、学長が決定する。

(2) 卒業時再試験について

- ① 卒業見込み者で、最終学期に行われた定期試験および追試験の結果、不合格科目のうち2科目4単位以内の単位を修得すれば卒業要件を満たす者に限り、学長の許可を経て卒業時再試験の受験を認める。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は受験することができない。
- A. 不合格科目の評価が「喪失」、「履修中止」または「欠試」であった場合。
 - B. 不合格科目が、「全学共通科目における演習科目」、「専門ゼミ」、「卒業研究」、「実習・実技にかかる科目」、「単位互換による科目」、「卒業要件外の科目」のいずれかであった場合。
- ② 卒業予定年次でも卒業見込みのない者には、卒業時再試験を行わない。
- ③ 卒業時再試験を希望する者は、教務課から「卒業時再試験に該当する」連絡を受けた後、指定された期日までに卒業時再試験料を納入し、手続きをとること。卒業時再試験の日時・場所等は、後日指示する。
- ④ 卒業時再試験料は、1科目5,000円とする。納入した再試験料は、原則として返還しない。
- ⑤ 卒業時再試験の結果、合格した科目の評価は60点とする。
- ⑥ 卒業時再試験を受験して卒業要件を満たした者の卒業期日は、原則として一般卒業者と同じに扱う。

(3) レポートの提出について

- ① 所定の期限を厳守して、指定された所に提出をすること。
- ② 提出期限後は、原則として受理されない。
- ③ 用紙は担当教員の指示に従うこと。表紙には授業科目名・担当教員名・学部学科名・学年・学籍番号・氏名を明記し、必ず綴じて提出すること。記載に鉛筆を使用しないこと。
- ④ 試験に代わってレポート提出を課せられる場合、所定の期限までに提出しなければ試験の欠席に準じて処理される。

6. 評価と学習指導

(1) 評価方法

- ① 成績の評価は、100点を満点とする。
- ② 追試験の成績は、その得点の20%以内において減点することがある。
- ③ 卒業時再試験の評価は、最高得点を60点とする。

④ 成績評価に当たり、Grade Point Average（評定平均値。以下「G P A」という）を採用する。G P Aは学生の成績評価をより明確にすることにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学習指導に役立てる。

⑤ 成績評価は、S、A、B、C、F及びXをもって表示し、S、A、B、Cを合格、F及びXを不合格とする。

なお、ナンバリング90番台の科目、北陸学院セミナーI・II、及び他大学等で修得した科目の単位をT、履修中止をWと表記し、G P Aの算定上除外する。

⑥ Grade Point（以下「G P」という）は、成績評価に応じて付与されたポイントをいう。
〔成績評価〕

評価	成績	合否	G P	備考
S	100点～90点	合格	4	
A	89点～80点		3	
B	79点～70点		2	
C	69点～60点		1	
F	59点以下	不合格	0	
X	喪失	不合格	0	出席数不足など受験資格を喪失した場合
T	単位認定	合格	—	ナンバリング90番台の科目、北陸学院セミナーI・II、他大学で修得した科目の単位
W	履修中止		—	ナンバリング90番台の科目で単位を修得できなかった場合を含む

⑦ G P Aは、S、A、B、C、F及びXについてそのG Pに単位数を乗じて得た数の総和を総履修登録単位数（T及びWを除く）で除して算出する。

〔成績評価例〕

授業科目	単位数	評価	ポイント（G P）×単位数
キリスト教概論 I	1 単位	A	3.0 × 1 = 3.0
英語 C I	1 単位	S	4.0 × 1 = 4.0
日本国憲法	2 単位	C	1.0 × 2 = 2.0
教育学概論	2 単位	A	3.0 × 2 = 6.0
生涯スポーツ A	1 単位	B	2.0 × 1 = 2.0
	(1) 合計7単位		(2) 合計17ポイント（G Pの合計）

G P A : (2) ÷ (1) として算出 → $17 \div 7 = 2.43$

⑧ G P Aの計算にあたって、再履修した場合には、再履修する前の単位数を、履修申告した科目の単位数の合計から除外して計算するものとする。

（2）G P Aを用いた学習指導

- ① 各学期においてG P Aが、1.00未満であった学生に対し、本人および保証人（保護者等）に対し、学科長より、文書等による警告を行う。
- ② G P A 2.00未満が2学期（2セメスター）連続した学生は、本人を呼び出しゼミ担当教員（アドバイザー）による注意と指導を行う。

- ③ G P A 2.00未満が3学期（3セメスター）連続した場合、または連続しなくても通算で4学期になった学生は、本人及び保証人（保護者等）を交え、ゼミ担当教員（アドバイザー）による注意と指導を行う。
- ④ G P A 1.50未満が3学期（3セメスター）連続した学生は、本人および保証人と学科長とが面接し、引き続き学習する意志があるか確認を行う。
- ⑤ G P A 1.00未満が3学期（3セメスター）連続した学生に対し、学部長等より本人および保証人（保護者等）宛て退学勧告を行う。

（3）単位認定

授業科目を履修した者に対して、原則としてその科目の授業の完了した学期末において試験を行い、合格した者に単位を認定する。

科目的単位認定は、学科試験または学修報告と平常成績とによって行う。ただし、演習、実習、実技等の科目は定期試験を行わないことがある。

7. 進級基準

人間総合学部においては、3年次への進級に際して「1年次に配当されている必修科目および選択必修科目「英語AⅠ～FⅠ」、「英語AⅡ～FⅡ」より同グレードで各1単位、「総合教養AⅠ～DⅡ」より2単位並びに「プロゼミA」、「プロゼミB」を未修得の場合、3年次への進級を認めない」。

8. 編入学・転入学・転学科による履修

学則第36条、第37条又は第42条の定めにより編入学、転入学又は転学科を認められた者で、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、本規程の資格に関する規定に従うとともに、厚生労働大臣の指定する科目を履修し単位を修得すること。

9. 免許・資格取得関係

学科別取得可能な免許・資格一覧

子ども教育学科

- ・中学校教諭一種免許（英語）（国家資格）
- ・小学校教諭一種免許（国家資格）
- ・幼稚園教諭一種免許（国家資格）
- ・保育士資格（国家資格）
- ・社会福祉主任用資格（国家資格）
- ・認定心理士資格
- ・准学校心理士資格

社会学科

- ・図書館司書資格（国家資格）
- ・社会福祉士国家試験受験資格（国家試験受験資格）

- ・スクールソーシャルワーカー
- ・社会福祉主事任用資格（国家資格）
- ・認定心理士資格
- ・社会調査士資格

*免許・資格の取得については、各学科カリキュラムの該当箇所を参照のこと。

10. 教職課程

中学校教諭一種免許状（英語）・小学校教諭一種免許状・幼稚園教諭一種免許状

（1）教職課程とは

教職課程とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭並びに栄養教諭として働くために必要な教員免許状の授与をうけるための教育課程を指す。教員免許状を授与されるためには、以下に記載のとおり教育職員免許法並びに教育職員免許法施行規則に定められた所定の基礎資格（大学においては「学士」の学位）を備え、かつ所定の単位を修得する必要がある。

なお、本学には幼稚園、小学校、中学校（英語）（子ども教育学科）の教職課程が開設されている。

（2）教員免許状の取得について

本学には、子ども教育学科に、以下の教員免許状を取得するための課程がある。所属する学科において教員免許状取得に必要な所定の単位を修得のうえ卒業（卒業見込）し、都道府県の教育委員会に申請することで、それぞれの教員免許状を取得することができる。

なお、本学では正規学生が他学科の免許状を取得することを認めていない。

学部名	学科名	取得可能な教員免許状の種類
人間総合学部	子ども教育学科	中学校教諭一種免許状（英語）
		小学校教諭一種免許状
		幼稚園教諭一種免許状

※一種免許状を取得するには、基礎資格として学士の学位を有することが必要。

（3）教職課程の登録と履修の手続き

教員免許状を取得するためには、所属する学科の学科科目のほかに教職及び教科に関する科目などを履修し、さらに教育実習、介護等体験（中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状）を行わなければならない。教員免許状取得に必要な科目は広範にわたるので、取得には4年間を要する。

したがって、計画的に履修することが必要である。教職課程の履修の仕方は複雑なので、まずはこの「10. 教職課程」の項目を熟読して理解するように努めること。それでもわからないときは、教職課程担当教員または法人・大学事務局教務課窓口で質問すること。

①教職課程ガイダンス

教員免許状取得希望者に対して、年度初めのオリエンテーション期間中と各学期の初めに教職課程ガイダンスを実施する。教職課程の履修を希望する者は、必ず出席すること。説明会の日時、会場についてはオリエンテーション期間中・各学期の初めに掲示にて知らせるので、注意すること。

②教職課程の登録

教職課程ガイダンス時に配布される「教職課程登録届」を所定期間内に必ず提出すること（前期4月・後期9月）。手続きの方法および提出先などは教職課程ガイダンスで説明する。

なお、教職課程登録は一度行えば卒業まで有効だが、途中で教職課程の履修を取りやめた場合（教員免許状の取得を取りやめた場合）は、その時点で必ず法人・大学事務局教務課に届け出ること（一免許種であっても必ず届け出ること）。届出のない場合、取り下げた免許種の実習費等について請求される場合がある。

例：「小学校教諭一種免許状」と「幼稚園教諭一種免許状」の取得をめざしているが、途中で「小学校教諭一種免許状」の取得を取りやめる場合は、そのことを法人・大学事務局教務課に届け出ること。

③履修すべき単位数

教育職員免許法施行規則（第6条、第6条の2および、第66条の6）に定められた履修すべき科目と単位数は下記のとおりである。

ただし、免許種によって内訳が異なるので教職課程担当教員の指示にしたがうこと。履修に際しては『学生要覧』の入学生カリキュラム表の注意事項にしたがって行うこと。履修漏れによる科目の未履修等について大学は一切の責任を負わない。

	幼稚園教諭免許状	小学校教諭免許状	中学校教諭免許状
教職に関する科目	35単位以上	41単位以上	31単位以上
教職又は教科に関する科目	10単位以上	10単位以上	8単位以上
教科に関する科目	6単位以上	8単位以上	20単位以上
教育職員免許法施行規則 66条の6に定める科目	日本国憲法（2単位）、体育（2単位） 外国語コミュニケーション（2単位）、情報機器の操作（2単位）*		

*本学で「体育」に対応する科目は「生涯スポーツA・B」、「外国語コミュニケーション」に対応する科目は「英語AⅠ～FⅡ」、「情報機器の操作」に対応する科目は「情報機器演習A・B」である。

（4）教育実習、介護等体験、教職実践演習、履修カルテ

教育実習は、大学が実習校（園）に実習生受入のお願いをして初めて実施可能となる特殊な科目である。実習の受講について学生の希望は尊重されるが権利ではない。したがって、たとえ、履修条件を満たしている場合でも、所属学科の教員および実習担当者会が実習生としての適性に欠けると判断する場合には、実習を許可しない場合や実習途中でも実習を中止する場合がある。

①教育実習

教育実習は、就職活動・部活動・サークル活動等とは両立しない。在学中に学ぶことの優先順位をよく考えて、実習に専念できる者だけが教育実習を履修すること。そのうえで教育実習を履修しようとする者は、各学科の定める履修条件を満たすよう努力するとともに、計画的に教職課程科目の履修を行うこと。

教育実習を行うには、「教育実習指導」を履修しなければならない。教育実習指導は教育実習の事前指導と事後指導から成り立っているので、教育実習を行う者は「教育実習指導」を必ず履修登録し、事前指導、事後指導にすべて出席しなければならない。

〔事前指導〕事前指導を正当な理由なく欠席した場合は、教育実習を行うことはできない。

〔事後指導〕事後指導を正当な理由なく欠席した場合は、教育実習を行った場合でも「教育実習指導」の単位を取得できない。また、教育実習が不認定の場合、「教育実習指導」の単位は取得できない。

※やむを得ず欠席する場合には、必ず事前に理由とともに申告しなければならない。

②介護等体験（中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状）

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（通称「介護等体験特例法」）により、小学校教諭及び中学校教諭の免許状を取得しようとする者は、7日を下らない範囲内において、特別支援学校（盲学校、聾学校、もしくは養護学校）または社会福祉施設等で、障害者や高齢者等に対する介護、介助、これら利用者との交流等の体験を行わなければならない。

一般的には、特別支援学校（盲学校、聾学校、もしくは養護学校）で2日間と、社会福祉施設等で5日間の介護等体験を行う。また、介護等体験特例法施行規則第3条により、介護等体験が免除になる場合もある。自身がこの法律の適用者であるかどうかわからない場合には、所属学科の教職課程担当教員に相談すること。

介護等体験に関する説明会や登録については別途掲示にて連絡する。なお、介護等体験の説明会に欠席の場合、体験を辞退したとみなす。

③教職実践演習

教職実践演習は、大学4年間における教職課程科目履修の総括に位置づく科目であるため、履修は4年次後期に設定されている。また、履修カルテ（詳細については学科の教職担当の教員から説明）を用いて、1年次からの教職課程科目における学びの積み上げを振り返りながら授業が行われる。したがって、原則として4年次前期までに教職実践演習を除くすべての教職課程科目の単位を修得済みでなければ、教職実践演習は履修できない。

④履修カルテ

履修カルテは、教職課程科目の一つである「教職実践演習」において使用する。履修カルテには1年次から4年次まで履修する教職課程科目のすべてについて、履修した年次ごとに順次、各科目の学習状況や自己評価等を記していく書類である。

履修カルテの様式は、取得する免許状ごとに異なり、履修カルテへの記入の方法や

管理については、別途指示があるので、その指導に従うこと。

(5) 教員免許状の石川県教育委員会への申請について

教員免許状取得に必要な単位をすべて修得（見込を含む）し、かつ卒業見込の者には、大学が免許状授与権者（石川県教育委員会）に一括して申請を行う。免許状申請に必要な証明書は、①「基礎資格証明書」（=卒業証明書）、②「学力に関する証明書」、③「介護等体験に関する証明書」（中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状）である。本学では、「学力に関する証明書」において基礎資格の証明をしている。

なお、「介護等体験に関する証明書」は、大学が発行できるものではないため、介護等体験を行った者は、紛失しないよう保管に注意すること。

4年次の11月に開催される石川県教育委員会への一括申請の説明会に必ず参加すること。説明会に正当な理由なく欠席した場合、自己の責任において石川県教育委員会に個人で申請すること。

なお、教員免許状申請に関する説明会のときに、一免許状ごとに石川県証紙代（3,300円）が必要になる。（入学年度以降、卒業見込年度までの間に石川県教育委員会による証紙代の変更により、申請料が変更になる場合もある）

(6) 教員免許状が授与されない者

教育職員免許法第五条において、以下のいずれかに該当する者には、教員免許状は授与されない。

- ① 18歳未満の者
- ② 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く
- ③ 成年被後見人又は被保佐人
- ④ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ⑤ 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ⑥ 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ⑦ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(7) 編入学による免許種別の切り替えについて

編入学により、他大学において取得した二種免許状を本学で一種免許状に切り替えるには教育職員免許法施行規則（第10条の7）に従い、一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。編入後すぐに以前在籍した大学・短期大学から「学力に関する証明書」を取り寄せ、

本学（大学事務室教務課教職課程担当）に提出し履修指導を受けること。

時間割等諸事情から2年間の学業で免許状が切り替えられるとは限らない。また、編入生や学士入学により免許状取得を希望する学生は、各自で免許状授与権者（石川県教育委員会）にて取得必要単位・科目等の確認をすること。

（8）教員免許更新制度と免許状更新講習

①教員免許更新制度

新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された者）には、10年の有効期間が付される。有効期間は、その免許状に係る所要資格を得た日から10年後の年度末となる。

また、新免許状の場合、受講対象者であるか否かにかかわらず、有効期間の満了までに更新講習を受講・修了せず、有効期間を更新しなかった場合、所持する免許状は失効する。

なお、平成21年3月31日以前に授与された免許状を持つ場合は平成21年4月以降に免許状が新たに授与されても「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても、有効期間の付されない旧免許状となる。

②免許状更新講習

平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入された。その目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的（10年毎）に最新の知識・技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

（9）その他

その他、教職課程の履修に関しては、必要に応じて説明会の開催や掲示による連絡等を行うので、その指示に従うこと。

正当な理由なく説明会を欠席した場合、教員免許状の取得を放棄したものとみなすので注意すること。

11. 留学プログラム

本学では、国際的感覚と語学力、コミュニケーション能力を実践的に身につけ、視野を広めることを目的として留学プログラムを定めている。学生が英語とその文化を学ぶために海外の高等教育機関（本学提携校）で学習することを支援するプログラムである。

《海外個人留学》

在学中に休学することなく留学できる制度である。短期留学と長期留学（セメスター留学）がある。留学先の研修内容は、語学研修、異文化体験、専門科目の単位の修得・研究などである。世界中の学生とともに学ぶための国際性を身につけるには良い機会となる。

（1）提携校

Anderson University（アメリカ）

Cornerstone University (アメリカ)
Saint Mary's University (カナダ)
University of Limerick Language Centre (アイルランド)

(2) 短期留学と長期留学

①短期留学

- ・長期休暇を利用して2～6週間提携校で語学研修を行う。
- ・卒業レポート（研究）などのリサーチを行う。
- ・留学にかかる費用は留学先によって異なる。
- ・本学からの学費減免は行わない。

②長期留学（セメスター制）

- ・1学期間留学する制度である。
- ・4ヶ月（1～6週間授業回数相当）～1年間以内、提携校で学ぶことができる。
- ・提携校で履修できる科目は提携校、本人の英語力、本学所属学科等によって異なる。
- ・留学校で取得した単位については、履修した科目・内容・時間によって認定される。

(3) 留学要件

留学を希望する学生は一定の要件を満たす必要がある。また許可が一度下りた場合でも、留学の許可を取り消すことがある。

(4) 留学時期

本学で目指す資格取得のための実習や集中講義等を考え、留学指導担当者と相談の上決定する。

(5) 留学実現のための支援

①「留学の手引き」

- ・留学希望者は学生支援課で「留学の手引き」を閲覧し、留学についての理解を深める。
- ・指導はこの手引きに沿って進められる。

②説明会および個別相談

- ・4月に学生全員に説明会を開催する。
- ・希望者には詳しく説明を行う。原則、留学希望時期より1年前には留学指導担当者まで申し出ること。

③長期留学における本学の学費減免及び奨学金について

- ・許可された学生は施設設備費が減免される。
- ・留学先によっては奨学金が給付される。受給資格等詳細については各学科の担当者に確認すること。

⟨MEMO⟩

Ⅱ 学科カリキュラム

子ども教育学科

1. 教育について（教育理念、AP・CP・DP）

（1）教育理念、AP・CP・DP

教育理念

北陸学院大学は、キリスト教精神に基づいて人間についての理解と学びを教育や社会の視点から総合的にとらえ、知識を統合していくことを教育及び研究上の目的とし、その達成を通じて専門的知識とともに幅広い教養に裏打ちされた心の豊かさや人間的資質を備えた人材の育成を目指します。

アドミッションポリシー（AP）

北陸学院大学では、聖書に示された愛の精神に基づき、人と地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、以下の入学生を受け入れます。

- ① 専門的な知識と技術を身につけるために必要な基礎学力を有している者（＊）
- ② 物事を多面的かつ論理的に考察することができる者
- ③ 自己の考えを的確に表現し、伝えることができる者
- ④ 北陸学院のスクールモットーである「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」という精神に賛同する者
- ⑤ 保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭（英語）を目指し、学業に意欲的に取り組むことができる者
- ⑥ 人間の発達や成長に关心のある者

*入学に際し基礎学力テストを実施して、英語・日本語の基礎学力が不足している場合には、「英語基礎」、「日本語基礎」の学びを義務づけます。

カリキュラムポリシー（CP）

北陸学院大学では、教育理念に掲げた人材を育成するために、人間総合学部に社会学科と子ども教育学科を置き、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ① 学部の掲げるディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を達成するために、4つの科目群を配置し、系統的な履修を促す。「全学共通科目」群（「北陸学院科目」、「総合教養科目」、「言語教育科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリア教育科目」）、「基幹科目」群、「学科専門科目」群、「資格科目」群
- ② 学生の学修能力の発達状況に合わせた段階的な科目配置を行う。大学での学びに必要なスタディスキルズから始まり、主体的な学びに必要な課題探究能力、批判的分析思考能力、情報リテラシー、コミュニケーション能力など、社会において欠くことのできない能力の育成を達成するために、「基礎ゼミI・II」（1年次）、「プロゼミA・

「B」（2年次）、「専門ゼミⅠ」（3年次）、「専門ゼミⅡ」（4年次）などを配置する。

- ③ 学生が自ら目指す進路・資格取得に必要な学習を支援するための学科別教育課程を配置する。
- ④ 専門的な知識と方法論を系統立てて学ぶために「小学校・中学校教育コース」、「児童教育コース」、「幼児教育・保育コース」を置く。
- ⑤ 1年次より現場体験学習を重視し、理論的学びと連動させる。
- ⑥ 人格形成や教育科学の視点から、子どもの育ちや発達に関する学科専門科目を配置する。
- ⑦ 保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭（英語）の資格科目を配置する。

ディプロマポリシー（D P）

北陸学院大学では、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定します。

（知識・理解）

- ① 全学共通科目の履修を通して幅広い知識と教養を身につけている。

（関心・意欲）

- ② 学科での学びを通して、自ら課題を設定して探究することができる。

（技能・態度）

- ③ 4年間での学びを通して、自らの考えを口頭や文章によって的確に他者に伝えることができる。

（知識・理解）

- ④ 幼児教育及び初等・中等教育において、保育者・教育者の役割や職務内容をよく理解している。

（思考・判断）

- ⑤ 子どもの育ちや発達、英語・英語教育に関する専門的知識に基づき、幼・小・中の教育連携、自らの教育観並びに保育観、子ども観を自分の言葉で語り、実践できる。

（態度）

- ⑥ 子どもの育ちや発達に関する専門的知識に基づき、子どもや保護者に寄り添って自らの教育観並びに保育観、子ども観を自分の言葉で語り、実践できる。

（2）コース・プログラム（履修モデル）の概要

小学校・中学校教育コース

中学校教諭プログラム

小学校期から青年期前期までの子どもの発達に関わる専門知識と技能を学び、特に中学校での英語教育または小学校での外国語活動・英語教育に対応できる教員を養成する。

小学校教諭プログラム

小学校期を中心に子どもの発達に関わる専門知識と技能を学び、特に小学校での外国語活動・英語教育に対応できる教員を養成する。

幼児・児童教育コース

幼稚園・小学校教諭プログラム

幼児期から児童期までの子どもの発達に関する専門知識と技能を学び、教育における分野で子ども・保護者を支え、地域に貢献できる教員を育成する。

幼児教育・保育コース

保育教諭プログラム

乳児期からの子どもを豊かに育む保育者を養成する。子育て支援や発達障がいを持つ子どもへの援助について学びを深め、子どもとその保護者にしっかり向き合える保育士・幼稚園教諭・保育教諭を養成する。

2. カリキュラム体系

(科目のナンバリングについて)

(1) 全学共通科目

H G : 北陸学院科目

G E : 総合教養

L J : 言語教育 (日本語)

L E : 言語教育 (英語)

L C : 言語教育 (中国語)

L F : 言語教育 (フランス語)

P E : スポーツ・健康

H C : キャリア教育

(2) 学科科目 (基幹科目・学科専門科目・資格科目)

E 子ども教育

E K 基幹科目 *Key

E L 英会話 *Language

E S 「中学校教諭」科目 *Secondary

E E 「小学校教諭」科目 *Elementary

E C 「幼児・児童教育」科目 *Childhood

E N 「保育教諭」科目 *Nursing

E D 心理学・教育科学科目 *Education

E T 資格科目 (実習関係科目) *Teacher Certificate

注1) 基礎科目を100番台 (主として1年次)、学科専門200番台 (主として2年次)、300番台 (主として3、4年次)

注2) 開講学年にはこだわらず、その科目の難易度、専門的位置づけによる。

子ども教育学科（全学共通科目）

[必・選] 欄…卒業要件としての、◎必修、○選択必修、空欄：選択 ◆自由科目（卒業要件外）

区分	卒業要件	科目名	単位	必選	1単位時間数	形態	学年学期配当・週時間							コースと課程				備考	
							1年		2年		3年		4年		A		B		
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	中免課程	小免課程	幼免課程	保育士課程	
北陸学院科目	6単位	HG100U 北陸学院セミナーI	1	◎	30	演習	*												※は学期の適切な時期に実施
		HG200U 北陸学院セミナーII	1	◎	30	演習			*										
		HG110U キリスト教概論I	1	◎	15	講義	1											◎	
		HG120U キリスト教概論II	1	◎	15	講義		1										◎	
		HG130U キリスト教人間論I	1	◎	15	講義			1										
		HG140U キリスト教人間論II	1	◎	15	講義				1									
総合教養科目	4単位以上	GE100U 総合教養A I	2	○	15	講義	2												(子どもと教育)
		GE110U 総合教養A II	2	○	15	講義		2											(子どもと教育)
		GE120U 総合教養B I	2	○	15	講義	2												(人間と社会)
		GE130U 総合教養B II	2	○	15	講義		2											(人間と社会)
		GE140U 総合教養C I	2	○	15	講義	2												(食と生活)
		GE150U 総合教養C II	2	○	15	講義		2											(食と生活)
		GE160U 総合教養D I	2	○	15	講義	2												(情報とコミュニケーション)
		GE170U 総合教養D II	2	○	15	講義		2											(情報とコミュニケーション)
		LJ090U 日本語基礎	1	◆	30	演習	2												「日本語基礎」履修を義務付けられた者は、単位認定後(T)、「日本語表現法」I IIを履修する。
全学共通教育科目	日本語2単位及び英語2単位を含む外国語4単位以上	LJ110U 日本語表現法I	1	○	30	演習		2										◎	
		LJ120U 日本語表現法II	1	○	30	演習		2										◎	
		LE090U 英語基礎	1	◆	30	演習	2												単位認定後(T)、「英語F I」「英語F II」を履修する。
		LE155U 英語A I	1	○	30	演習	2												
		LE160U 英語A II	1	○	30	演習		2											
		LE145U 英語B I	1	○	30	演習	2												
		LE150U 英語B II	1	○	30	演習		2											
		LE135U 英語C I	1	○	30	演習	2												英語の名称は、F(易)～A(難)のグレードを表し、I・IIは前期・後期を示す。
		LE140U 英語C II	1	○	30	演習		2											
		LE125U 英語D I	1	○	30	演習	2												
		LE130U 英語D II	1	○	30	演習		2											単位認定の可否にかかわらず、I履修者は同グレードのIIを履修する。
		LE115U 英語E I	1	○	30	演習	2												
		LE120U 英語E II	1	○	30	演習		2											
		LE105U 英語F I	1	○	30	演習	2	2											「英語基礎」履修を義務付けられた者は、単位認定後(T)、「英語F I」「英語F II」を履修する。
		LE110U 英語F II	1	○	30	演習	2	2											
		LE165U アクティブラーニングA	1		15	演習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	○		
スポーツ科目	4単位	HC100U キャリアデザインI	1	○	30	演習			2										※は学期の適切な時期に実施 中免課程履修者は、A～Cから1科目以上選択必修
		HC110U キャリアデザインII	1	○	30	演習			2										
		HC200U キャリアデザインIII	1	○	30	演習			2										
		HC210U キャリアデザインIV	1	○	30	演習				2									
キャリア教育科目	6単位	HC300U キャリアデザインV	1		30	演習					2								
		HC310U キャリアデザインVI	1		30	演習						2							
		HC160U 情報機器演習A	1	○	30	演習	2										○ ○ ○ ○ ○		
		HC170U 情報機器演習B	1	○	30	演習		2									○ ○ ○ ○ ○		

子ども教育学科（カリキュラム体系図）

E K : 基幹科目

E L : 英会話

E S : 「中学校教諭」科目

E E : 「小学校教諭」科目

<300番台>

EK360U 卒業研究
EK350U キリスト教と教育
EK340U 教育学理論研究
EK335U 教育学文献講読B3
EK330U 教育学文献講読B2
EK325U 教育学文献講読B1
EK320U 教育学文献講読A3
EK315U 教育学文献講読A2
EK310U 教育学文献講読A1
EK305U 専門ゼミ II
EK300U 専門ゼミ I

EL320U ムービー・イングリッシュB
EL310U ムービー・イングリッシュA

ES355U 英語科教育法IV
ES350U 英語科教育法III
ES340U コミュニケティブ・イングリッシュB
ES330U 英米文学II
ES320U 言語教育のための英文法II
ES310U 英語音声学II
ES300U 英語学概論II

EE362U 教育相談（小・中）
EE350U 小学校英語科教育法III
EE345U 小学校英語科教育法II
EE340U 体育科教育法
EE335U 家庭科教育法
EE330U 音楽科教育法
EE325U 図画工作教育法
EE320U 生活科教育法
EE315U 理科教育法
EE310U 算数科教育法
EE305U 国語科教育法（書写を含む）
EE300U 社会科教育法

<200番台>

EK260U 比較教育学
EK250U 教育史
EK240U 初歩文献講読
EK230U 教育心理学
EK220U 発達心理学
EK210U プロゼミB
EK200U プロゼミA

EL240U ビジネス・イングリッシュB
EL230U ビジネス・イングリッシュA
EL220U トラベル・イングリッシュB
EL210U トラベル・イングリッシュA

ES265U 英語科教育法II
ES260U 英語科教育法I
ES250U コミュニケティブ・イングリッシュA
ES240U 欧米の児童文学
ES230U 英米文学I
ES220U 言語教育のための英文法I
ES210U 英語音声学I
ES200U 英語学概論I

EE242U 生徒・進路指導論（小・中）
EE237U 教育課程編成論（小・中）
EE232U 特別活動指導論（小・中）
EE227U 道徳教育指導論（小・中）
EE220U 小学校英語科教育法I
EE215U 家庭
EE210U 理科
EE200U 社会

<100番台>

EK150U 発達支援論
EK140U 教職論
EK130U 教育学概論
EK120U 地域社会と子ども
EK110U 基礎ゼミII
EK100U 基礎ゼミI

EL110U プラクティカル・イングリッシュ
EL100U コミュニケーション・イングリッシュ

<090番台>

E C : 「幼児・児童教育」科目

E N : 「保育教諭」科目

E D : 心理学・教育科学科目 E T : 資格科目 (実習関係科目)

<300番台>

EC345U 幼児理解
EC340U 保育内容・表現Ⅱ
EC335U 保育内容・人間関係Ⅱ
EC330U 保育内容・言葉Ⅱ
EC325U 保育内容・健康Ⅱ
EC320U 保育内容・環境Ⅱ
EC310U 教育実践研究B
EC305U 教育実践研究A
EC300U 選択音楽

EN330U 保育カウンセリング
EN325U 乳児保育Ⅱ
EN320U 家庭支援論
EN315U 子どもの食と栄養
EN310U 子どもの保健Ⅱ
EN305U 相談援助技術
EN300U 児童家庭福祉論Ⅱ

ED336U 障害者・障害児心理学
ED331U 心理演習
ED327U 学校心理学(教育・学校心理学)
ED326U 心理学的支援法
ED321U 感情心理学(感情・人格心理学B)
ED316U 知覚・認知心理学
ED311U 産業・組織心理学
ED306U 社会・集団・家族心理学

ET385U 教職実践演習(幼・小・中)
ET380U 教職実践演習(幼・保)
ET370U 中学校教育実習Ⅱ
ET365U 中学校教育実習Ⅰ
ET360U 中学校教育実習指導
ET340U 介護等体験
ET335U 保育実習Ⅲ(施設)
ET330U 保育実習指導Ⅲ
ET325U 保育実習Ⅱ(保育所)
ET320U 保育実習指導Ⅱ
ET315U 小学校教育実習Ⅱ
ET310U 小学校教育実習指導Ⅱ
ET305U 幼稚園教育実習Ⅱ
ET300U 幼稚園教育実習指導Ⅱ

<200番台>

EC280U 保育内容・表現Ⅰ
EC275U 保育内容・人間関係Ⅰ
EC270U 保育内容・言葉Ⅰ
EC265U 保育内容・健康Ⅰ
EC260U 保育内容・環境Ⅰ
EC255U 保育内容総論
EC250U 保育課程論
EC245U 器楽Ⅱ
EC240U 子どもと法
EC237U 教育方法論(幼・小・中)
EC230U 教育社会学
EC225U 体育
EC220U 音楽
EC215U 図画工作
EC210U 生活
EC205U 算数
EC200U 国語

EN290U 身体表現
EN285U 児童文化
EN280U 障がい児保育
EN275U 乳児保育Ⅰ
EN270U 子どもの保健ⅠB
EN265U 子どもの保健ⅠA
EN260U 社会的養護内容
EN255U 社会的養護
EN250U 児童家庭福祉論Ⅰ

ED256U 人格心理学(感情・人格心理学A)
ED251U 心理学実験Ⅱ
ED246U 心理的アセスメント
ED231U 心理学実験Ⅰ
ED226U 心理学研究法
ED221U 心理学統計法
ED215U 郷土の文学を楽しむ
ED210U 絵本論
ED205U 児童文学
ED200U 異文化間コミュニケーション論

ET235U 保育実習Ⅰ(保育所)
ET230U 保育実習指導Ⅰ(保育所)
ET225U 保育実習Ⅰ(施設)
ET220U 保育実習指導Ⅰ(施設)
ET215U 小学校教育実習Ⅰ
ET210U 小学校教育実習指導Ⅰ
ET205U 幼稚園教育実習Ⅰ
ET200U 幼稚園教育実習指導Ⅰ

<100番台>

EC110U 器楽Ⅰ
EC100U 日本国憲法

EN165U 音楽表現Ⅱ
EN160U 音楽表現Ⅰ
EN155U 社会福祉
EN150U 保育原理

ED110U 臨床心理学概論
ED105U 心理学概論B
ED100U 心理学概論A

<090番台>

EC090U 器楽入門◆

3. 履修条件等

(1) コース・プログラム選択について

資格取得のための履修と実習、就職活動をスムーズに行えるよう、1年次から「小学校・中学校教育コース（小学校教諭プログラム・中学校教諭プログラム）」「幼児・児童教育コース（幼稚園・小学校教諭プログラム）」「幼児教育・保育コース（「保育教諭プログラム」）」に分かれて履修を行う。コース変更を希望する場合は、履修科目や実習時期の関係で4年間での資格取得が困難になることがある。なお、コースに定員は定められない。

〈コース・プログラム外の資格取得を希望する場合〉

- ① コースを超えて資格取得を希望する場合は、まず第一希望の資格取得に必要な科目履修を優先させること。履修が順調に進んだ場合に、コース・プログラム外の科目を3年次後半から4年次において履修する。
- ② 認定心理士資格と組み合わせて他の資格（中学校教諭・小学校教諭、幼稚園教諭、保育士資格）取得を希望する場合は、履修単位数の上限・時間割の重複などにより、「認定心理士+他の一資格」という組み合わせとする。
- ③ 必ず、履修すべき科目的順番と履修単位数の上限を確認すること。

(2) 実習科目履修条件について

- ① 「中学校教育実習Ⅰ」、「中学校教育実習Ⅱ」、「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」、「幼稚園教育実習Ⅰ」、「幼稚園教育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅰ」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」の履修を希望する場合は、別に定める受講資格が必要である。
- ② 受講資格の詳細は「学科ガイダンス」（冊子）に記載されているので、履修漏れがないように熟読して理解すること。
- ③ 資格別に開催されるガイダンスに必ず出席すること。

(3) 「卒業研究」履修条件

- ① 「卒業研究」を履修できる条件は次の通りである。
 - イ) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。
 - ロ) 卒業研究履修前段階での累積GPAが2.5以上であること。
 - ハ) 3年次までに開講されている全必修科目の単位を修得していること、及び、学科が定める科目的単位を修得していること。

ただし、3年次編入学生の場合はこの限りではない。
- ② 前項の規定にかかわらず、当該の学科会議が適当と認めた場合には、卒業研究を履修できる。

4. 卒業要件と学位

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から28単位以上、学科専門科目と資格科目から40単位以上、他学科科目30単位以内（内他大学科目は10単位まで）を合わせて合計124単

位以上を修得すること。(履修科目的登録の上限：半期25単位、年間49単位)

科目区分		卒業に必要な単位数
全 学 共 通 科 目	北陸学院科目	6単位
	総合教養科目	4単位以上
	言語教育科目	日本語2単位、及び英語2単位を含む外国語4単位以上
	スポーツ・健康科目	4単位
	キャリア教育科目	6単位以上
基幹科目		26単位以上
学科専門科目		28単位以上
資格科目		40単位以上
他学科科目		30単位以内
他大学科目		10単位以内
総合計		124単位以上

※自由科目は卒業単位に含まれない。

(子ども教育学科)

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から28単位以上、学科専門科目と資格科目から40単位以上、他学科科目30単位以内(内、他大学科目は10単位まで)を合わせて合計124単位以上を修得すること。
(履修科目的登録の上限：半期25単位、年間49単位)

本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、「学士（教育学）」(国際表記は“Bachelor of Arts in Education”)の学位が授与される。

5. 免許と資格取得

(1) 取得可能な免許・資格一覧

免許

- ・中学校教諭一種免許状（英語）
- ・小学校教諭一種免許状
- ・幼稚園教諭一種免許状

資格

- ・保育士資格
- ・社会福祉主任用資格
- ・認定心理士（日本心理学会認定）資格
- ・准学校心理士（学校心理士認定運営機構）資格

希望する免許及び資格に係る科目的履修は、原則として学年学期配当に従い、複数年にわたる場合はより低い年次で修得を済ませること。

(2) 教職課程

中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は以下の規定に従うこと。

教育職員免許法及び同法施行規則の定める所定の単位を修得すること。(学則第50条2項に係る別表Ⅲを参照) また、教職課程ガイダンスに必ず出席しなければならない。(詳しくは、学部共通項目「10. 教職課程」を参照のこと。)

(3) 保育士資格

「保育士資格」を取得しようとする者は以下の規定に従うこと。

1年次より入学し4年以上在学して、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、別表Ⅱの1に定める単位を修得すること。(学則第49条2項に係る別表Ⅱの1)

編入学生は、幼稚園教諭免許状取得(見込み)者を除き、子ども教育学科において保育士資格を取得することはできない。

(4) 認定心理士(日本心理学会認定)資格

「認定心理士(日本心理学会認定)資格」を取得しようとする者は、資格取得に関する履修細則の別表4に記載の心理学に関する科目から認定心理士資格申請に必要な単位数36単位以上を修得すること。申請時に「授業概要」(『教授要目』)が必要になるので、配布される『教授要目』をすべて保管しておくこと。

(5) 社会福祉主任用資格

幼児教育・保育コースで保育士資格に必要な科目を履修した者は、本学を卒業することで「社会福祉主任用資格」を得ることができる。(資格取得に関する履修細則 別表3を参照)

社会福祉主任用資格とは、公務員試験に合格し、市町村の福祉課や福祉事務所に配属され、福祉職として仕事をする際に名乗ることのできる資格である。なお、民間の社会福祉法人等で就職の採用条件とされる場合もある。

(6) 准学校心理士(学校心理士認定運営機構)資格

「准学校心理士(学校心理士認定運営機構)資格」を取得しようとする者は、学校心理士認定運営機構に認定された本学が開講する指定科目を修得し、卒業年次に資格認定申請をすることで認定がなされる。(資格取得に関する履修細則 別表7を参照)

また本資格は教職免許または保育士資格を有する者(取得見込みを含む)を対象に認定される。なお、准学校心理士の資格有効期間は3年とし、更新はない。

社会学科

1. 教育について（教育理念、A P・C P・D P）

教育理念

北陸学院大学は、キリスト教精神に基づいて人間についての理解と学びを教育や社会の観点から総合的にとらえ、知識を統合していくことを教育及び研究上の目的とし、その達成を通じて専門的知識とともに幅広い教養に裏打ちされた心の豊かさや人間的資質を備えた人材の育成を目指します。

アドミッションポリシー（A P）

北陸学院大学では、聖書に示された愛の精神に基づき、人と地域社会に貢献できる人材の育成を目指し、以下の入学生を受け入れます。

- ① 専門的な知識と技術を身につけるために必要な基礎学力を有している者（＊）
- ② 物事を多面的かつ論理的に考察することができる者
- ③ 自己の考えを的確に表現し、伝えることができる者
- ④ 北陸学院のスクールモットーである「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」という精神に賛同する者
- ⑤ 社会のさまざまな課題に意欲的に取り組むことができる者

*入学時に基礎学力テストを実施して、英語・日本語の基礎学力が不足している場合は、「英語基礎」、「日本語基礎」の学びを義務づけます。

カリキュラムポリシー（C P）

北陸学院大学では、教育理念に掲げた人材を育成するために、人間総合学部に社会学科と子ども教育学科を置き、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ① 学部の掲げるディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を達成するために、4つの科目群を配置し、系統的な履修を促す。「全学共通科目」群（「北陸学院科目」、「総合教養科目」、「言語教育科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリア教育科目」）、「基幹科目」群、「学科専門科目」群、「資格科目」群
- ② 学生の学修能力の発達状況に合わせた段階的な科目配置を行う。大学での学びに必要なスタディスキルズから始まり、主体的な学びに必要な課題探究能力、批判的分析思考能力、情報リテラシー、コミュニケーション能力など、社会において欠くことのできない能力の育成を達成するために、「基礎ゼミ I・II」（1年次）、「プロゼミ A・B」（2年次）、「専門ゼミ I」（3年次）、「専門ゼミ II」（4年次）などを配置する。
- ③ 学生が自ら目指す進路・資格取得に必要な学習を支援するための学科別教育課程を配置する。

- ④ 社会への理解を深めるために、データに基づき社会の様々な現象を検証する技能を理論的に身につけることを重視する。
- ⑤ 1年次では、社会学とその関連領域および社会調査に関する基礎的な知識・技能を学び、2年次からの専門的な学びにつなげる。2年次以降に、学科専門科目の基礎となる科目群として「基本科目」、より専門性の高い「応用領域」として「文化と共生」、「くらしと政策」、「心理と社会」の科目群を配置する。
- ⑥ 自らの専門性と学習目標を認識し、系統的に履修できるよう、上記の科目の組み合せより「現代社会・国際理解コース」、「心理・カウンセリングコース」、「環境福祉マネジメントコース」、「政治経済・経営コース」、「情報・図書館司書コース」の履修モデルコースを示す。
- ⑦ 社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、認定心理士、社会調査士および司書に関連する資格科目を配置する。

ディプロマポリシー（D P）

北陸学院大学では、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定します。

(知識・理解)

- ① 全学共通科目の履修を通して幅広い知識と教養を身につけている。

(関心・意欲)

- ② 学科での学びを通して、自ら課題を設定して探究することができる。

(技能・態度)

- ③ 4年間での学びを通して、自らの考えを口頭や文章によって的確に他者に伝えることができる。

(知識・理解)

- ④ 現代社会が直面する問題を、社会学を中心に心理学・社会福祉学などのその他関連領域の理論と実証的データに基づいて理解できる。

(態度)

- ⑤ 現代社会が直面する問題の解決のために、自ら設定した課題を探究し、貢献できる。

(技能)

- ⑥ 現代社会が直面する問題の解明のために、実験・社会調査・フィールドワークができる。

2. カリキュラム体系

(科目のナンバリングについて)

(1) 全学共通科目

H G : 北陸学院科目

G E : 総合教養

L J : 言語教育（日本語）

L E : 言語教育 (英語)
L C : 言語教育 (中国語)
L F : 言語教育 (フランス語)
P E : スポーツ・健康
H C : キャリア教育

(2) 学科科目 (基幹科目・学科専門科目・資格科目)

S 社会学
S K 基幹科目 *Key
S O 基本・共通科目 *Sociology
S C 「文化と共生」科目 *Culture, Congruity
S L 「くらしと政策」科目 *Living
S P 「心理と社会」科目 *Psychology
S W 「社会福祉士国家試験受験資格」科目 *Welfare
S S 「スクールソーシャルワーク」科目 *School
S B 「司書資格」科目 *Books
S T 「公認心理師」科目 *(Psycho) Therapist

注1) 基礎科目を100番台 (主として1年次)、学科専門200番台 (主として2年次)、300番台 (主として3、4年次)、400番台 (4年次)

注2) 開講学年にはこだわらず、その科目の難易度、専門的位置づけによる。

[必・選]欄…卒業要件としての、◎必修、○選択必修、空欄：選択 ◆自由科目（卒業要件外）

区分	卒業要件	科目名	単位	必・選	1単位時間数	形態	学年学期配当・週時間								資格関連				備 考	
							1年		2年		3年		4年		受験資格	S S W資格	認定心理士資格	社会調査士	司書資格	
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
資 格 科 目	公認心理師科目	ST100U 公認心理師の職責	2	15	講義		2										○			※は学期の適切な時期に実施
		ST200U 学習・言語心理学	2	15	講義			2									○			
		ST205U 神経・生理心理学	2	15	講義				2								○			
		ST210U 人体の構造と機能及び疾病	2	15	講義				2								○			
		ST300U 福祉心理学	2	15	講義					2							○			
		ST305U 司法・犯罪心理学	2	15	講義					2							○			
		ST310U 精神疾患とその治療	2	15	講義					2							○			
		ST315U 健康・医療心理学	2	15	講義						2						○			
		ST320U 関係行政論	2	15	講義						2						○			
		ST400U 心理実習	2	40	実習							※					○			80時間以上

社会学科（カリキュラム体系図）

E K : 基幹科目

S O : 基本・共通科目

S C : 「文化と共生」科目

S L : 「くらしと政策」科目

<400番台>

<300番台>

SK310U 卒業研究
SK305U 専門ゼミ II
SK300U 専門ゼミ I

SO305U 社会調査実習
SO300U 応用心理社会統計法

SC320U メディア文化論
SC315U 社会病理学
SC310U 犯罪社会学
SC305U 教育社会学
SC300U 石川の伝統文化と産業

SL345U 経済学IV
SL340U 経済学III
SL335U マーケティング論
SL330U 地域環境マネジメント論
SL325U 社会貢献実習
SL320U 地域社会政策論
SL315U 政治学
SL310U 法律学
SL300U 地域行政入門

<200番台>

SK210U 質的研究法
SK205U プロゼミ B
SK200U プロゼミ A

SO220U 環境社会学
SO215U 都市社会学
SO210U 家族社会学
SO205U 社会学理論
SO201U 心理学統計法

SC220U グローバル社会論
SC215U 多文化共生論
SC210U 社会と言語
SC205U 若者文化論
SC200U 宗教と社会

SL235U 環境と開発
SL230U 経済学 II
SL225U 経済学 I
SL220U 情報技術論
SL215U 障害者スポーツ
SL210U 障害者福祉論
SL205U 高齢者福祉論
SL200U 社会貢献論

<100番台>

SK135U 統計データの読み方
SK130U 社会調査法
SK125U 社会調査論
SK120U 社会学概論B
SK115U 社会学概論A
SK110U 社会学リレー講義
SK105U 基礎ゼミ II
SK100U 基礎ゼミ I

SO125U 心理学概論B
SO120U 心理学概論A
SO115U 現代社会と福祉 II
SO110U 現代社会と福祉 I
SO105U 文化人類学
SO100U データ処理基礎

SL105U 経営学入門
SL100U 図書館概論

<090番台>

S P :「心理と社会」科目

S W :「社会福祉士国家試験受験資格」科目

S S :「スクールソーシャルワーク」科目

S B :「司書資格」科目

S T :「公認心理師」科目

<400番台>

ST400U 心理実習

<300番台>

SP336U 心理演習
SP332U 学校心理学(教育・学校心理学)
SP331U 心理学の支援法
SP326U 障害者・障害児心理学
SP321U 感情心理学(感情・人格心理学B)
SP316U 知覚・認知心理学
SP311U 産業・組織心理学
SP306U 社会・集団・家族心理学

SW370U 相談援助実習II
SW365U 相談援助実習I
SW360U 相談援助実習指導III
SW355U 相談援助実習指導II
SW350U 相談援助実習指導I
SW345U 相談援助演習V
SW340U 相談援助演習IV
SW335U 相談援助演習III
SW330U 就労支援サービス
SW325U 保健・医療サービス
SW320U 公的扶助論
SW315U 福祉サービスの組織と経営
SW310U 福祉行政財政と福祉計画
SW305U 相談援助の理論と方法IV
SW300U 相談援助の理論と方法III

SS320U スクールソーシャルワーク実習
SS315U スクールソーシャルワーク実習指導
SS310U スクールソーシャルワーク演習
SS305U スクールソーシャルワーク論
SS300U 精神保健学

SB340U 図書館実習
SB335U 図書・図書館史
SB330U 図書館情報資源概論
SB325U 情報資源組織演習II
SB320U 情報資源組織演習I

ST320U 関係行政論
ST315U 健康・医療心理学
ST310U 精神疾患とその治療
ST305U 司法・犯罪心理学
ST300U 福祉心理学

<200番台>

SP236U 人格心理学(感情・人格心理学A)
SP230U 教育心理学
SP225U 発達心理学
SP216U 心理的アセスメント
SP211U 心理学研究法
SP206U 心理学実験II
SP201U 心理学実験I

SW225U 相談援助演習II
SW220U 相談援助演習I
SW215U 社会保障論
SW210U 相談援助の理論と方法II
SW205U 相談援助の理論と方法I
SW200U 相談援助の基礎と専門職

SB210U 情報資源組織論
SB205U 情報サービス論
SB200U 図書館サービス概論

ST210U 人体の構造と機能及び疾病
ST205U 神経・生理心理学
ST200U 学習・言語心理学

<100番台>

SP100U 臨床心理学概論
SW100U 地域福祉論

SW105U 児童福祉論
SW100U 地域福祉論

SB100U 生涯学習概論

ST100U 公認心理師の職責

<090番台>

3. 履修条件等

「卒業研究」履修条件

- ① 「卒業研究」を履修できる条件は次の通りである。
- イ) 休学期間を含まないで3年以上在学していること。
 - ロ) 卒業研究履修前段階での累積GPAが2.5以上であること。
 - ハ) 3年次までに開講されている全必修科目的単位を修得していること、及び、学科が定める科目的単位を修得していること。
ただし、3年次編入学生の場合はこの限りではない。
- ② 前項の規定にかかわらず、当該の学科会議が適当と認めた場合には、卒業研究を履修できる。

4. 卒業要件と学位

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から26単位以上、学科専門科目から44単位以上、資格科目、他学科科目（他大学科目を含む）を併せて合計124単位以上を修得すること。（履修科目の登録の上限：半期24単位、年間48単位）

科目区分		卒業に必要な単位数		
全学 共 通 科 目	北陸学院科目	6単位	26単位以上	
	総合教養科目	2単位以上		
	言語教育科目	日本語2単位、及び英語2単位を含む外国語4単位以上		
	スポーツ・健康科目	4単位		
	キャリア教育科目	8単位		
基幹科目		26単位以上		
学科専門科目				
学科専門科目	基本科目	12単位以上	44単位以上	
	応用領域	32単位以上		
資格科目				
他学科科目		10単位以内		
他大学科目				
総合計		124単位以上		

※自由科目は卒業単位に含まれない。
(社会学科)

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から26単位以上、学科専門科目から44単位以上（内基本科目12単位以上、応用領域32単位以上を履修すること）、資格科目、他学科科目10単位以内（他大学科目を含む）を合わせて合計124単位以上を修得すること。（履修科目の登録の上限：半期24単位、年間48単位）

本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、「学士（社会学）」（国際表記は“Bachelor of Arts in Sociology”）の学位が授与される。

5. 資格取得

(1) 取得可能な免許・資格一覧

国家資格・国家資格受験資格

- ・図書館司書資格
- ・社会福祉士国家試験受験資格
- ・社会福祉主事任用資格

その他資格

- ・認定心理士資格（日本心理学会認定）
- ・社会調査士資格（社会調査協会認定）
- ・スクール（学校）ソーシャルワーカー（日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定）

注意) 各資格共通事項

- ① 遅刻及び欠席の回数が極めて多い者、授業態度及び生活態度等で問題がある者は実習に出ることができない。
- ② 実習に臨む態度や出席状況に問題がある場合、実習を中止することがある。
- ③ 各種資格取得に当たっての心構え・留意事項については、各学科で実施されるガイダンス・実習指導において説明が行われる。

(2) 図書館司書資格

図書館司書資格を取得しようとする者は、図書館法第5条ならびに同施行規則第1条に定めるところにより、図書館に関する科目を履修し、単位を修得すること。図書館法施行規則に定める科目は甲・乙の2群からなっている。甲群、乙群で定められた単位を、それぞれ修得すること（資格取得に関する履修細則 別表1を参照）。

また、図書館実習科目履修条件については、以下の規定に従うこと。

- ① 「図書館実習」の履修については、北陸学院大学図書館実習実施規程第3条の要件を満たしていること。
- ② 遅刻及び欠席の回数が極めて多い者、授業態度及び生活態度等で問題がある者は実習に出ることができない。
- ③ 実習期間中においても実習態度や出席状況に問題がある場合、実習を中止することがある。

(3) 社会福祉士国家試験受験資格

社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、以下の規定にしたがうこと。

- ① 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を履修し、単位を修得すること。（資格取得に関する履修細則 別表2を参照）
- ② 社会福祉士受験資格取得にかかるすべての演習・実習科目は、「I」から順番に履修し、単位を修得しなければならない。また、各実習段階に応じた「実習指導」を履修し、単位を修得しなければならない。

③ 相談援助実習の実施には、各実習段階に応じた「実習指導」を履修する他、以下の科目の単位が修得済みであること。

「高齢者福祉論」、「障害者福祉論」、「児童福祉論」、「相談援助の理論と方法Ⅰ」、「相談援助演習Ⅰ」

(4) 社会福祉主任用資格

法令に定める「社会福祉主任用資格に関する科目」から3科目以上を修得し、本学を卒業することで社会福祉主任用資格を得ることができる。(資格取得に関する履修細則 別表3を参照)

社会福祉主任用資格とは、公務員試験に合格し、市町村の福祉課や福祉事務所に配属され、福祉職として仕事をする際に名乗ることのできる資格である。なお、民間の社会福祉法人等で就職の採用条件とされる場合もある。

(5) 認定心理士資格

認定心理士の資格を取得しようとする者は、資格取得に関する履修細則の別表4に記載された心理学に関する科目から、認定心理士資格申請に必要な単位数36単位以上を修得すること。申請時に「授業概要」(『教授要目』)が必要になるので、配布される『教授要目』をすべて保管しておくこと。

(6) 社会調査士資格

社会調査士の資格を取得しようとする者は、資格取得に関する履修細則別表5に記載の注意事項に則って間違いないように履修を行うこと。

(7) スクール（学校）ソーシャルワーカー資格

スクール（学校）ソーシャルワーカー資格を取得しようとする者は、以下の規定にしたがうこと。

- ① 資格取得に関する履修細則別表2の社会福祉士指定科目のすべてを履修済み、または履修中（履修予定を含む）であること。
- ② スクール（学校）ソーシャルワーク実習の履修にあたっては、「相談援助実習Ⅱ」を修得済みであること。
- ③ 資格取得に関する履修細則別表6のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程に関する科目をすべて履修し、単位を修得しなければならない。
- ④ スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程履修者の選抜にあたっては、履修希望学生の学力・授業態度・出欠・スクール（学校）ソーシャルワーカーへの志望意欲等を総合的に判断し決定する。

(8) 公認心理師資格

本資格は、公認心理師法第7条第1号、第2号および同施行規則第1条に定められ

た科目的単位を修得の上卒業した後、公認心理師カリキュラムに対応した大学院を修了するか、文部科学省令・厚生労働省令で定められた施設において規定の期間の実務経験を積むことで公認心理師試験の受験資格が得られるものである。

公認心理師受験資格を取得しようとする者は、履修規程別表1社会学科科目配置表の「公認心理師」欄において指定された科目的単位をすべて修得する必要がある。

特に「心理演習」（2単位、30時間）および「心理実習」（2単位、80時間）の履修については下記の規定にしたがうこと。

- ① 事前に相談期間を設ける。「心理演習」については公認心理師科目的単位修得状況の確認等を行う。「心理実習」については面談を受け承認された者のみ履修を可とする。履修者の選抜にあたっては、履修希望学生の公認心理師科目的単位修得状況・学力・意欲・受講態度等を総合的に判断し決定する。
- ② 「心理実習」については「心理演習」の単位を修得した者のみ履修を認める。
- ③ 「心理演習」、「心理実習」の履修にあたっては、GPAなど成績に一定の基準を設けことがある。事前に科目担当者より指示を仰ぐこと。

I キャリア支援

1. 就職活動について

本学では、職業安定法および同法施行規則に基づき、学生支援課において、学生に対しての職業紹介や就職に関する業務を行っています。

学生支援課では、学生の皆さんのが将来の目標や夢に向かって有意義な学生生活を過ごし、また円滑に就職活動がすすめられるような支援体制を整えています。各種ガイダンスの実施はもちろん、個別相談にも力を入れて皆さんの未来を全力でサポートしています。

また、就職活動に万全な体制で臨めるように、就職ガイドブックとして全員に『就活navi』を配布しています。就職活動のすすめ方、手続き方法等詳しく記載されていますので大いに活用してください。

1. 求人求職に関する取り決め事項

就職活動は、企業側の「大学卒業予定者・大学院修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」および大学側の「大学－短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について（申合せ）」に基づいて行われます。

企業等から送付された求人票は、学生支援課及びインターネット上で閲覧することが出来ます。

2. 就職活動における諸注意

- (1) 志望する企業等の決定に際しては、十分に熟慮し、安易な申込取消や推薦辞退、内定辞退といったことが起こらないように注意しなければなりません。
- (2) 原則、学内推薦等（本学のみに来ている求人・教職員等からの推薦を含む）を併願することは禁止します。※学内推薦等と一般求人（各種サイトエントリー等）の併願は可能です。
- (3) 学内推薦等で得た内定については、原則辞退できません。
- (4) 内定を得た場合、必ず学生支援課および学科教員に報告してください。
- (5) 2社以上に内定（重複内定）した場合、速やかに1社に決定し、他社を辞退しなければなりません。ただし、学内推薦等の場合はその企業を優先します。
- (6) 本学では12月1日を内定に関する基準日とします。

基準日以降に就職活動を行う場合

A：基準日以前に内定を得ている場合はすべて辞退し、活動してください。

B：基準日以前に内定を得ていない場合、(1)～(3)を原則とし活動してください。なお、基準日以降は原則として先決優先とし、内定を辞退することのないようにしてください。

(7) 内定を辞退することは、どのような場合においても企業に迷惑をかけることになります。長年にわたる大学と企業等との信頼関係を著しく損なうことになり、大学や後に続く後輩にも迷惑をかけることになりますので、まずは電話でその旨連絡し、直接企業に出向いて担当者の方へ誠意をもって詫びることが大切です。それが不要ということであれば、手紙でお詫びをするなど責任のある行動を心がけてください。

以下、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の採用に関して

① 原則、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の就職活動については、同時期に1園までとします。

※同時期に2園を併願することはできません。

② 原則、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の内定を得た場合は辞退することができません。ただし、公務員に採用された場合のみ、辞退することができます。

2. 資格検定について

本学では、資格の取得を勧めています。その理由は、以下のとおりです。

- ①資格の取得に挑戦することは、自ら目標を定めて学習するきっかけになります。
- ②資格を取得することにより、自らの学力を客観的に評価できます。
- ③就職活動中、或いは就職後、取得した資格が役立つことが大いに期待されます。

1. 北陸学院大学・同短期大学部資格検定および対策講座について

本学が推奨し、支援する資格検定は下記のとおりです。キャリアアップ講座として各資格検定対策講座や公務員受験のための「公務員試験対策講座」を開講しています。

なお、それぞれの資格検定の内容、試験実施予定等詳細については、「北陸学院大学・同短期大学部キャリアアップ講座一覧」をご覧ください。

	資格検定名	主催団体名
1	実用英語技能検定	(財)日本英語検定協会
2	TOEIC®	(財)国際ビジネスコミュニケーション協会
3	ケンブリッジ英語検定	ケンブリッジ英語検定事務局
4	日本語検定	日本語検定委員会
5	日本漢字能力検定	(財)日本漢字能力検定協会
6	Microsoft Office Specialist (MOS)	株式会社 オデッセイ コミュニケーションズ
7	秘書技能検定	(財)実務技能検定協会
8	サービス接遇検定	(財)実務技能検定協会
9	実用数学技能検定	(財)日本数学検定協会
10	日商簿記検定	日本商工会議所

2. 北陸学院大学・同短期大学部 資格検定奨励金制度について

本学では、資格取得の促進を図るため、「資格検定奨励金制度」を設けています。

奨励金支給の対象となる検定等名及びスコア・等級並びに支給金額は下記のとおりです。

奨励金支給対象者に対しては学長表彰が行われ、奨励金が支給されます。

なお、各資格検定に関する授業の履修者は、奨励金支給対象者とはなりません。

資格検定の名称	奨学金額	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円	受験料相当額
実用英語技能検定	1級	—	準1級	—	—	2級
ケンブリッジ英語検定	CAE	—	FCE	—	—	PET
日本語検定	1級	—	準1級	—	—	2級
日本漢字能力検定	1級	—	準1級	—	—	2級
秘書技能検定	1級	—	準1級	—	—	2級
サービス接遇検定	1級	—	準1級	—	—	2級
実用数学技能検定	1級	—	準1級	—	—	2級
TOEIC®	990～900	899～730	729～630	—	—	629～500
日本商工会議所 簿記検定	1級	—	2級	—	—	3級
マイクロソフトオフィススペシャリスト	—	—	—	Microsoft Word	—	—
マイクロソフトオフィススペシャリスト	—	—	—	Microsoft Excel	—	—
マイクロソフトオフィススペシャリスト	—	—	—	Microsoft PowerPoint	—	—

(「北陸学院大学・同短期大学部 資格検定奨励金規程」から抜粋)

① 資格検定奨励金の申請方法及び申請期間について

- ・所定の申請書に必要事項を記入し、それぞれの検定試験実施機関が発行する検定試験結果通知、合格証或いは得点スコアの認定書の写しを添えて、学生支援課に申請してください。
- ・本資格検定奨励金の申請期間は、それぞれの検定試験実施機関が発行する検定試験結果通知、合格証或いは得点スコアの発行年月日から1か月以内とします。

② 資格検定奨励金の複数申請について

- ・本資格検定奨励金制度において、同一の検定について同時に2つ以上の級に合格した場合、上位の級についてのみ申請することができます。

3. インターンシップ（企業対象）について

自分はどんな仕事に興味があるのか、自分の性格や知識、能力は仕事の上でどんなふうに活かせるのか、実際に試してみたら、いろいろ見えてくるはずです。その機会を与えてくれるのがインターンシップです。インターンシップは、企業など実際の職場で働く経験をする制度です。

1. インターンシップの効果

- ① 実際の職場に身を置いて、自分で「働く」経験をして初めて、「なるほど」とわかってくることが多いです。「働く自分が見えてくる」— それがインターンシップの最大の成果です。
- ② 社会人として必要な能力・マナー等を知り、会社の仕組みを理解することができま
- す。
- ③ 社会（企業等）を理解し、卒業後のイメージが描けるようになります。
- ④ 自分の適性を理解し、自分に合った進路選択ができるようになります。
- ⑤ 仕事を成し遂げた達成感で自分に自信ができます。
- ⑥ 学業が実際に役立つことを知り授業に熱が入るようになります。
- ⑦ 社会（企業等）の要求する能力に向けて、資格取得など勉強に意欲が湧くようにな
- ります。

2. 対象学生

全学生が参加できます。

3. 時期及び期間

原則1～3年次の夏休みに行われ、期間は約1週間です。

4. 仕事内容

インターンシップ先の業種は、金融、製造、情報通信、卸・小売、サービス、飲食・ホテル等多種に及びます。

5. 本学におけるインターンシップの取組み

- ① 5月～6月（予定）に学生と企業のマッチングが行われます。
- ② 企業等側は、マッチングが成立した学生に対し、体験にあたっての留意事項（服装、期間、就業時間、交通手段等）を連絡します。
- ③ インターンシップ開始前に、受入企業等と学校間で、書面（誓約書等）での実施条件確認を行います。

④ 事前研修を実施します。

インターンシップに参加する目的意識の明確化を図り、接遇・マナーの修得を通してビジネスマインドを身に付けることができます。

⑤ インターンシップの実施（8月～9月）

⑥ インターンシップ終了後、体験レポート等の提出があります。

⑦ インターンシップ報告会の開催

インターンシップで得たものを総括し、情報を交換し合い、就職活動へと活かします。

Ⅱ 学生活動支援

学生活動に関することは、学生委員会（各学科の学生委員の教員と職員による組織）において根本方針が決定され、各学科教員と共に、サポートを行っています。その関係事務は学生支援課が取り扱っています。

勉学・健康・生活上の問題など相談したいときは、教職員に遠慮なく申し出てください。

1. 学生証・通学について

1. 学 生 証

学生証は、北陸学院大学の学生であることを証明する大切なものです。他人に貸したり、借りたりすることはしてはいけません。

学生証に記載されている学籍番号は、履修登録や単位認定試験受験・各種証明書の発行時に必要となります。図書館での図書等貸し出しの際にも学生証の提示が必要です。学生活では常に携行するようにし、また紛失することのないよう保管にも留意してください。

(1) 交付・返還

学生証は入学後に交付されます。氏名・生年月日の記載に誤りがないか、必ず確認してください。発行された学生証は、卒業時まで継続して使用します。休学・留年などで有効期限を越える場合は、再交付の手続が必要です。

なお、退学する場合は、必ず学生証を返還してください。

(2) 再交付

紛失した場合、氏名の変更が生じた場合は、必ず学生支援課に届け出、再交付手続をしてください。悪用されることもありますので、最寄りの警察署にも届け出してください。

また、やむを得ない事情で学生証が使用できない状態になった場合（著しい破損・汚損）も同様の手続を行ってください。

2. 通 学

本学はバス等公共交通機関による通学を推奨します。

- (1) 登校時のバスは、道路事情等のため定刻より遅れて到着があるので余裕をもって登校してください。
- (2) 始業時間帯に集中しがちなので、分散して乗車してください。
- (3) 登下校時においてバス等利用の際、整列乗車の励行、車中におけるマナーを守ってください。登下校時の混雑を緩和するために、授業期間中スクールバスを運行します。スクールバスの運行時刻等は、その都度掲示します。

3. 自家用車通学

学生はバス等の公共交通機関による通学を原則とし、自家用車通学は大学が許可した者に限ります。

適当な公共交通機関が少ない等の事情がある学生は、下記の事項に留意の上、学生支援課に申請し自家用車通学許可の手続きをとってください。なお、学生駐車場の収容可能台数を超えた場合は許可できません。

(1) 申請条件

- ① 任意保険に加入していること。
- ② 誓約書に学生、保証人の押印がされていること。
- ③ 本学で実施する「交通安全教室」に参加すること。

(2) 諸注意

- ① 冬期には学生の自家用車通学を一定期間または臨時に禁止する場合があります。
- ② 通学途中および駐車場内において発生した事故については、大学は一切その責任を負いません。
- ③ 違法駐車や大学側の指導や指示に従わない場合は車両をロックし、許可を取り消す場合があります。

(3) 自家用車通学許可期間

自家用車通学許可期間は、下記のとおりです。

- ① 通年：前期授業開始日から翌年3月31日まで
- ② 後期：後期授業開始日から翌年3月31日まで

(4) 申請手続き

自家用車通学希望者は、学生支援課に準備されている「自家用車通学許可願」に必要事項をもれなく記入し、学生、保証人の誓約書欄に押印し、学生支援課に提出してください。

申請に関する詳細については、掲示により連絡します。

なお、申請にあたっては、駐車場管理・整備費として下記の費用を納入しなければなりません。

	四輪車	二輪車
通年	10,000円	2,000円
後期	5,000円	1,000円

※学期途中からの申込でも同額納入していただきます。

個人の都合による途中解約や大学側から許可の取り消しがあった場合でも、各費用は返金しませんので留意してください。

(5) 駐車場

許可された者は、学生駐車場・駐輪場に駐車してください。

(6) 自家用車通学者心得

- ① 許可証を提示してください。
- ② 学生駐車場を除くキャンパス内は学生の自動車（二輪車）の乗り入れおよび駐車は禁止です。
- ③ 交通法規を守り、安全運転・事故防止に努めてください。
- ④ 万一の事故に備えて、友人等の便乗は避けてください。
- ⑤ 大学行事等による自家用車通学禁止等の措置がとられているときはこれに従ってください。
- ⑥ 発生場所の学内外を問わず、自動車（二輪車含む）運転に関する事故が発生した場合、直ちに所定の届出用紙で学生支援課に届け出てください。

2. 奨学金について

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学環境を整備することを目的に設立された独立行政法人であり、その事業の1つとして教育の機会均等に寄与するため、優れた学生で経済的理由のため修学困難な者に学資を貸与しています。

① 奨学金の種類（定期採用）

・第一種奨学金

学年	貸与月額		貸与始期	返還
	自宅通学者	自宅外通学者		
1～4年	20,000円、30,000円、40,000円		4月から	無利子返還
	54,000円	50,000円 64,000円		

・第二種奨学金

学年	貸与月額	貸与始期	返還
1～4年	30,000円	貸与の月額を選択 4月～9月の間で希望する月	有利子返還 (利率選択制)
	50,000円		
	80,000円		
	100,000円		
	120,000円		

② 募集の時期

学年	種別	募集時期
1～4年	第一種奨学金	4月
	第二種奨学金	4月
	緊急・応急採用	家計急変、災害等で緊急に奨学金の必要が生じた場合は学生支援課に相談してください。

③ 募集方法

4月の募集に関しては入学オリエンテーション期間中に行う説明会に必ず出席してください。

④ 出願方法

奨学金に関する説明会にて説明します。

⑤ 奨学金受給者の推薦および決定

経済的事由・学力・人物・健康・家庭の事情を総合的に審査し、学内選考の上、日本学生支援機構へ推薦します。

⑥ 返還について

奨学金は月賦、月賦・半年賦併用のいずれかを選んで所定の期限内に返還することとなります。最終学年3月満期予定者については、12月中に返還に関する説明会を行いますので必ず出席してください。

なお、返還については十分に留意し、滞納することのないようにしてください。

⑦ 「在学届」について

本学入学前に奨学金を貸与されていた学生について、本学に在学している期間は願出により返還期限が猶予されます。「在学届」をオリエンテーション期間中に学生支援課に提出してください。

(2) 石川県育英資金

① 奨学生の資格

保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住しており、大学に在学する学生であって、品行方正、学業優秀及び身体強健であり、かつ、学資の支弁が困難な者に貸与しています。

② 貸与月額・始期

学年	貸与月額	貸与始期
1～4年	44,000円	4月

③ 募集の時期

学年	募集回数	募集時期
1～4年	年1回	4月

④ 募集方法

前記 日本学生支援機構募集方法と同様。

⑤ 出願方法

奨学金に関する説明会にて説明します。

⑥ 奨学金受給者の推薦

学生支援課が願書を取りまとめ石川県教育委員会へ提出します。

⑦ 返還について

奨学金は月賦、半年賦、年賦のいずれかを選んで所定の期限内に返還することとな

ります。最終学年3月満期予定者について1月下旬に返還に関する説明会を行いますので必ず出席してください。

- (3) 日本学生支援機構、石川県育英資金、その他奨学金に関する事は、学生支援課にお尋ねください。

3. 「学生教育研究災害傷害保険」について

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が一括加入しています。

(1) 保険金が支払われる場合

被保険者が在籍する大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。

教育研究活動中とは、次の場合を言います。

- ① 正課中
- ② 学校行事中
- ③ 課外活動中(キャンパスの内外を問わない)
- ④ キャンパス内にいる間
- ⑤ 通学途中
- ⑥ 学校施設等相互間移動中

(2) 保険金の種類および金額

① 正課中および学校行事中の場合

- ・死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）2,000万円
- ・後遺障害保険金（事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）
その程度に応じて 120万円～3,000万円
- ・医療保険金（医師の治療を受けたとき） 3,000円～30万円

② 課外活動中の場合

- ・死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）1,000万円
- ・後遺障害保険金（事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）
その程度に応じて 60万円～1,500万円
- ・医療保険金（医師の治療を受けたとき） 3万円～30万円

③ 課外活動中以外でキャンパス内にいる間、通学途中および学校施設等相互間移動中の場合

- ・死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）1,000万円
- ・後遺障害保険金（事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）
その程度に応じて 60万円～1,500万円
- ・医療保険金（医師の治療を受けたとき） 6,000円～30万円

(3) 保険金の支払われない場合

危険度の高い運動等による傷害、犯罪行為、無免許運転による事故、疫病、天災、戦争、核燃料物質による事故および故意による傷害、飲酒運転他。

(4) 保険期間

入学年次から4年間（編入の場合は2年間）

（休学・留年等で卒業が延期される場合は追加加入が必要です。）

(5) 事故が起きたときの手続き

① 事故報告

この保険の対象となる事故が起きた場合には、ただちに事故発生日時・場所、事故の状況、傷害の程度等について所定の届出用紙で学生支援課に報告してください。

② 保険金請求書の提出

学生支援課にて配布された「学生教育研究災害傷害保険金請求書」に必要事項を記入の上、医師の診断書が必要な場合はそれを添付し、治癒後学生支援課に提出してください。

学生教育研究災害傷害保険に関する詳細については、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

4. その他の

1. 伝達・連絡・諸注意

学生に対する伝達・連絡・注意は、掲示板（学生ロッカー前）への掲示およびメールで行います。掲示を見落とした場合には、学生生活に支障をきたすことがあります。各自の責任において常に確認してください。

2. クラス委員

選挙又は指名によって定められたクラス委員は、指定された分担事項を誠実に遂行してください。

3. 保健 健

(1) 健康診断

学校教育法、学校保健法に基づき定期健康診断を毎年4月に行います。法律で義務づけられていることはもとより、これを機会に自己の健康を自分で管理するためにも必ず受診してください。また、健康診断の結果、所見のあった学生については後日所定の機関による検診を行うので受診してください。

(2) 保健室・カウンセリングルーム

疾病は早期発見、早期治療が大切です。心や身体に異常を感じたり、不安な時、またけが等の応急処置が必要な時はその旨申し出て利用することができます。

(3) 既往症並びに治療中の病気

これまで患ったことのある病気や、現在治療中の病気で、大学にいる間に対応が必要となる可能性のあるものについては、4月中にアドバイザー教員に相談してください。

(4) 健康保険証

親元から離れてアパート等で生活する学生は、遠隔地被扶養者証又は本人名義の保険証を準備し、万一の病気やけが等に備えておいてください。

4. 美 化

学内ではお互いが気持ち良く、快適に過ごせるようにマナーを守りましょう。(ゴミの分別、ポイ捨てをしない等)

5. 課 外 活 動

(1) 領届等一覧

すべての提出書類は、学生支援課所定の用紙を使用してください。

種 類	提出先	提 出 期 限	枚 数	備 考
課 外 活 動 届		(前期4月末日) (後期10月末日)	1	
学 外 活 動 許 可 領 施設・備品使用許可願	学生 支援課	1週間前の午前中 〃	1 1	クラブ部室、学友会 室等常時使用の場合 は毎期はじめ1か月 以内に提出。 顧問の決定と メンバー5名以上必要
サー クル 新 設 領		隨 時	1	

(2) 「課外活動願」記入の際には、次のことに留意してください。

- ①聖日（日曜日）午前中の行事参加は、特別な場合を除き避けてください。
- ②授業並びに学校行事にさしつかえるような計画をたてないでください。
- ③合宿を必要とする場合には、クラブ顧問もしくはその代理者の参加が望ましいです。
- ④提出前に必ずクラブ顧問に内容を説明し、承認を得てください。

(3) 休暇中の課外活動願は、休暇前に提出してください。

(4) ポスター等は学生用掲示板を使用してください。その他の場所は、特別の許可を得たものに限ります。

掲示内容の期限が過ぎたものは責任をもって取りはずしてください。

6. 服裝・校舎内の履物

(1) 制服は定められてはいませんが、本学学生としてふさわしいものを着用してください。

(2) 本学は外履きのまま校舎へ入ることを許可しておりますが、以下のような靴での入校は禁止しております。

- ①ヒールでコツコツと足音のするもの
- ②フェルト底のスリッパなど室内履き用のもの
- ③雨雪の長靴、ブーツなど

7. キャンパス内全面禁煙

本学では校舎内外を問わず学生の喫煙は一切認めていません。

8. 食堂とコンビニエンスストア

- (1) 食堂・ラウンジ・普通教室において、飲食可能です。食堂は、8：00から22：00まで使用できます。営業時間は11：30から13：30までです。行事その他により、一部使用できない場合があります。
- (2) 食堂では、テーブルマナーを守ってください。
- (3) 食堂利用者は、券売機で食券を購入し、食券と引きかえに食事を受けとってください。食事終了後、各自で食器を返却してください。
- (4) コンビニエンスストアは通常8：30から18：30まで営業しています。

9. 物品購入届

歓迎会、大学祭、クリスマス、送別会等のために物品を購入し、本学にて受取る場合には、「納品届」をあらかじめ事務室に届け出でてください。

10. 所持品の保管

- (1) 貴重品は各自必ず身につけ、保管する場合は十分注意してください。
- (2) 割り当てられたロッカーは必ず鍵をかけて所持品を保管してください。

11. 校舎使用

- (1) 校舎は、定められた休日の他は8：00から22：00まで開かれています。
- (2) 休業日の校舎の使用は原則として認めていません。休業日に止むを得ない理由で校舎に立に入る場合には、事務室受付に備えてある休業日登校簿に記入し、警備員の許可を得てください。

12. 学習支援室

本館2Fに「学習支援室」を設置しています。自習または少人数学習において利用可能です。

(1) 利用可能時間

8：00から22：00まで利用できます。(ただし、大学全体の閉鎖期間は利用できません。)
※18：30以降使用する場合は、事務室に備えてある「使用記録簿」に必要事項を記入してください。また、安全面を考慮し、自家用車通学者については18時以降キャンパス校舎周辺への駐車を許可していますので、事務室にて「夜間駐車許可証」を受け取り、車両に掲示してください。なお、帰宅時には必ず事務室に行き、学科と氏名を報告してください。

(2) 利用にあたっての注意事項

- ①室内での飲食は可能です。ただし、ゴミの始末などマナーを守ってください。
- ②迷惑行為（大声、席とりなど）は慎みましょう。
- ③備え付けの書籍は、室内でのみ閲覧が可能です。コピーはできません。

13. ラーニング・コモンズ

教員による一方方向の講義形式による教育のみならず、学修者が能動的に学修することによって、汎用的能力の育成を図るため、学内の複数個所に「ラーニング・コモンズ（複数学生が集い、議論を進めていく学習スタイルを支援する場）」を開設しています。

ラーニング・コモンズでは、グループ・ディスカッションや、プレゼンテーション、協同学習などに必要なホワイトボードや、プロジェクターをはじめ、人数に応じて自由に組み合わせできる椅子とテーブルを設置しています。

利用にあたっては、事前に事務室に届出てください。授業やゼミの利用時以外は、原則として学生の皆さんのが積極的に利用できるように調整を行います。

ラーニング・コモンズは本館1階（ILC、MC）、国際交流研修センター1階（101・102）、図書館2階（LLC）の計4ヶ所あります。場所は教授要目末尾の学内案内図を参照してください。

14. キャンパス・ハラスメントへの対応について

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側の学ぶ権利への重大な障害となることです。キャンパス・ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどがあります。

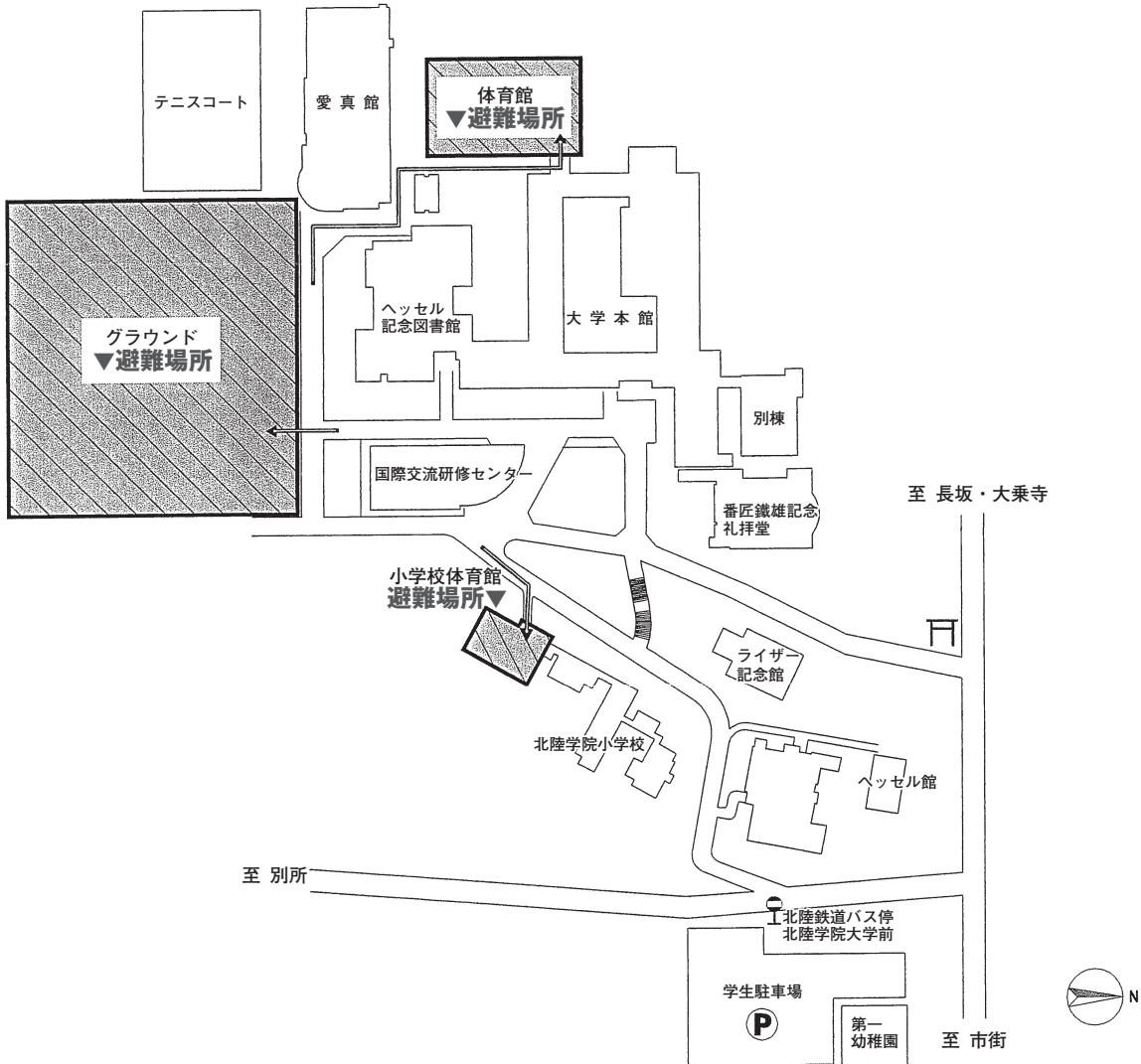
本学では、キャンパス・ハラスメントを防止し、排除するため、キャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について必要な事項をホームページ上に「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」として掲載しています。

被害を受けたら、自分を責めたり、一人で悩んだりせずガイドラインを参照し、窓口へ相談してください。

15. キャンパスにおける避難について

キャンパスにおける避難経路および避難場所は、学生要覧、教授要目のほか、校舎内廊下に常時掲示しておりますので、普段より確認しておくように心がけてください。

また、本学では随時、消防訓練ほか各種避難訓練を行います。訓練の合図があった場合は、避難指示に従って落ち着いて行動してください。



5. 図書館利用案内

はじめに

北陸学院大学ヘッセル記念図書館は、北陸学院創立百周年事業の一環として建設され、創立者メリーキ・K・ヘッセルの名を冠しています。本図書館は学術情報基盤としての役割とともに、学生の自発的な学修（学習）や実践の支援を行っています。

1. 利用資格者

本学学生、本学卒業生、本学院教職員および館長の許可を得たもの。

2. 開館時間と休館日

○開館時間

平日 8：30～18：30

○休館日

- ・土曜日、日曜日、祝日、休日
- ・クリスマス（12月25日）
- ・年末年始（12月28日～1月5日）
- ・入学式、卒業式、入学試験、大学祭、北陸学院セミナー等

なお、開館時間については、夏期休業中等授業が行われない期間には変更することがあります。図書館のホームページにそのつど掲載します。

開・閉館については大学のホームページの「ヘッセル記念図書館」「図書館カレンダー」に掲載しています。

<http://www.hokurikugakuin.ac.jp/univ/hesser/calendar/>

3. 各種図書館資料の所在場所

1階には、一般図書、児童図書、郷土図書、絵本、新書、簡易図書、指定図書、CD-ROMがあり、2階には、参考図書、文庫、雑誌、新聞、製本雑誌、紀要、視聴覚資料があります。

資料の検索は1階にある図書館資料検索用コンピュータのOPACを利用してください。OPACは書名・著者名・出版社・キーワード等で資料を探すことができます。備え付けの説明書にしたがって操作し、不明の点は図書館員にお尋ねください。

4. 図書館資料の利用方法

図書の利用

①館内閲覧

図書は開架式になっていますので、自由に図書を選ぶことができます。閲覧し終わった図書は、元の書架へ正確にもどしてください。もどす場所がわからなくなった場合は、カウンターへ返却してください。

②館外貸出

図書を借りたい時は、カウンターで「学生証」を提示してください。

また、返却期限日後も継続して借りたい場合は、返却期限日までにカウンターで更新してください。2週間の延長が認められます。延長の手続きも貸出と同様です。

図書は、カウンターまたは返却ポスト（図書館閉館時のみ）に返してください。

貸出冊数および貸出期間は、次のとおりです。

○一般図書、児童図書、郷土図書、絵本、新書、文庫、簡易図書

冊数：制限なし

期間：2週間（延長2週間）

○指定図書（講義に関連して、読むように指定された図書）

「指定図書の貸出」(p.70)を見てください。

○製本雑誌、紀要

冊数：制限なし

期間：2週間（延長不可）

視聴覚資料の利用

①館内視聴

図書館には、DVD、CDなどの視聴覚資料があり、自由に音楽や映画などを鑑賞することができます。

館内視聴の申込みは、カウンターで「学生証」を提示して手続きを行ってください。所定のブースのヘッドホンを貸出します。各ブースの使用は備え付けの説明書にしたがってください。

使用後は、ヘッドホンをカウンターに返してください。

②館外貸出

CDは館外貸出を行っています。カウンターで「学生証」を提示して手続きを行ってください。

視聴覚資料はカウンターへ返してください。破損を防ぐため、返却ポストへの返却は絶対にしないでください。

貸出本数および期間は、次のとおりです。

○CD

本数：2タイトル

期間：2週間（延長不可）

なお、DVDは、館外貸出を行っていません。

指定図書の貸出

指定図書は講義に関連して、必ず読むように指定された図書です。

- 対象者：指定科目履修者のみ
- 冊数：1科目につき1冊
- 回数：1タイトルにつき1回のみ
- 期間：資料によって7日または3日

指定図書は貸出希望が、課題の〆切日近くに集中します。課題がでたら早めに取り組みましょう。

指定図書が全冊貸出中の時は予約を受け付けます。

- 予約方法：カウンターに置いてある「予約カード」に必要事項を記入して、図書館員に渡してください。
- 取り置き期間：指定図書が返却された日と翌日の2日間
予約の順番が来たらメールで通知します。予約時にメールアドレスを登録してください。取り置き期間が過ぎると予約は解除されます。

卒業研究のための貸出

対象者：「卒業研究」を選択し、テーマを登録済の4年生

登録方法：カウンターで「学生証」を提示し、卒業研究のテーマ、指導教員名を登録してください。

利用方法：カウンターで「学生証」を提示し、卒業研究のための貸出を希望する旨、館員に申し出してください。

対象資料：卒業研究のテーマに関係したもの

貸出期間：貸出資料数および貸出期間は次のとおりです。

	資料の種類	冊数	期間	延長
1階の資料	一般図書	制限なし	1か月	1か月
2階の資料	参考図書・雑誌	1冊	1日貸し	不可

延滞・弁償

①延滞

返却日までに資料を返却しなかった場合、督促状を発送します。その際、手数料として1通につき200円を徴収します。

また、その資料が返却された日より、遅れた日数と同じ期間を貸出禁止とします。
延滞中の資料がある場合や貸出禁止期間中は新たな貸出・予約はできません。

病気等やむを得ない事情で期限内に返却できない時は、返却期限日までに電話等で連絡してください。(Tel : 076-280-3852 Fax : 076-280-3853) 申し出を受理し

た場合は、督促状の発行、貸出禁止の措置を行いません。

②弁償

貸出中の資料を汚損あるいは紛失した場合は、直ちに申し出てください。原則として、現物または再取得価格で弁償してもらいます。

5. 図書館のサービス

予約サービス

図書館では、希望のあった資料はできるだけ提供したいと考えています。そのためには予約サービスを実施しています。借りたい資料が貸出中の場合は、次に借りられるよう預約することができます。所蔵していない場合は、購入あるいは他館との相互貸借により提供しますので、上記いずれの場合もカウンターで図書館員に申し出てください。

なお、予約に関する連絡はメールで行います。予約時にメールアドレスを登録してください。資料の取り置き期間は1週間です。その後は予約を取り消したものとみなします。

指定図書の予約については前出「指定図書の貸出」(p.70)を見てください。

ILLサービス（図書や文献のコピー取り寄せサービス）

探している資料が本図書館にない場合、あきらめずに図書館員に相談してください。

全国の大学や研究所の図書館に依頼して、資料を寄り寄せる「ILLサービス」を行っています。全国の図書館の資料が、皆さんの学習や研究をバックアップしてくれます。カウンターに申込用紙があります。図書館員に申し出てください。

このサービスは以下の実費がかかります。

○図書を借りる場合：片道分の送料

○雑誌の記事や紀要に載っている論文のコピーを取り寄せる場合：コピー料金と送料
(場合によっては振込料)

レファレンス・サービス

資料の探し方がわからない時や、どうやって調べたらよいかわからない場合等は、カウンターで相談してください。皆さんの相談内容に応じて資料や情報を提供するのがレファレンス・サービスです。学習をはじめ、いろいろな面で役立ててください。

インターネット利用サービス

1階閲覧室にあるパソコンを使って、学習のためにインターネットを利用することができます。カウンターで利用の手続きを行い、館員の指示に従ってください。

1回の利用は20分以内とします。ただし、他に利用希望者がいない場合は継続利用を認めます。

○利用可能データベース

朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵（きくぞう）」

国立情報学研究所学術情報ナビゲータ「CiNii（サイニイ）」ほか

マイライブラリ

「マイライブラリ」はOPACを操作し、自分だけのページを持つことができるサービスです。

貸出中の資料の返却期限確認や図書館からのお知らせ、図書館へ依頼した資料の状況確認などができます。

自分の興味のあるキーワードを登録すれば、そのキーワードに関連する資料が図書館に入ると新着情報として表示されます。

「マイライブラリ」の利用にはパスワードの登録が必要です。図書館カウンターであらかじめパスワード登録をしてください。

卒業生に対するサービス

卒業後も、図書館を利用するすることができます。

住所を確認できるもの（運転免許証、保険証等）を持参して、カウンターで申し出でください。「図書館利用証」を発行します（有効期限1年、更新可）。

貸出冊数および貸出期間は次のとおりです。

○一般図書、児童図書、郷土図書、絵本、新書、文庫、簡易図書

冊数：5冊

期間：2週間（延長不可）

6. 図書館サポーター

図書館サポーターは、「選書ツアー」や展示などを通して「図書館をPRする」仕事を行っています。サポーター募集については、ポスターを掲示しますのでご覧ください。

7. 図書館ボランティア

図書館ではPR以外の業務を手伝ってくれる、ボランティアを募集しています。内容は、ラベル貼り、本の配架などです。仕事をしながら、いろいろな本に出会う楽しみもあります。ボランティアを希望する人は図書館員に申し出てください。

8. お昼の学生講座

ゼミ等で発表した内容や特技を、一般の学生等にも披露するイベントです。お昼休みの15分間を利用して図書館2階LLCで行い、誰でも参加することができます。開催についてメソフィアで情報を流します。発表を希望する学生は図書館員に申し出てください。

9. 利用心得

- ①図書は大切に取り扱い、傷つけたり、汚したりしないでください。
- ②館内では、談話や音読をしないでください。
- ③携帯電話等の通話、充電は禁止します。館内ではマナーモードに切りかえてください。
- ④館内での飲食はふた付き容器に入った飲料のみ認めます。
- ⑤閲覧机では、工作や油性ペンを使用した作業をしないでください。

Ⅲ 法人・大学事務局関係

1. 各種証明書、届出・願書等

1. 各種証明書

下記の証明書の交付を受けようとする場合は、「証明書交付願」（書式第1号）に必要事項を記入のうえ、所定料金の証紙（事務室前の販売機で購入）を貼付して教務課へ提出すること。

なお、就職関係で使用する場合は、各学科就職委員及び学生支援課に確認印を受けること。

証明書の種類	手数料	交付日	備考
在学証明書	300円	請求2日後の午後以降	保険関係
成績証明書	300円		就職・編入試験関係
卒業見込証明書	300円		就職関係
卒業証明書	300円		就職関係
推薦書	300円		就職関係
単位取得証明書	300円		編入試験関係
健康診断証明書	300円		学内の健康診断を受けていないと発行できない
免許・資格取得見込証明書	300円		就職関係
免許・資格取得証明書	300円		就職関係

2. 各種届出・願書

願書・届出提出の際には、学生証の提示や印鑑の必要なものもあるので、よく確認しておくこと。

届出書類	書式	手数料	提出期限	承認
忌引届	第3号	—	次回出席時まで	各学科教務委員を経て教務課へ
保証人変更届	第4号	—	変更後速やかに	
死亡届	—	—		
姓・名・本籍変更届	第6号	—	変更後速やかに	各学科学生委員を経て教務課へ
住所変更届	第7号	—	変更後速やかに	
遺失物届	第8号	—		各学科学生委員を経て学生支援課へ
事故報告書	第9号	—	事故後速やかに	
納品届	第10号	—	2日前の午前中まで	各学科学生委員を経て教務課へ

願書書類		書式	手数料	提出期限	内容など
各学科教務委員を経て教務課へ	退学願	第12号	—		学生証返却、保証人連署
	休学願	第13号	—		病気の場合は診断書添付、保証人連署
	復学願	第14号	—		保証人連署
	転学願	第15号	—		保証人連署
	転科願	第16号	—		保証人連署
	追試験受験願	第17号	1,000円	試験終了後3日以内	
	卒業時再試験願	第18号	5,000円		
	学生証再発行願	第19号	1,400円	交付希望日の3週間前まで	写真添付
	学生旅客運賃割引証交付願	第20号	—		
	自家用車通学許可願	第21号	—	自家用車通学の前日まで	学生委員長を経て学生支援課へ
	駐車許可証再発行願	第22号	300円		
	学外活動許可願	第23号	—	7日前の午前中まで	クラブ等で宿泊を伴う場合
	課外活動許可願	第24号	—		クラブ等
	課外活動等時間延長願	第25号	—		
	施設・備品使用許可願	第26号	—	14日前の午前中まで	
	愛真館ホワイトホール備品借用願	第27号	—		
	マイクロバス運行許可願	第28号	—	14日前の午前中まで	
	印刷物発行・配布許可願	第29号	—	3日前の午前中まで	
	印刷物掲示許可願	第30号	—		

学生生活に關係のある事務事項は、教務課・保健室・広報企画課・学生支援課にて取り扱っています。

2. 事務の分掌

各課の業務内容は下記のとおりです。ここでは学生に直接関係のある事項のみを列挙いたします。

(1) 教務課

- ① 入学、卒業、退学及び休学等学籍に関すること。
- ② カリキュラムの編成及び授業に関すること。
- ③ 学生の単位認定に関すること。
- ④ 学生の学業成績の記録及び保管に関すること。
- ⑤ 教員免許状等に関すること。
- ⑥ 成績証明書等各種証明書の発行に関すること。
- ⑦ 教材等の使用管理に関すること。
- ⑧ その他、教務全般に関すること。

(2) 広報企画課

- ① 学生募集と入学試験に関すること。
- ② 公開講座等地域貢献活動に関すること。
- ③ その他、大学の広報全般に関すること。

(3) 学生支援課

キャリア支援

- ① 求人の受付に関すること。
- ② 就職斡旋に関すること。
- ③ 就職相談・指導に関すること。
- ④ その他、就職全般に関すること。
- ⑤ 検定試験及び資格に関すること。
- ⑥ 編入学に関すること。
- ⑦ インターンシップに関すること。

学生生活支援

- ⑧ 学友会活動及び課外活動に関すること。
- ⑨ 各種奨学金に関すること。
- ⑩ 下宿・アパートの紹介に関すること。
- ⑪ アルバイトの紹介に関すること。
- ⑫ 学生証、学割証等証明書の発行に関すること。
- ⑬ 自家用車通学に関すること。
- ⑭ 学生の災害傷害保険に関すること。
- ⑮ 印刷物の掲示、配布等に関すること。
- ⑯ その他、学生の厚生補導に関すること。

3. 事務取扱時間

取扱時間は下記のとおりです。厳守してください。

取扱部署	月～金	備考
教務課	8：30～17：00	オリエンテーション、試験、休業等の期間中については変則的になります。随時、共通掲示板で確認して下さい。
学生支援課	8：30～18：20	

[注] 原則として土曜日は、事務の取扱いをいたしません。また、平日であっても学校行事等により取扱いをしない場合もあります。

〈事務手続きについて〉

諸届・願の受け付け及び各種証明書等の発行については、教務課にて取り扱っています。証明書等の発行を希望する者は定められている手続きに従ってください。

北陸学院大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、福音主義のキリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学問研究及び教育の機関として責任を伴う自由で自立した人格を形成するとともに、愛と奉仕の精神をもって、地域社会と人類社会に貢献する国際的感覚の豊かな人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

(認証評価機関による評価)

第3条 本学は、認証評価機関による認証評価（「学校教育法」第109条）を受けるものとする。

(教育研究等の情報公開)

第4条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第2章 学部、学科、学生定員

(学部、学科、定員)

第5条 本学に人間総合学部を置く。

2 本学部は、第1条の目的を達成するため、人間を時間的つながりと社会的広がりの視点から多角的・学際的に研究し、すべての人が豊かで質の高い生活を可能とする社会の実現に貢献できる総合的かつ専門的な人材の育成を目的とする。

3 第1項の学部に置く学科及び学生の定員は、次のとおりとする。

入学定員 収容定員

子ども教育学科	70名	280名
社会学科	70名	280名

4 子ども教育学科は、人生の初期段階の乳幼児期から青年前期にわたる発達に関する包括的視野と学問的実践力を培うことを教育研究の目的とし、もって科学的探求心と知的創造力を備えた人間形成の補助者・先導者としての保育者・教育者を育成する。

5 社会学科は、人間についての理解と学びを社会の視点から複眼的にとらえ、知識を統合しつつ、その集大成として専門的知識とともに幅広い教養に裏打ちされた心の豊かさや人間的資質を備えた人材を育成する。

学

則

(併設短期大学部)

第6条 本学に短期大学部を併設する。

2 短期大学部に関する学則は、別にこれを定める。

第3章 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、学部長、宗教主事、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めるときはその推薦により副学長を置くことができる。

3 副学長、学部長等の選任については、別に定める。

第8条 (削除)

第9条 (削除)

第10条 (削除)

第11条 (削除)

(名誉教授)

第12条 本学に多年勤務し、教育上、学術上特に功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与について必要な事項は、別に定める。

第4章 大学評議会、教授会

(大学評議会)

第13条 本学に、大学評議会を置き、校務に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

2 大学評議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学院長

(2) 学長

(3) 第7条2項により副学長を置くこととした場合における副学長

(4) 学部長

(5) 短期大学部長

(6) 宗教主事

(7) 事務長

(8) 事務課長

(9) 前各号に掲げる者のほか、本学の教職員のうちから学長が特に必要と認めた者

3 その他大学評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成及び授業に関する事項
- (2) 学生の学籍及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生の入学等に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他学長から諮問された事項

4 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第15条 (削除)

第5章 学年、学期及び休業日

学

(学年)

第16条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

則

(学期)

第17条 学年は前期、後期の2期にわけ、その期間については、毎年度の学事暦によって定める。

(休業日)

第18条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」に規定する休日
- (3) 本学院創立記念日9月9日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日
- (6) 春期休業日

2 前項の定期休業日のうち夏期休業、冬期休業、春期休業の期間については、毎年度の学事暦によって定める。

3 夏期休業、冬期休業、春期休業の期間中に、補講、集中講義、実習等の授業を行う場合がある。

4 必要がある場合、学長は休業日の追加、変更を行うことができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第20条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第36条及び第37条の規定により入学した学生は、規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第54条に定める長期履修学生の在学年数は12年とする。

第7章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第21条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実習については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第23条 1年間に授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第24条 各授業科目を履修した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 単位認定の方法は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、前2条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績評価)

第28条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、Fをもって表示し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

2 成績評価に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第29条 学部の授業科目の名称及び単位数は、別表Iのとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

第8章 入学、休学、転学、転学科、退学及び除籍等

(入学の時期)

第30条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第31条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第32条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に第51条に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願手続について必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第34条 選考の結果、合格した者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他所定の書類を提出するほか、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第35条 前条における誓約書の保証人は、父母又は近親者とし、父母が遠隔地に居住する場合には、近隣地に第2保証人を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

(編入学)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願する者については、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 短期大学士又は学士の学位を有する者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 前各号に掲げるものと同等以上の学力を有する者と認められる者

2 前項の規定により入学を許可された者の既修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転入学、再入学)

第37条 他の大学に既に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は相当年次に転入学を許可することができる。

2 正当な事由で退学した者が本学に3年以内に再入学を志願するときは、選考のうえ入学を許可することができる。

3 授業科目、修得単位の取り扱い及び在学年数については、前条第2項を準用する。

(休学)

第38条 疾病その他やむを得ない理由で3カ月以上修学することができないときは、理由書を付して休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第39条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年内休学することができる。

2 休学期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は第20条の在学期間に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第41条 外国の大学に留学を志願する者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならぬ。

2 留学の期間は1年間を限度とし、第19条に定める修業年限及び第20条の在学期間に算入する。

3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第42条 他の学科への転学科を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第43条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第44条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第20条に定める在学期限を超えた者

(2) 第39条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料等納付金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号の理由で除籍された者から、当該除籍の事由となった授業料等納付金を納付して復籍を願い出た場合には、学長は復籍を許可することができる。

(1) 復籍時期は学期の始めとする。

(2) 復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

第9章 卒業、学位及び免許等資格

(卒業要件)

第46条 本学に4年（第36条第1項又は第37条第1項の規定により編入学、転入学、再入学又は転学科を許可された者並びに第54条に定める長期履修学生は、それぞれ定められた在学期限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者とする。

2 学長は、前1項の規定を満たし卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第47条 本学を卒業した者に対し、子ども教育学科は学士（教育学）を、社会学科は学士（社会学）の学位を授与する。

2 前項の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第48条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(資格)

第49条 本学において取得できる保育士資格の開設学科は、次のとおりとする。

資格等の種類	開設学科
保育士資格	子ども教育学科 70名

2 子ども教育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づき、別表Ⅱの1に定める単位を修得しなければならない。

第49条の1 本学において取得できる司書資格の開設学科は、次のとおりとする。

資格等の種類	開設学科
司書資格	社会学科

2 社会学科において司書の資格を取得しようとする者は、図書館法に基づき、別表Ⅱの2に定める単位を修得しなければならない。

(教職に関する免許)

第50条 本学の学部・学科において取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

学部・学科	免許状の種類
	中学校教諭一種免許状（英語）
人間総合学部 子ども教育学科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状

2 子ども教育学科において教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、別表Ⅲの1から3に定める単位を修得しなければならない。

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金

(入学検定料)

第51条 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料は、別表Ⅳのとおりとする。

(入学金、授業料及びその他納付金)

第52条 入学金、授業料及びその他納付金は、別表Ⅴに掲げるとおりとする。

2 入学金、授業料及びその他納付金等の納期、納付方法について必要な事項は別に定める。

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の返還)

第53条 既に納入された入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の返還については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一旦納入された入学検定料及び入学金は、返還しないものとする。

- (2) 授業料及びその他の納付金は、入学試験実施年度の3月31日までに入学辞退の申し出のあった場合は、これを返還する。

第11章 長期履修学生

(長期履修学生)

第54条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第19条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を学長が認めることができる。

- 2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 特待生

(特待生)

第55条 人物、学業ともに優秀な学生に対しては、大学評議会の議を経て選考のうえ、特待生として授業料等の全額若しくは一部を免除することができる。

- 2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 研究生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において選考のうえ学長がこれを許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第57条 関係団体の委嘱に基づき、入学を希望する者に対しては、委託生として選考のうえ学長はこれを許可することができる。

- 2 委託生に対する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第58条 本学において、開設する学科目について科目等履修を志願する者があるときは選考のうえ学長はこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、本学則第24条及び第28条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第59条 聴講生は、授業科目のうちから一科目又は数科目を履修することができる。ただし、単位を取得することはできない。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第60条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第61条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、その学力を検定したうえで学長は入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第14章 附属図書館、付属施設及び公開講座

(附属図書館)

第62条 本学にヘッセル記念図書館を置く。

2 ヘッセル記念図書館に関する規程は、別に定める。

(地域教育開発センター)

第63条 本学に、地域の教育等の発展に資するため地域教育開発センターを置く。

2 地域教育開発センターに関する規程は、別にこれを定める。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め、地域の発展や文化の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生施設

(厚生施設)

第65条 本学に、学生の福利厚生を図るため、食堂、学生相談室、その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 賞罰

(表彰)

第66条 学長は品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して、表彰を行うことができる。

(懲戒)

第67条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者には、懲戒を行ことがある。

2 前項の懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為のあった者
- (4) 学業を怠り、成業の見込みがない者

第17章 学則の改正

(改正)

第68条 この学則を改正しようとするときは、大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。ただし、第31条、第32条、第33条、第34条、第51条及び第52条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、2009（平成21）年4月1日以降の入学者から一部改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、2010（平成22）年4月1日から一部改定施行する。
ただし、2009（平成21）年度以前に入学の学生は従前の学則による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条に定める成績評価については、2008（平成20）年度以降に入学した学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2011（平成23）年4月1日以降の入学者から一部改定施行する。

附 則

- 1 この学則は、2012（平成24）年4月1日以降の入学者から一部改定施行する。
(人間総合学部社会福祉学科の存続に関する経過措置)
人間総合学部社会福祉学科は、改正後の学則第5条第3項の規定にかかわらず、2012（平成24）年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条に定める休業日、第22条の単位の計算方法、第67条の懲戒については2009（平成21）年度以降に入学した学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2013（平成25）年4月1日以降の入学者から一部改訂施行する。
- 2 第29条、第49条、第50条、第51条及び第52条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第 29 条	別表 I	・2013（平成25）年度以降の入学生	2013（平成25）年4月1日施行
	別表 I – (1)	・2012（平成24）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 49 条	別表 II	・2012（平成24）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
	別表 III	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 50 条		・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
別表 IV	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行	
第 51 条	別表 V	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 52 条	別表 VI	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行

- 3 前項に定める別表は、当該学生の在籍がなくなった年度をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 2 第29条、第49条、第50条、第51条及び第52条の別表の適用については、次のとおりとする。

		対 象	備 考
第 29 条	別表 I	・2013（平成25）年度以降の入学生	2013（平成25）年4月1日施行
	別表 I – (1)	・2012（平成24）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 49 条	別表 II	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
	別表 III	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 50 条		・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
別表 IV	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行	
第 51 条	別表 V	・2014（平成26）年度以降の入学生	2014（平成26）年4月1日施行
	別表 V – (1)	・2012（平成24）年度・2013（平成25）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日施行
第 52 条	別表 VI	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日施行

- 3 前項に定める別表は、当該学生の在籍がなくなった年度をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 2 第29条、第49条、第49条の1、第50条、第51条及び第52条の別表の適用については、次のとおりとする。

ただし、改正後の第50条の規定に関わらず、社会学科に2013（平成25）年度・2014（平成26）年度・2015（平成27）年度に入学した学生で教職課程（高等学校教諭一種免許状（公民））を履修している学生については、別表IVに定める単位を修得しなければならない。

		対 象	施行年月日
第 29 条	別表 I	・2016（平成28）年度以降の入学生	2016（平成28）年4月1日
	別表 I – (1)	・2013（平成25）年度 ・2014（平成26）年度 ・2015（平成27）年度の入学生	2013（平成25）年4月1日
第 49 条	別表 II の 1	・2016（平成28）年度以降の入学生	2016（平成28）年4月1日
	別表 II の 1 – (1)	・2013（平成25）年度 ・2014（平成26）年度 ・2015（平成27）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日
第 49 条 の 1	別表 II の 2	・2016（平成28）年度以降の入学生	2016（平成28）年4月1日
第 50 条	別表 III	・2016（平成28）年度以降の入学生	2016（平成28）年4月1日
	別表 III – (1)	・2013（平成25）年度 ・2014（平成26）年度 ・2015（平成27）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日
	別表 IV	・2015（平成27）年度までの入学生	2012（平成24）年4月1日
第 51 条	別表 V	・2014（平成26）年度以降の入学生	2014（平成26）年4月1日
	別表 V – (1)	・2013（平成25）年度の入学生	2012（平成24）年4月1日
第 52 条	別表 VI	・2012（平成24）年度以降の入学生	2012（平成24）年4月1日

- 3 前項に定める別表は、当該学生の在籍がなくなった年度をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、2017（平成29）年度入学生から適用し、2016（平成28）年度以前の入学生については、従前の学則に規定する別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。なお、第45条の第2項に限り、2017（平成29）年度以前の入学生にも適用する。
- 2 改正後の別表の規定は、2018（平成30）年度入学生から適用し、2017（平成29）年度以前の入学生については、従前の学則に規定する別表を適用する。

別表 I (授業科目の名称及び単位数)

(子ども教育学科 2018年度入学生以降、学則第29条関係)

		授業科目の名称	単位			備考
			必修	選択	自由	
北陸学院科目	キリスト教概論	北陸学院セミナーⅠ	1			
		北陸学院セミナーⅡ	1			
		キリスト教概論Ⅰ	1			
		キリスト教概論Ⅱ	1			
		キリスト教人間論Ⅰ	1			
		キリスト教人間論Ⅱ	1			
	総合教養科目	総合教養AⅠ		2		
		総合教養AⅡ		2		
		総合教養BⅠ		2		
		総合教養BⅡ		2		
		総合教養CⅠ		2		
		総合教養CⅡ		2		
		総合教養DⅠ		2		
		総合教養DⅡ		2		
全学共通科目	言語教育科目	日本語基礎		1		
		日本語表現法Ⅰ	1			
		日本語表現法Ⅱ	1			
		英語基礎		1		
		英語AⅠ		1		
		英語AⅡ		1		
		英語BⅠ		1		
		英語BⅡ		1		
		英語CⅠ		1		
		英語CⅡ		1		
		英語DⅠ		1		
		英語DⅡ		1		
		英語EⅠ		1		
		英語EⅡ		1		
		英語FⅠ		1		
		英語FⅡ		1		
		アクティブ・イングリッシュA	1			
		アクティブ・イングリッシュB	2			
		アクティブ・イングリッシュC	3			
	中国語	中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		フランス語Ⅰ		1		
		フランス語Ⅱ		1		
	スポーツ・健康科目	生涯スポーツA	1			
		生涯スポーツB	1			
		健康科学	2			
	キャリア教育科目	キャリアデザインⅠ	1			
		キャリアデザインⅡ	1			
		キャリアデザインⅢ	1			
		キャリアデザインⅣ	1			
		キャリアデザインⅤ		1		
		キャリアデザインⅥ		1		
		情報機器演習A	1			
		情報機器演習B	1			

授業科目の名称	単位			備考
	必修	選択	自由	
基礎ゼミ I	2			基幹科目
基礎ゼミ II	2			
プロゼミ A	2			
プロゼミ B	2			
専門ゼミ I	4			
専門ゼミ II	4			
卒業研究		4		
地域社会と子ども	2			
教育学概論	2			
教職論	2			
発達支援論	2			
発達心理学		2		
教育心理学		2		
教育史		2		
比較教育学		2		
キリスト教と教育		2		
初步文献講読		2		
教育学文献講読 A 1		2		
教育学文献講読 A 2		2		
教育学文献講読 A 3		2		
教育学文献講読 B 1		2		
教育学文献講読 B 2		2		
教育学文献講読 B 3		2		
教育学理論研究		2		
英語学概論 I	2			学科専門科目
英語学概論 II	2			
英語音声学 I	2			
英語音声学 II	2			
言語教育のための英文法 I	2			
言語教育のための英文法 II	2			
英米文学 I	2			
英米文学 II	2			
欧米の児童文学	2			
コミュニケーション・イングリッシュ A	2			
コミュニケーション・イングリッシュ B	2			
英語科教育法 I	2			
英語科教育法 II	2			
英語科教育法 III	2			
英語科教育法 IV	2			
コミュニケーション・イングリッシュ	2			
プラクティカル・イングリッシュ	2			
トラベル・イングリッシュ A	2			
トラベル・イングリッシュ B	2			
ビジネス・イングリッシュ A	2			
ビジネス・イングリッシュ B	2			
ムービー・イングリッシュ A	2			
ムービー・イングリッシュ B	2			
理科	2			
社会	2			
家庭	2			
国語科教育法（書写を含む）	2			
算数科教育法	2			
理科教育法	2			
社会科教育法	2			
生活科教育法	2			
図画工作教育法	2			
音楽科教育法	2			
家庭科教育法	2			
体育科教育法	2			
教育課程編成論（小・中）	2			
道徳教育指導論（小・中）	2			
特別活動指導論（小・中）	2			
生徒・進路指導論（小・中）	2			

授業科目の名称	単位			備考
	必修	選択	自由	
小学校英語科教育法Ⅰ		2		
小学校英語科教育法Ⅱ		2		
小学校英語科教育法Ⅲ		2		
教育相談（小・中）		2		
日本国憲法		2		
国語		2		
算数		2		
生活		2		
図画工作		2		
音楽		2		
体育		2		
教育社会学		2		
教育方法論（幼・小・中）		2		
子どもと法		2		
器楽入門			1	
器楽Ⅰ		1		
器楽Ⅱ		1		
選択音楽		1		
教育実践研究A		2		
教育実践研究B		2		
教職実践演習（幼・保）		2		
教職実践演習（幼・小・中）		2		
保育課程論		2		
保育内容総論		2		
保育内容・環境Ⅰ		2		
保育内容・環境Ⅱ		2		
保育内容・健康Ⅰ		2		
保育内容・健康Ⅱ		2		
保育内容・言葉Ⅰ		2		
保育内容・言葉Ⅱ		2		
保育内容・人間関係Ⅰ		2		
保育内容・人間関係Ⅱ		2		
保育内容・表現Ⅰ		2		
保育内容・表現Ⅱ		2		
幼児理解		2		
保育原理		2		
児童家庭福祉論Ⅰ		2		
児童家庭福祉論Ⅱ		2		
社会福祉		2		
相談援助技術		2		
社会的養護		2		
社会的養護内容		2		
子どもの保健ⅠA		2		
子どもの保健ⅠB		2		
子どもの保健Ⅱ		2		
子どもの食と栄養		2		
家庭支援論		2		
乳児保育Ⅰ		2		
乳児保育Ⅱ		2		
障がい児保育		2		
保育カウンセリング		2		
音楽表現Ⅰ		1		
音楽表現Ⅱ		1		
身体表現		1		
児童文化		2		
異文化間コミュニケーション論		2		
児童文学		2		
絵本論		2		
郷土の文学を楽しむ		2		
心理学概論A		2		
心理学概論B		2		
臨床心理学概論		2		
心理学統計法		2		

授業科目の名称	単位			備考
	必修	選択	自由	
学科専門科目	心理学実験 I	2		
	心理学実験 II	2		
	心理学研究法	2		
	心理的アセスメント	2		
	人格心理学（感情・人格心理学 A）	2		
	社会・集団・家族心理学	2		
	産業・組織心理学	2		
	知覚・認知心理学	2		
	感情心理学（感情・人格心理学 B）	2		
	障害者・障害児心理学	2		
	心理学の支援法	2		
	学校心理学（教育・学校心理学）	2		
	心理演習	2		
資格科目	幼稚園教育実習指導 I	1		
	幼稚園教育実習 I	1		
	幼稚園教育実習指導 II	1		
	幼稚園教育実習 II	3		
	小学校教育実習指導 I	1		
	小学校教育実習 I	1		
	小学校教育実習指導 II	1		
	小学校教育実習 II	4		
	中学校教育実習指導	1		
	中学校教育実習 I	2		
	中学校教育実習 II	2		
	保育実習指導 I (施設)	1		
	保育実習 I (施設)	2		
	保育実習指導 I (保育所)	1		
	保育実習 I (保育所)	2		
	保育実習指導 II	1		
	保育実習 II (保育所)	2		
	保育実習指導 III	1		
	保育実習 III (施設)	2		
	介護等体験	2		

※ 自由科目は卒業単位に含まれない。

別表 I (授業科目の名称及び単位数)

(社会学科 2018年度入学生以降、学則第29条関係)

		授業科目の名称	単位			備考
			必修	選択	自由	
北陸学院科目	北陸学院セミナー I		1			
	北陸学院セミナー II		1			
	キリスト教概論 I		1			
	キリスト教概論 II		1			
	キリスト教人間論 I		1			
	キリスト教人間論 II		1			
総合教養科目	総合教養 A I			2		
	総合教養 A II			2		
	総合教養 B I			2		
	総合教養 B II			2		
	総合教養 C I			2		
	総合教養 C II			2		
	総合教養 D I			2		
	総合教養 D II			2		
全学共通科目	日本語基礎				1	
	日本語表現法 I		1			
	日本語表現法 II		1			
	英語基礎				1	
	英語 A I			1		
	英語 A II			1		
	英語 B I			1		
	英語 B II			1		
	英語 C I			1		
	英語 C II			1		
	英語 D I			1		
	英語 D II			1		
	英語 E I			1		
	英語 E II			1		
	英語 F I			1		
	英語 F II			1		
	アクティブ・イングリッシュ A			1		
	アクティブ・イングリッシュ B			2		
	アクティブ・イングリッシュ C			3		
スポーツ健康科目	中国語 I			1		
	中国語 II			1		
	フランス語 I			1		
	フランス語 II			1		
	生涯スポーツ A		1			
	生涯スポーツ B		1			
教育キャリア科目	健康科学		2			
	キャリアデザイン I		1			
	キャリアデザイン II		1			
	キャリアデザイン III		1			
	キャリアデザイン IV		1			
	キャリアデザイン V		1			
	キャリアデザイン VI		1			
	情報機器演習 A		1			
	情報機器演習 B		1			

学

則

授業科目の名称	単位			備考
	必修	選択	自由	
基礎ゼミ I	2			基幹科目
基礎ゼミ II	2			
プロゼミ A	2			
プロゼミ B	2			
専門ゼミ I	4			
専門ゼミ II	4			
卒業研究		4		
社会学リレー講義	2			
社会学概論 A	2			
社会学概論 B		2		
社会調査論	2			
社会調査法		2		
統計データの読み方	2			
質的研究法		2		
データ処理基礎	2			
心理学統計法	2			
社会学理論	2			
家族社会学	2			
都市社会学	2			
環境社会学	2			
文化人類学	2			
現代社会と福祉 I	2			
現代社会と福祉 II	2			
心理学概論 A	2			
心理学概論 B	2			
応用心理社会統計法	2			
社会調査実習	4			
宗教と社会	2			
石川の伝統文化と産業	2			
教育社会学	2			
若者文化論	2			
社会と言語	2			
多文化共生論	2			
グローバル社会論	2			
犯罪社会学	2			
社会病理学	2			
メディア文化論	2			
地域行政入門	2			
経済学 I	2			
経済学 II	2			
経済学 III	2			
経済学 IV	2			
法律学	2			
政治学	2			
地域社会政策論	2			
経営学入門	2			
社会貢献論	2			
社会貢献実習	2			
環境と開発	2			
地域環境マネジメント論	2			
高齢者福祉論	2			
障害者福祉論	2			
障害者スポーツ	2			
図書館概論	2			
情報技術論	2			
マーケティング論	2			
臨床心理学概論	2			
心理学実験 I	2			
心理学実験 II	2			
心理学研究法	2			
心理的アセスメント	2			
発達心理学	2			
教育心理学	2			

授業科目の名称		単位			備考
		必修	選択	自由	
学科専門科目	人格心理学（感情・人格心理学A）		2		
	社会・集団・家族心理学		2		
	産業・組織心理学		2		
	知覚・認知心理学		2		
	感情心理学（感情・人格心理学B）		2		
	障害者・障害児心理学		2		
	心理学的支援法		2		
	学校心理学（教育・学校心理学）		2		
	心理演習		2		
社会福祉士国家試験受験資格科目	相談援助の基盤と専門職		2		
	相談援助の理論と方法I		2		
	相談援助の理論と方法II		2		
	相談援助の理論と方法III		2		
	相談援助の理論と方法IV		2		
	福祉行政財政と福祉計画		2		
	福祉サービスの組織と経営		2		
	地域福祉論		2		
	社会保障論		2		
	公的扶助論		2		
	児童福祉論		2		
	保健医療サービス		2		
	就労支援サービス		1		
	相談援助演習I		2		
	相談援助演習II		2		
	相談援助演習III		2		
	相談援助演習IV		2		
	相談援助演習V		2		
	相談援助実習指導I		2		
	相談援助実習指導II		2		
	相談援助実習指導III		2		
	相談援助実習I		1		
	相談援助実習II		3		
SSW科目	精神保健学		2		
	スクールソーシャルワーク論		2		
	スクールソーシャルワーク演習		1		
	スクールソーシャルワーク実習指導		1		
	スクールソーシャルワーク実習		2		
司書資格科目	生涯学習概論		2		
	図書館サービス概論		2		
	情報サービス論		2		
	児童サービス論		2		
	情報資源組織論		2		
	図書館制度・経営論		2		
	情報サービス演習I		1		
	情報サービス演習II		1		
	情報資源組織演習I		1		
	情報資源組織演習II		1		
	図書館情報資源概論		2		
	図書・図書館史		2		
	図書館実習		1		
公認心理師科目	公認心理師の職責		2		
	学習・言語心理学		2		
	神経・生理心理学		2		
	福祉心理学		2		
	司法・犯罪心理学		2		
	健康・医療心理学		2		
	人体の構造と機能及び疾病		2		
	精神疾患とその治療		2		
	関係行政論		2		
	心理実習		2		

※ 自由科目は卒業単位に含まれない。

※ SSW科目とは、「スクール（学校）ソーシャルワーク科目」の略。

別表Ⅱの1 (保育士資格に関する科目)

(子ども教育学科 2017年度入学生以降、学則第49条第2項関係)

系列	教科目	単位数	授業科目的名称等				備考
			左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位		
					必修	選択	合計
教養科目・告示による教科目	基礎科目	6以上 外国語、体育以外の基礎科目	キリスト教概論 I	講義	1	1	
			キリスト教概論 II	講義	1	1	
			日本語表現法 I	演習	1	1	
			日本語表現法 II	演習	1	1	
			情報機器演習A	演習	1	1	
			情報機器演習B	演習	1	1	
		2以上 外国語	英語 A I	演習	1	1	
			英語 A II	演習	1	1	
			英語 B I	演習	1	1	
			英語 B II	演習	1	1	
			英語 C I	演習	1	1	*1
			英語 C II	演習	1	1	
			英語 D I	演習	1	1	
			英語 D II	演習	1	1	
			英語 E I	演習	1	1	
			英語 E II	演習	1	1	
			英語 F I	演習	1	1	
			英語 F II	演習	1	1	
		体育	健康科学	講義	2	2	
			生涯スポーツA	実技	1	1	
		計	10単位以上		9	2	11
必修科目・告示別表1による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	講義	2	2
		教育原理	2	教育学概論	講義	2	2
		児童家庭福祉	2	児童家庭福祉論 I	講義	2	2
		社会福祉	2	社会福祉	講義	2	2
		相談援助	1	相談援助技術	演習	2	2
		社会的養護	2	社会的養護	講義	2	2
		保育者論	2	教職論	講義	2	2
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 I	2	発達心理学	講義	2	2
		保育の心理学 II	1	幼児理解	演習	2	2
		子どもの保健 I	4	子どもの保健 I A	講義	2	2
				子どもの保健 I B	講義	2	2
		子どもの保健 II	1	子どもの保健 II	演習	2	2
		子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	演習	2	2
		家庭支援論	2	家庭支援論	講義	2	2
	保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	2	保育課程論	講義	2	2
		保育内容総論	1	保育内容総論	演習	2	2
		保育内容演習	保育内容・健康 I	演習	2	2	
			保育内容・人間関係 I	演習	2	2	
			保育内容・環境 I	演習	2	2	
			保育内容・言葉 I	演習	2	2	
			保育内容・表現 I	演習	2	2	
		乳児保育	2	乳児保育 I	演習	2	2
		障害児保育	2	障がい児保育	演習	2	2
		社会的養護内容	1	社会的養護内容	演習	2	2
		保育相談支援	1	保育カウンセリング	演習	2	2
	保育の表現技術	保育の表現技術	音楽表現 I	演習	1	1	
			図画工作	演習	2	2	
			身体表現	演習	1	1	
			児童文化	演習	2	2	
	保育実習	保育実習 I	保育実習 I (保育所)	実習	2	2	
			保育実習 I (施設)	実習	2	2	
		保育実習指導 I	保育実習指導 I (保育所)	演習	1	1	
			保育実習指導 I (施設)	演習	1	1	
	総合演習	保育実践演習	2	教職実践演習(幼・保)	演習	2	2
	計		51単位		4	60	64

	系列	教科目	単位数	授業科目の名称等			備考	
				左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位		
						必修	選択	合計
選択必修科目・告示別表2による教科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15単位以上	児童家庭福祉論Ⅱ	講義	2	2	
	保育の対象の理解に関する科目			地域社会と子ども	講義	2	2	
	保育の内容・方法に関する科目			発達支援論	講義	2	2	
	保育の表現技術			教育心理学	講義	2	2	
	保育実習			保育内容・健康Ⅱ	演習	2	2	
				保育内容・人間関係Ⅱ	演習	2	2	
				保育内容・環境Ⅱ	演習	2	2	*2
				保育内容・言葉Ⅱ	演習	2	2	
				保育内容・表現Ⅱ	演習	2	2	
				絵本論	講義	2	2	
				乳児保育Ⅱ	演習	2	2	
				音楽表現Ⅱ	演習	1	1	
				器楽Ⅰ	演習	1	1	
				器楽Ⅱ	演習	1	1	
	計			保育実習Ⅱ（保育所）	実習	2	2	*3
				保育実習Ⅲ（施設）	実習	2	2	
				保育実習指導Ⅱ又はⅢ	演習	1	1	*4
				保育実習指導Ⅲ	演習	1	1	

保育士資格を取得するものは、平成22年厚生労働省告示第278号に定める所定単位を修得すること。

*1 英語AⅠから英語FⅡの中から、いずれか二つを選択必修しなければならない。

*2 「保育内容・健康Ⅱ」「保育内容・人間関係Ⅱ」「保育内容・環境Ⅱ」「保育内容・言葉Ⅱ」「保育内容・表現Ⅱ」より1科目以上選択必修しなければならない。

*3 「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習Ⅲ（施設）」のいずれかを必ず修得しなければならない。

*4 「保育実習指導Ⅱ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれかを必ず修得しなければならない。

別表Ⅱの2 (司書資格に関する科目)

(社会学科 2018年度以降入学生、学則第49条の1第2項関係)

法令上の科目		本学における開講科				備考	
科目名	単位	科目名	授業形態	単位			
				必修	選択	合計	
甲群	生涯学習概論	2	生涯学習概論	講義	2	2	
	図書館概論	2	図書館概論	講義	2	2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	講義	2	2	
	図書館情報技術論	2	情報技術論	講義	2	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	講義	2	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	講義	2	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	講義	2	2	*1
	情報サービス演習	2	情報サービス演習I 情報サービス演習II	演習	1 1	1 1	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	講義	2	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	講義	2	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習I 情報資源組織演習II	演習	1 1	1 1	
	図書館基礎特論	1	知覚・認知心理学	講義	2	2	
乙群	図書館サービス特論	1					
	図書館情報資源特論	1					
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	講義	2	2	*2
	図書館施設論	1					
	図書館総合演習	1					
	図書館実習	1	図書館実習	実習	1	1	

*1 甲群の開講科目のすべてを修得しなければならない。

*2 乙群の開講科目の中から、二科目以上を選択し履修しなければならない。

別表Ⅲ－1 (教育職員に関する科目 中学校教諭一種免許状(英語)免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目			
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数	備考	
				必修		
中学校教諭一種免許状(英語)免許課程科目	教科に関する科目	20	英語学	2		
			英語学概論 I	2		
			英語学概論 II	2		
			英語音声学 I	2		
	英米文学		英語音声学 II	2		
			言語教育のための英文法 I	2		
			言語教育のための英文法 II	2		
	英語コミュニケーション	2	英米文学 I	2		
			英米文学 II	2		
			欧米の児童文学	2		
			コミュニケーション・イングリッシュA	2		
	異文化理解	3	コミュニケーション・イングリッシュB	2		
			アクティブ・イングリッシュ A	1	いずれか 1科目 選択必修	
			アクティブ・イングリッシュ B	2		
			アクティブ・イングリッシュ C	3		
	教職の意義等に関する科目	2	多文化共生論	2	社会学科開講科目	
			教職論	2		
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学概論	2		
			教育心理学	2		
			発達心理学	2		
			教育社会学	2		
	教職課程及び指導法に関する科目	12	教育課程編成論(小・中)	2		
			英語科教育法 I	2		
			英語科教育法 II	2		
			英語科教育法 III	2		
			英語科教育法 IV	2		
			道徳教育指導論(小・中)	2		
			特別活動指導論(小・中)	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	教育方法論(幼・小・中)	2		
			生徒・進路指導論(小・中)	2		
			教育相談(小・中)	2		
	教育実習	5	中学校教育実習指導 中学校教育実習 I 中学校教育実習 II	1 2 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小・中)	2		

学

則

中学校教諭一種免許状 (英語) 免許課程科目	教科又は教職に関する科目に	教科又は教職に関する科目	8	[20単位を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは31単位を超えて修得した「教職に関する科目」について、併せて4単位以上を修得] 発達支援論 介護等体験	2 2		
		日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	定められる科目に 66条の6に	体育	2	生涯スポーツA 生涯スポーツB	1 1		
		外国語コミュニケーション	2	英語A I～F I * 英語A II～F II *	1 1		
		情報機器の操作	2	情報機器演習A 情報機器演習B	1 1		

* 英語A I、B I、C I、D I、E I、F I 及び英語A II、B II、C II、D II、E II、F IIのそれぞれのグループから、1つずつ選択。

別表Ⅲ－2 (教育職員に関する科目 小学校教諭一種免許状免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目			
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	8	国語	2		
	社会		社会		2	
	算数		算数	2		
	理科		理科		2	
	生活		生活	2		
	音楽		音楽	2		
	図画工作		図画工作	2		
	家庭		家庭		2	
	体育		体育		2	
小学校教諭一種免許状免許課程科目	教職の意義等に関する科目	2	教職論	2		学 則
	教育の基礎理論に関する科目		教育学概論 教育史	2	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	6	発達心理学 教育心理学		2	
			教育社会学	2		
		22	教育課程編成論（小・中） 国語科教育法（書写を含む） 社会科教育法 算数科教育法 理科教育法 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作教育法 家庭科教育法 体育科教育法 道徳教育指導論（小・中） 特別活動指導論（小・中） 教育方法論（幼・小・中）	2		
			生徒・進路指導論（小・中）	2		
			教育相談（小・中）	2		
			小学校教育実習指導Ⅰ 小学校教育実習Ⅰ 小学校教育実習指導Ⅱ 小学校教育実習Ⅱ	1 1 1 4		
	教育実習		教職実践演習（幼・小・中）	2		
	教職実践演習					

小学校教諭一種免許状免許課程科目	教科又は教職に関する科目	10	[41単位を超えて修得した教職に関する科目、8単位を超えて修得した教科に関する科目の単位] 小学校英語科教育法Ⅰ 小学校英語科教育法Ⅱ 小学校英語科教育法Ⅲ 介護等体験	2 2 2 2	
	日本国憲法	2	日本国憲法	2	
	体育	2	生涯スポーツA 生涯スポーツB	1 1	
	外国語コミュニケーション	2	英語AⅠ～FⅠ* 英語AⅡ～FⅡ*	1 1	
	情報機器の操作	2	情報機器演習A 情報機器演習B	1 1	

* 英語AⅠ、BⅠ、CⅠ、DⅠ、EⅠ、FⅠ及び英語AⅡ、BⅡ、CⅡ、DⅡ、EⅡ、FⅡのそれぞれのグループから、1つずつ選択。

別表Ⅲ－3 (教育職員に関する科目 幼稚園教諭一種免許状免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目			
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	6	国語	2		
	算数		算数	2		
	生活		生活	2		
	音楽		音楽	2		
	図画工作		図画工作	2		
	体育		体育	2		
幼稚園教諭一種免許状免許課程科目	教職の意義等に関する科目	2	教職論	2		学則
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学概論 教育史	2 2		
			発達心理学	2		
			教育心理学	2		
			教育社会学	2		
	教職に関する科目	18	保育課程論 保育内容総論	2 2		これら5科目から1科目2単位以上選択必修
			保育内容・健康I	2		
			保育内容・人間関係I	2		
			保育内容・環境I	2		
			保育内容・言葉I	2		
			保育内容・表現I	2		
			保育内容・健康II	2		
			保育内容・人間関係II	2		
			保育内容・環境II	2		
に教科又は教職に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	保育内容・言葉II	2		1科目選択必修
			保育内容・表現II	2		
			教育方法論（幼・小・中）	2		
			幼児理解	2		
	教育実習	5	幼稚園教育実習指導I	1		
			幼稚園教育実習指導II	1		
定66条の6目に	教職実践演習	2	幼稚園教育実習I	1		
			幼稚園教育実習II	3		
	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	10	教職実践演習（幼・保）	2		
			教職実践演習（幼・小・中）	2		
			[35単位を超えて修得した教職に関する科目、6単位を超えて修得した教科に関する科目]			

* 英語A I、B I、C I、D I、E I、F I 及び英語A II、B II、C II、D II、E II、F IIのそれぞれのグループから、1つずつ選択。

別表IV（入学検定料）

(2014年度以降入学生、学則第51条関係)

区分	金額	備考
大学入試センター試験 結果利用入学試験	10,000円	
上記以外の入学検定料	30,000円	

別表V（入学金、授業料及びその他納付金）

(2017年度入学生以降、学則第52条関係)

納付金の種類	金額	備考
入学金	200,000円	入学時のみ
授業料	640,000円	前期後期に半額ずつ分納可能
施設設備費	320,000円	前期後期に半額ずつ分納可能
実習費	24,000円	

北陸学院大学 履修規程

履
修
規
程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北陸学院大学学則（以下「学則」という。）に基づき、人間総合学部の教育課程及び履修方法等について必要な事項を定める。

(履修)

第2条 人間総合学部学生（以下「学生」という。）は、学則及びこの規程により、全学共通科目、基幹科目、学科専門科目及び資格科目を履修する。

2 この規程に定めのない事項で学生が履修上遵守すべき重要事項若しくは、この規程が前提とする履修上の例外事項で、この規程上明記されていない事項については、細則若しくは北陸学院大学教務委員会（以下「教務委員会」という。）の申し合わせでこれを定めるものとする。

第2章 開講

(開講科目)

第3条 開設する授業科目の開講年次、学期及び単位の学期配当は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める開講年次及び学期の学期配当は、特別な事情がある場合、人間総合学部長（以下、「学部長」という。）は、教務委員会の議に基づき、期間を定めてその内容を変更することができる。この場合、学部長は、年度開始当初に当該変更内容及び期間を通知するものとする。

3 各年度の開講授業科目は、授業時間割により通知する。

(学科)

第4条 人間総合学部に次の学科を置く。

子ども教育学科

社会学科

(教職課程の履修)

第5条 教職課程の授業科目及び履修方法については別に定める。

(保育士資格)

第6条 子ども教育学科において、保育士資格を取得しようとする者は、学則第49条第2項に係る別表Ⅱに定める単位を修得しなければならない。

（社会福祉士受験資格、社会福祉主任用資格、認定心理士資格、社会調査士資格、司書資格、准学校心理士資格、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程）

第7条 社会福祉士受験資格、社会福祉主任用資格、認定心理士資格、社会調査士資格、司書資格、准学校心理士資格、およびスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を取得、

あるいは修了しようとする者の授業科目及び履修方法については別に定める。

第3章 履修の通則

(履修年次)

第8条 学生は、原則として、所属学部・学科の所属年次に配当された授業科目を履修するものとする。

(履修手続き)

第9条 学生は、指定する期日までに、履修しようとする授業科目について、履修登録を終えなければならない。

- 2 前項の登録をしていない科目については、履修することはできない。
- 3 本規程及びその趣旨に違背する登録については、訂正しなければならない。

(履修の制限)

第10条 次に掲げる授業科目は履修することはできない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
 - (2) 既に単位を修得した授業科目
 - (3) 同一時間に開講する他の授業科目
- 2 授業科目の一部について、年度により開講しないこと及び履修人数を制限することがある。

(履修登録単位の制限)

第11条 子ども教育学科の履修登録できる単位数の上限は、半期25単位、年間49単位とする。

- 2 社会学科の履修登録できる単位数の上限は、半期24単位とする。
- 3 履修登録単位数の上限に含まれるものは、所属学科の全学共通科目、基幹科目、学科専門科目、資格科目、他学科科目、並びに他大学科目とする。
- 4 前項に関わらず、履修登録単位数の上限には、次の科目は含まないものとする。
 - (1) 学外施設で行われる実習及び実習指導に関する科目、並びに集中講義（北陸学院セミナーⅠ、北陸学院セミナーⅡを含む）。
 - (2) 自由科目（進級、卒業及び課程履修に必要な単位とはならない科目）
 - (3) 本学が認めた単位互換科目（いしかわシティカレッジ、放送大学）

(コースと目的)

第12条 各学科には、それぞれ下記のコースを配置する。

子ども教育学科

小学校・中学校教育コース：小学校段階から中学校段階までの教育接続・連携、一貫教育に対応でき、英語教育ができる教員の養成を目的とし、小学校教諭一種免許状、および中学校教諭一種免許状（英語）の取得を目指す。

幼児・児童教育コース：幼児教育段階から小学校段階までの教育接続・連携に対応でき、英語教育や外国語活動も指導できる教員の養成を目的とし、小学校教諭一種免許状、および幼稚園教諭一種免許状の取得を目指す。

幼児教育・保育コース：幼稚園、保育所、認定こども園で活躍できる保育者の養成を目的とし、幼稚園教諭一種免許状、および保育士資格の取得を目指す。

社会学科

現代社会・国際理解コース：多文化共生論やグローバル社会論などの科目を通して、国際社会や地域社会の諸問題を理解し、多様な共生に向けた課題解決力を有する人材を育成する。

心理・カウンセリングコース：心理学についての基礎から応用に至るまでの幅広い知識と、カウンセリング手法などの実践的な技法をバランスよく学び、社会との関わりから人の心について考えることのできる人材を育成する。

環境福祉マネジメントコース：地域の安定した発展に向けて、社会システムや支援のあり方を学び、人間社会に関わる地域環境や福祉に対する課題解決力を有する人材を育成する。

政治経済・経営コース：政治経済・経営を社会学の観点から見つめて、それらを構成する様々な要素についての知識を学び、課題解決力を有する人材を育成する。

情報・図書館司書コース：主として図書館の専門職たる司書資格の取得を目指し、資料や情報処理の専門的な知識と技量を有する人材を育成する。

(出席・欠席)

第13条 学生は、履修科目の単位認定を受けるためには、当該授業科目の授業回数の3分の2以上出席しなければならない。

- 2 学部長は、忌引きによる欠席について、出席として取り扱う。
- 3 次の各号による欠席は、「特定欠席」とし、欠席として取り扱う。なお所定の手続きを行った場合、当該学生に対し担当教員が課題等を課し配慮する。
 - (1) 学校保健安全法に定める学校感染症
 - (2) 単位修得を伴う実習のための欠席
 - (3) 学校の代表として、公的行事に参加する場合の欠席。なお対象となる公的行事は、大学評議会で決議したものに限る。
- 4 前項の規定に関わらず、出席に関し、教務委員会の議を経て学部長が必要と認めた場合には、配慮を行う場合がある。
- 5 学生が、当該授業科目を授業回数の3分の1を超えて欠席した場合、授業担当教員は当該授業科目の受講を停止させることができる。
- 6 学生が学期の途中で復学したときの授業科目の受験資格については、第1項を適用する。
- 7 通年開講科目的授業時間数は、前期後期合算で計算するものとする。ただし、授業担当者があらかじめ年度の初めに学期毎に計算することを明示した場合は、この限りではない。

第4章 履修の特例

(履修学科等の特例)

第14条 学生は、他学科又は他大学(短期大学部を含む)で開講される授業科目については、

当該学科の定める履修条件により、届け出等の諸手続きを経たうえで、これを履修することができる。

- 2 前項の場合、学科で定められた単位数を上限として、学則46条に定める卒業に必要な単位として算入することができる。但し、30単位を超えることはできない。
- 3 前項に該当しない他学科又は他学部での履修科目は、自由科目として取り扱う。

(履修年次の特例)

第15条 学生は、学部長が特段の必要性を認めた場合、所属年次より上の年次の授業科目を申請のうえ、履修することができる。

(履修科目の特例)

第16条 学生は、履修の希望の有無にかかわらず、学部長が指定した授業科目については、履修しなければならない。

第5章 成績評価

(成績評価)

第17条 成績評価は、各授業科目の教育目標に対する受講生の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行う。

- 2 成績の評価方法は、定期試験（筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含む）、履修期間中の平常成績（臨時試験、小テスト、課題、授業への参加態度、予習復習等の自主的学習態度等を含む）及び出欠状況等を総合して行う。

(評価基準)

第18条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、追試験の場合は20%以内において成績を減点することができる。卒業時再試験の評価は60点を最高得点とする。

- 2 評価は、次のとおりとし、S、A、B、Cは合格、Fは不合格とする。なお、Xは単位喪失、Wは履修中止とする。
 - (1) Sは、100点～90点とする。
 - (2) Aは、89点～80点とする。
 - (3) Bは、79点～70点とする。
 - (4) Cは、69点～60点とする。
 - (5) Fは、59点以下とする。
- 3 成績評価の結果、合格と認定された科目について、当該授業科目の所定の単位を認定する。
- 4 他大学等での履修により修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、成績評価は行わず、単位のみの認定とし、Transferred Credit（以下、「T」という。）と表示する。
- 5 第2項による成績評価に基づく学業結果を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下、「GPA」という。）制度を採用する。

6 前項に定めるGrade Point(以下、「G P」という。)は、次のとおりとし、S、A、B、C、F及びXについて、そのG Pにその単位数を乗じて得た数の総和を総履修登録単位数(T及びWを除く)で除して算出する。ただし、卒業単位に算入されない科目は算出対象としない。

- (1) Sは、4ポイントとする。
- (2) Aは、3ポイントとする。
- (3) Bは、2ポイントとする。
- (4) Cは、1ポイントとする。
- (5) Fは、0ポイントとする。
- (6) Xは、0ポイントとする。

7 不正行為を行った者に対する成績評価等の取扱いについては、別に定める。

第6章 試験

(試験の種類)

第19条 試験の種類には、定期試験、臨時試験、追試験、卒業時再試験がある。

(定期試験)

第20条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う試験をいう。

- 2 定期試験の時間割等については、あらかじめ通知する。定期試験の時間割は、原則として授業時間割に準じて編成する。
- 3 定期試験の方法は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート等、各科目担当者が定めたものとする。

(臨時試験)

第21条 臨時試験は、授業担当教員が授業の理解度を確認する目的として必要に応じ授業期間中に行う試験をいう。

(追試験)

第22条 追試験は、病気、事故及び忌引などやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験を受験する場合、当該科目的試験実施日を含めて、原則として3日以内に所定の受験料を添えて、追試験願(病気の場合は診断書、事故の場合はその証明書等を添付)を提出し、許可を受けなければならない。
- 3 追試験の日時については、その都度通知する。

(卒業時再試験)

第23条 卒業時再試験は、4年次最終学期の定期試験又は追試験の結果が不合格と判定された授業科目のうち、2科目4単位以内の単位を修得することにより卒業要件を満たす者を対象に教授会が承認して実施する試験をいう。

- 2 卒業時再試験対象科目及び日程は、あらかじめ通知する。
- 3 卒業時再試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、卒業時再試験願を提出しなけれ

ばならない。

- 4 次の各号の一に該当する場合は卒業時再試験を受験することはできない。
 - (1) 不合格科目の成績評価が「X」、「W」又は「欠試」であった場合
 - (2) 不合格科目が、「全学共通科目における演習科目」、「専門ゼミ」、「卒業研究」、「実習・実技にかかる科目」、「単位互換による科目」、「卒業要件外の科目」のいずれかであった場合

第7章 単位認定

(単位の計算)

第24条 単位の計算は、学則第22条の定めにより、1単位の学修時間は授業時間及び自学自習時間（予習時間及び復習時間）を合わせて45時間とする。

- (1) 講義については、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間を持って1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業時間及び15時間の自学自習時間をもって1単位とする。ただし、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験及び実技については、30時間の授業時間をもって1単位とする。
- (4) 実習については、45時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (5) 前項の規定にかかわらず、卒業研究等については、学修の成果を評価し、単位を与えることがある。

(単位認定の時期)

第25条 単位認定は、各学期末に行う。

- 2 前項の単位認定は、前期開講科目については前期末に、後期開講科目については後期末に、前期後期通年開講科目については後期末に各々行う。

(単位認定の特例)

第26条 本学が指定する国外の大学に留学した学生に対し、学則第25条に基づき、審査のうえ、単位を認定することがある。

- 2 前項の単位認定を受けようとする学生は、その成績を証明する書類等を添えて願い出るものとする。
- 3 留学による単位認定等は別に定める。

第26条の2 学則第26条第1項に基づき、文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目とみなす単位認定の特例は、別表3のとおりとする。

- 2 前項の単位認定を受けようとする学生は、その成績を証明する書類等を添えて願い出るものとする。
- 3 学部長は、前項の願い出に基づき、大学教授会の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。

第8章 進級と留年、退学

(進級基準・留年・退学)

第27条 2年次終了時において、1年次に配当されている必修科目及び選択必修科目「英語AⅠ～FⅠ」、「英語AⅡ～FⅡ」より同グレードで各1単位、「総合教養AⅠ～DⅡ」より2単位並びに「プロゼミA」、「プロゼミB」が未修得の場合、進級できないものとする。また、原則として3セメスター(1年半)連続して、GPAが1.0未満の学生に対しては、退学勧告を行う。

2 前項の定めにかかわらず、学則第67条により停学となった学生は、同一年次に留めることがある。

第9章 卒業

(卒業資格)

第28条 卒業は、学則第46条の定めにより、本学部の学生が卒業資格を得るために別表2に定める科目区分ごとに卒業に必要な単位を124単位以上修得しなければならない。

第10章 規程の改廃

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において、2013(平成25)年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行し、2014(平成26)年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行し、2016(平成28)年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日において、2016(平成28)年3月31日以前から引き続き在学する者については、第9条、第13条および、第27条を除き、従前の規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2017(平成29)年4月1日から施行し、2017(平成29)年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日において、2017(平成29)年3月31日以前から引き続き在学する者に

については、従前の規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行し、2018（平成30）年度入学生から適用する。

なお、第11条の4項については、2017（平成29）年度以前に入学した学生にも適用する。

別表1 社会学科 科目配置表（基幹・学科専門・資格科目）

[必・選]欄: ◎-必修、○-選択必修、空欄-選択 ◆-自由（卒業要件外）

区分	卒業要件	科目名	単位	必 選	1 単位時間数	形態	学年学期配当・週時間						資格関連					備 考
							1年		2年		3年		4年		受験資格	社会福祉士	SSW資格	認定心理士資格
基幹科目 26単位以上		SK100U 基礎ゼミ I	2	◎	15	演習	2											
		SK105U 基礎ゼミ II	2	◎	15	演習		2										
		SK200U プロゼミ A	2	◎	15	演習			2									
		SK205U プロゼミ B	2	◎	15	演習				2								
		SK300U 専門ゼミ I	4	◎	15	演習					2							
		SK305U 専門ゼミ II	4	◎	15	演習							2					
		SK310U 卒業研究	4		15	演習								2				
		SK110U 社会学リレー講義	2	◎	15	講義	2											
		SK115U 社会学概論 A	2	◎	15	講義	2						○	○				
		SK120U 社会学概論 B	2	○	15	講義		2					○	○				
		SK125U 社会調査論	2	◎	15	講義	2						○	○	○			
		SK130U 社会調査法	2	○	15	講義		2						○				
		SK135U 統計データの読み方	2	◎	15	講義		2						○				
		SK210U 質的研究法	2		15	講義			2					○				
基本科目 12単位以上		SO100U データ処理基礎	2		15	演習	2											
		SO201U 心理学統計法	2		15	講義		2						○	○	○		
		SO205U 社会学理論	2		15	講義		2										
		SO210U 家族社会学	2		15	講義		2										
		SO215U 都市社会学	2		15	講義			2									
		SO220U 環境社会学	2		15	講義			2									
		SO105U 文化人類学	2		15	講義		2										
		SO110U 現代社会と福祉 I	2		15	講義	2						○	○				
		SO115U 現代社会と福祉 II	2		15	講義		2					○	○				
		SO120U 心理学概論 A	2		15	講義	2						○		○			
		SO125U 心理学概論 B	2		15	講義		2					○		○			
共通		SO300U 応用心理学統計法	2		15	講義			2					○				
		SO305U 社会調査実習	4		30	実習			4					○				
文化と共生 学科専門科目 応用領域		SC200U 宗教と社会	2		15	講義		②	②	②								
		SC300U 石川の伝統文化と産業	2	*1	15	演習			2									
		SC305U 教育社会学	2		15	講義			2									
		SC205U 若者文化論	2		15	講義		②	②	②				○				
		SC210U 社会と言語	2		15	講義		②	②	②								
		SC215U 多文化共生論	2		15	講義		2										
		SC220U グローバル社会論	2		15	講義		2										
		SC310U 犯罪社会学	2		15	講義		②	②	②								
		SC315U 社会病理学	2		15	講義		②	②	②								
		SC320U メディア文化論	2		15	講義			②	②								
		SL300U 地域行政入門	2	◎	15	演習				2								
		SL225U 経済学 I	2		15	講義		②	②	②								
		SL230U 経済学 II	2		15	講義		②	②	②								
くらしと政策 (学科専門科目区分から) 32単位以上		SL340U 経済学 III	2		15	講義		②	②	②								
		SL345U 経済学 IV	2		15	講義		②	②	②								
		SL310U 法律学	2		15	講義		②	②	②								
		SL315U 政治学	2		15	講義		②	②	②								
		SL320U 地域社会政策論	2		15	講義		②	②	②								
		SL105U 経営学入門	2		15	講義		2										
		SL200U 社会貢献論	2		15	講義			2									
		SL325U 社会貢献実習	2		30	実習			2									
		SL235U 環境と開発	2		15	講義		②	②	②								
		SL330U 地域環境マネジメント論	2	*1	15	演習			2									
		SL205U 高齢者福祉論	2		15	講義		2					○	○				
		SL210U 障害者福祉論	2		15	講義		2					○	○				
		SL215U 障害者スポーツ	2		15	講義		2										
		SL100U 図書館概論	2		15	講義		2						○				
		SL220U 情報技術論	2		15	講義		2						○				
		SL335U マーケティング論	2		15	講義				②	②							

※1 応用領域選択必修3科目より1科目以上を選択すること
○囲み数字は、複数年次配当科目。
キャップ制に注意しながら、いずれかの年次で履修。

夏期集中

[必・選] 欄: ◎-必修、○-選択必修、空欄-選択 ◆-自由 (卒業要件外)

区分	卒業要件	科目名	単位	必選	1単位時間数	形態	学年学期配当・週時間						資格関連					備考	
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	受験資格	S S W 資格	認定心理士資格	社会調査士	司書資格
学科専門科目 心理と社会 (学科専門科目区分から 32単位以上)	応用領域 (学科専門科目区分から 32単位以上)	SP100U 臨床心理学概論	2	15	講義		2								○			○	
		SP201U 心理学実験 I	2	30	実習			4							○			○	
		SP206U 心理学実験 II	2	30	実習				4						○			○	
		SP211U 心理学研究法	2	15	講義			2							○			○	
		SP216U 心理的アセスメント	2	15	講義				2						○			○	
		SP225U 発達心理学	2	15	講義			2							○	○		○	
		SP230U 教育心理学	2	15	講義				2						○			○	
		SP236U 人格心理学(感情・人格心理学A)	2	15	講義			2							○			○	
		SP306U 社会・集団・家族心理学	2	15	講義				2						○			○	
		SP311U 産業・組織心理学	2	15	講義					2					○			○	
		SP316U 知覚・認知心理学	2	15	講義					2					○		○	○	
		SP321U 感情心理学(感情・人格心理学B)	2	15	講義					2					○		○	○	
		SP326U 障害者・障害児心理学	2	15	講義					2					○		○	○	
		SP331U 心理学の支援法	2	15	講義					2					○		○	○	
		SP332U 学校心理学(教育・学校心理学)	2	15	講義					2					○		○	○	
		SP336U 心理演習	2	15	演習					2					○		○	○	
資格科目 社会福祉士国家試験受験資格科目	社会福祉士国家試験受験資格科目	SW200U 相談援助の基盤と専門職	2	15	講義			2							○	○			
		SW205U 相談援助の理論と方法 I	2	15	講義			2							○	○			
		SW210U 相談援助の理論と方法 II	2	15	講義				2						○	○			
		SW300U 相談援助の理論と方法 III	2	15	講義				2						○	○			
		SW305U 相談援助の理論と方法 IV	2	15	講義					2					○	○			
		SW310U 福祉行政財政と福祉計画	2	15	講義						2				○	○			
		SW315U 福祉サービスの組織と経営	2	15	講義						2				○	○			
		SW100U 地域福祉論	2	15	講義		2								○	○			
		SW215U 社会保障論	2	15	講義			2							○	○			
		SW320U 公的扶助論	2	15	講義				2						○	○			
		SW105U 児童福祉論	2	15	講義		2								○	○			
		SW325U 保健医療サービス	2	15	講義				2						○	○			
		SW330U 就労支援サービス	1	15	講義				1						○	○			
		SW220U 相談援助演習 I	2	15	演習			2							○	○			
		SW225U 相談援助演習 II	2	15	演習				2						○	○			
		SW335U 相談援助演習 III	2	15	演習				2						○	○			
		SW340U 相談援助演習 IV	2	15	演習					2					○	○			
		SW345U 相談援助演習 V	2	15	演習						2				○	○			
		SW350U 相談援助実習指導 I	2	15	演習						2				○	○			
		SW355U 相談援助実習指導 II	2	15	演習							2			○	○			
		SW360U 相談援助実習指導 III	2	15	演習								2		○	○			
		SW365U 相談援助実習 I	1	45	実習								※		○	○			※は学期の適切な時期に実施
		SW370U 相談援助実習 II	3	45	実習								※		○	○			
SSW科目	SSW科目	SS300U 精神保健学	2	15	講義					2					○				
		SS305U スクールソーシャルワーク論	2	15	講義					2					○				
		SS310U スクールソーシャルワーク演習	1	15	演習						2				○				
		SS315U スクールソーシャルワーク実習指導	1	15	演習							2			○				
		SS320U スクールソーシャルワーク実習	2	40	実習							※			○				※は学期の適切な時期に実施
司書資格科目	司書資格科目	SB100U 生涯学習概論	2	15	講義		※										○		春期集中
		SB200U 図書館サービス概論	2	15	講義			2									○		※は学期の適切な時期に実施
		SB205U 情報サービス論	2	15	講義				2								○		
		SB300U 児童サービス論	2	15	講義					2							○		
		SB210U 情報資源組織論	2	15	講義					2							○		
		SB305U 図書館制度・経営論	2	15	講義						2						○		
		SB310U 情報サービス演習 I	1	30	演習						2						○		
		SB315U 情報サービス演習 II	1	30	演習						2						○		
		SB320U 情報資源組織演習 I	1	30	演習						2						○		
		SB325U 情報資源組織演習 II	1	30	演習						2						○		
		SB330U 図書館情報資源概論	2	15	講義						2						○		
		SB335U 図書・図書館史	2	15	講義						2						○		
		SB340U 図書館実習	1	30	実習							※							夏期集中

[必・選] 欄: ◎-必修、○-選択必修、空欄-選択 ◆-自由 (卒業要件外)

区分	卒業要件	科目名	単位	必選	1単位時間数	形態	学年学期配当・週時間						資格関連					備考			
							1年		2年		3年		4年		受験資格士	社会福祉士	SSW資格	認定心理士資格	社会調査士	司書資格	
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
資格科目	公認心理師科目	ST100U 公認心理師の職責	2	15	講義		2										◎	※は学期の適切な時期に実施 80時間以上			
		ST200U 学習・言語心理学	2	15	講義				2							○	○				
		ST205U 神経・生理心理学	2	15	講義				2							○	○				
		ST210U 人体の構造と機能及び疾病	2	15	講義			2								○	○				
		ST300U 福祉心理学	2	15	講義					2						○	○				
		ST305U 司法・犯罪心理学	2	15	講義					2						○	○				
		ST310U 精神疾患とその治療	2	15	講義					2						○	○				
		ST315U 健康・医療心理学	2	15	講義						2					○	○				
		ST320U 関係行政論	2	15	講義						2					○	○				
		ST400U 心理実習	2	40	実習							※					○				

別表2 卒業要件単位

子ども教育学科

科目区分		卒業に必要な単位数
全学共通科目	北陸学院科目	6単位
	総合教養科目	4単位以上
	言語教育科目	日本語2単位、及び英語2単位を含む外国語4単位以上
	スポーツ・健康科目	4単位
	キャリア教育科目	6単位以上
基幹科目		26単位以上
学科専門科目		28単位以上
資格科目		40単位以上
他学科科目		30単位以内
他大学科目		10単位以内
総合計		124単位以上

※自由科目は卒業単位に含まれない。

(子ども教育学科)

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から28単位以上、学科専門科目と資格科目から40単位以上、他学科科目30単位以内（内、他大学科目は10単位まで）を合わせて合計124単位以上を修得すること。（履修科目の登録の上限：半期25単位、年間49単位）

社会学科

科目区分		卒業に必要な単位数
全学共通科目	北陸学院科目	6単位
	総合教養科目	2単位以上
	言語教育科目	日本語2単位、及び英語2単位を含む外国語4単位以上
	スポーツ・健康科目	4単位
	キャリア教育科目	8単位
基幹科目		26単位以上
学科専門科目		
基礎科目	基本科目	12単位以上
	応用領域	32単位以上
資格科目		44単位以上
他学科科目		10単位以内
他大学科目		
総合計		124単位以上

※自由科目は卒業単位に含まれない。

(社会学科)

全学共通科目から26単位以上、基幹科目から26単位以上、学科専門科目から44単位以上（内基本科目12単位以上、応用領域32単位以上を履修すること）、資格科目、他学科科目10単位以内（他大学科目を含む）を合わせて合計124単位以上を修得すること。（履修科目の登録の上限：半期24単位、年間48単位）

別表3 単位認定の特例

大学外学修（資格認定試験の種類）	単位認定する本学の授業科目等	
	授業科目	認定単位
実用英語技能検定2級以上 TOEIC (Listening & Reading) 550点以上 GTEC for STUDENTS (LRW) 675点以上 TOEFL iBT 42点以上 Cambridge English: Preliminary (PET) 以上	英語C I	1
	英語C II	1

※認定は合格証明書等の提出によって行われる。

北陸学院大学人間総合学部 教職課程履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北陸学院大学学則（以下「学則」という。）及び北陸学院大学人間総合学部履修規程（以下「規程」という。）に基づき、人間総合学部の教職課程の履修等について必要な事項を定める。

(免許状の取得)

第2条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第1に定めるところにより、中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状、及び幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、本規程第3条に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 中学校教諭一種免許状（英語）、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条の定めるところにより、介護等体験を行わなければならない。

(履修すべき科目と単位数)

第3条 教育職員免許法施行規則に定められた履修すべき科目と単位数は次のとおりとし、履修方法については、別表1から別表3とのとおりの単位を修得しなければならない。

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

- | | |
|----------------|------|
| ① 日本国憲法 | 2 単位 |
| ② 体育 | 2 単位 |
| ③ 外国語コミュニケーション | 2 単位 |
| ④ 情報機器の操作 | 2 単位 |

(2) 教科に関する科目

- | | |
|------------------|--------|
| ① 中学校教諭一種免許状（英語） | 20単位以上 |
| ② 小学校教諭一種免許状 | 8単位以上 |
| ③ 幼稚園教諭一種免許状 | 6単位以上 |

(3) 教職に関する科目

- | | |
|------------------|--------|
| ① 中学校教諭一種免許状（英語） | 31単位以上 |
| ② 小学校教諭一種免許状 | 41単位以上 |
| ③ 幼稚園教諭一種免許状 | 35単位以上 |

(4) 教職又は教科に関する科目

- | | |
|------------------|--------|
| ① 中学校教諭一種免許状（英語） | 8単位以上 |
| ② 小学校教諭一種免許状 | 10単位以上 |
| ③ 幼稚園教諭一種免許状 | 10単位以上 |

(教職課程の履修登録)

第4条 教職課程を履修しようとする者は、所定の期間内に「教職課程登録届」を提出しなければならない。

2 教職課程の履修を取りやめた場合は、所定の手続きをしなければならない。

(教職課程に係る実習費等)

第5条 教職課程に係る実習費等は、別に定める金額を納入しなければならない。

(教育実習及び実習科目)

第6条 教育実習及び実習科目の履修については、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日において、2016（平成28）年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の規程を適用する。

附 則

1 この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日において、2017（平成29）年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の規程を適用する。

別表1 (教育職員に関する科目 中学校教諭一種免許状(英語)免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目				
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数		備考	
				必修	選択		
中学校教諭一種免許状(英語)免許課程科目	教科に関する科目	20	英語学	2	2		
			英語音声学Ⅰ	2	2		
			英語音声学Ⅱ	2	2		
			言語教育のための英文法Ⅰ	2	2		
	英米文学		言語教育のための英文法Ⅱ	2	2		
			英米文学Ⅰ	2	2		
			英米文学Ⅱ	2	2		
	英語コミュニケーション		欧米の児童文学	2	2		
			コミュニケーション・イングリッシュA	2	2		
			コミュニケーション・イングリッシュB	1	2	いずれか 1科目 選択必修	
	異文化理解		アクティブ・イングリッシュA	2	3		
			アクティブ・イングリッシュB	2	3		
			アクティブ・イングリッシュC	2	3		
	多文化共生論		多文化共生論	2	2	社会学科 開講科目	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職論	2	2		
			教育学概論	2	2		
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育心理学	2	2		
			発達心理学	2	2		
			教育社会学	2	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	中12	教育課程編成論(小・中)	2	2		
			英語科教育法Ⅰ	2	2		
			英語科教育法Ⅱ	2	2		
			英語科教育法Ⅲ	2	2		
			英語科教育法Ⅳ	2	2		
			道徳教育指導論(小・中)	2	2		
			特別活動指導論(小・中)	2	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	教育方法論(幼・小・中)	2	2		
			生徒・進路指導論(小・中)	2	2		
			教育相談(小・中)	2	2		
	教育実習		中5	中学校教育実習指導	1		
				中学校教育実習Ⅰ	2		
				中学校教育実習Ⅱ	2		
	教職実践演習		2	教職実践演習(幼・小・中)	2		

中学校教諭一種免許状 (英語) 免許課程科目	教科又は教職に関する科目に	教科又は教職に関する科目	8	[20単位を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは31単位を超えて修得した「教職に関する科目」について、併せて4単位以上を修得] 発達支援論 介護等体験	2 2		
		日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	定66条の6目 に め る 科 目 に	体育	2	生涯スポーツA 生涯スポーツB	1 1		
		外国語コミュニケーション	2	英語A I～F I * 英語A II～F II *	1 1		
		情報機器の操作	2	情報機器演習A 情報機器演習B	1 1		

* 英語A I、B I、C I、D I、E I、F I 及び英語A II、B II、C II、D II、E II、F II のそれぞれのグループから、1つずつ選択。

別表2 (教育職員に関する科目 小学校教諭一種免許状免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目			
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数		備考
				必修	選択	
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	8	国語	2		
	社会		社会		2	
	算数		算数	2		
	理科		理科		2	
	生活		生活	2		
	音楽		音楽	2		
	図画工作		図画工作	2		
	家庭		家庭		2	
	体育		体育		2	
小学校教諭一種免許状免許課程科目	教職の意義等に関する科目	2	教職論	2		
	教育の基礎理論に関する科目		教育学概論 教育史	2	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	6	発達心理学 教育心理学		2	
			教育社会学	2		
			教育課程編成論（小・中） 国語科教育法（書写を含む） 社会科教育法 算数科教育法 理科教育法 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作教育法 家庭科教育法 体育科教育法	2		
			道徳教育指導論（小・中） 特別活動指導論（小・中） 教育方法論（幼・小・中）	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	22	生徒・進路指導論（小・中）	2		
			教育相談（小・中）	2		
	教育実習	5	小学校教育実習指導Ⅰ 小学校教育実習Ⅰ 小学校教育実習指導Ⅱ 小学校教育実習Ⅱ	1 1 1 4		
	教職実践演習		教職実践演習（幼・小・中）	2		

小学校教諭一種免許状免許課程科目	教科又は教職に関する科目に	教科又は教職に関する科目	10	[41単位を超えて修得した教職に関する科目、8単位を超えて修得した教科に関する科目の単位] 小学校英語科教育法Ⅰ 小学校英語科教育法Ⅱ 小学校英語科教育法Ⅲ 介護等体験	2 2 2 2	
		日本国憲法	2	日本国憲法	2	
	定66条の6目による科目に	体育	2	生涯スポーツA 生涯スポーツB	1 1	
		外国語コミュニケーション	2	英語AⅠ～FⅠ* 英語AⅡ～FⅡ*	1 1	
		情報機器の操作	2	情報機器演習A 情報機器演習B	1 1	

* 英語AⅠ、BⅠ、CⅠ、DⅠ、EⅠ、FⅠ及び英語AⅡ、BⅡ、CⅡ、DⅡ、EⅡ、FⅡのそれぞれのグループから、1つずつ選択。

別表3 (教育職員に関する科目 幼稚園教諭一種免許状免許課程科目)

(子ども教育学科 2017年度以降入学生、学則第50条第2項関係)

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講授業科目				
科目分類	各科目に含める必要事項	単位	科目名	単位数		備考	
				必修	選択		
教科に関する科目	国語（書写を含む。）	6	国語	2			
	算数		算数	2			
	生活		生活	2			
	音楽		音楽	2			
	図画工作		図画工作	2			
	体育		体育	2			
幼稚園教諭一種免許状免許課程科目	教職の意義等に関する科目	2	教職論	2		これら5科目から1科目2単位以上選択必修	
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育学概論	2			
			教育史	2			
			発達心理学	2			
			教育心理学	2			
	教職に関する科目		教育社会学	2			
	18	保育課程論	2				
		保育内容総論	2				
		保育内容・健康Ⅰ	2				
		保育内容・人間関係Ⅰ	2				
		教育課程及び指導法に関する科目		保育内容・環境Ⅰ	2		
				保育内容・言葉Ⅰ	2		
				保育内容・表現Ⅰ	2		
				保育内容・健康Ⅱ	2		
				保育内容・人間関係Ⅱ	2		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		保育内容・環境Ⅱ	2		1科目選択必修
				保育内容・言葉Ⅱ	2		
				保育内容・表現Ⅱ	2		
				教育方法論（幼・小・中）	2		
に教科又は教職に関する科目	教育実習	5	幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		1科目選択必修	
			幼稚園教育実習指導Ⅱ	1			
			幼稚園教育実習Ⅰ	1			
			幼稚園教育実習Ⅱ	3			
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・保）	2			
			教職実践演習（幼・小・中）	2			
定66条の6目に	教科又は教職に関する科目	10	[35単位を超えて修得した教職に関する科目、6単位を超えて修得した教科に関する科目]				
	日本国憲法	2	日本国憲法	2			
	体育	2	生涯スポーツA	1			
			生涯スポーツB	1			
	外国語コミュニケーション	2	英語AⅠ～FⅠ*	1			
	情報機器の操作	2	英語AⅡ～FⅡ*	1			
			情報機器演習A	1			
			情報機器演習B	1			

* 英語AⅠ、BⅠ、CⅠ、DⅠ、EⅠ、FⅠ及び英語AⅡ、BⅡ、CⅡ、DⅡ、EⅡ、FⅡのそれぞれのグループから、1つずつ選択。

北陸学院大学 資格取得に関する履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北陸学院大学学則（以下「学則」という。）及び北陸学院大学人間総合学部履修規程（以下「規程」という。）に基づき、人間総合学部の司書資格、社会福祉士受験資格、社会福祉主事任用資格、認定心理士資格、社会調査士資格、准学校心理士資格、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の履修等について必要な事項を定める。

（司書資格、社会福祉士受験資格、社会福祉主事任用資格、認定心理士資格、社会調査士資格、准学校心理士資格、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の履修すべき科目と単位数）

第2条 司書資格、社会福祉士受験資格、社会福祉主事任用資格、認定心理士資格、社会調査士資格、准学校心理士資格、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を取得、あるいは修了しようとする者は各種資格に関連する規則及び第2項、第3項、第4項に基づき単位を修得しなければならない。

- 2 子ども教育学科、社会学科において、社会福祉主事任用資格、認定心理士資格を取得しようとする者は、別表3、別表4に定める単位を修得しなければならない。
- 3 社会学科において、司書資格、社会福祉士受験資格、社会調査士資格、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程を取得、あるいは修了しようとする者は、別表1、別表2、別表5、別表6に定める単位を修得しなければならない。なお、司書資格取得のための図書館実習については、別に定める図書館実習実施規程に従うこと。
- 4 子ども教育学科において、准学校心理士を取得しようとする者は、別表7に定める単位を修得しなければならない。

(雑則)

第3条 この細則に定めのない事項は北陸学院大学教務委員会で定めるものとする。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日において、2017（平成29）年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日において、2018（平成30）年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日において、2018（平成30）年3月31日以前から引き続き在学する者については、従前の細則を適用する。

別表1 司書資格科目一覧

法令上の科目		本学における開講科目				備考	
科目名	単位	科目名	授業形態	単位			
				必修	選択	合計	
甲群	生涯学習概論	2	生涯学習概論	講義	2	2	
	図書館概論	2	図書館概論	講義	2	2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	講義	2	2	
	図書館情報技術論	2	情報技術論	講義	2	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	講義	2	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	講義	2	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	講義	2	2	* 1
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	演習	1	1	
			情報サービス演習Ⅱ	演習	1	1	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	講義	2	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	講義	2	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	演習	1	1	
			情報資源組織演習Ⅱ	演習	1	1	
乙群	図書館基礎特論	1	知覚・認知心理学	講義	2	2	
	図書館サービス特論	1					
	図書館情報資源特論	1					
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	講義	2	2	* 2
	図書館施設論	1					
	図書館総合演習	1					
	図書館実習	1	図書館実習	実習	1	1	

*1 甲群の開講科目のすべてを修得しなければならない。

*2 乙群の開講科目の中から、二科目以上を選択し履修しなければならない。

別表2 社会福祉士国家試験受験資格科目一覧

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づく社会福祉に関する科目	本学指定授業科目	配当年次及び単位数				備考
		1年	2年	3年	4年	
人体の構造と機能及び疾病	開講せず	—	—	—	—	
心理学理論と心理的支援	開講せず	—	—	—	—	
社会理論と社会システム	社会学概論A	2				
現代社会と福祉	現代社会と福祉I	2				
	現代社会と福祉II	2				
社会調査の基礎	社会調査論	2				
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職		2			
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法I		2			
	相談援助の理論と方法II		2			
	相談援助の理論と方法III			2		
	相談援助の理論と方法IV			2		
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2				
福祉行政財政と福祉計画	福祉行政財政と福祉計画				2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営				2	
社会保障	社会保障論		2			
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論		2			
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論		2			
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2				
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論				2	
保健医療サービス	保健医療サービス			2		
就労支援サービス	就労支援サービス			1		
権利擁護と成年後見制度	開講せず	—	—	—	—	
更生保護制度	開講せず	—	—	—	—	
相談援助演習	相談援助演習I		2			
	相談援助演習II		2			
	相談援助演習III			2		
	相談援助演習IV			2		
	相談援助演習V				2	
相談援助実習指導	相談援助実習指導I			2		
	相談援助実習指導II				2	
	相談援助実習指導III				2	
相談援助実習	相談援助実習I			1		
	相談援助実習II				3	

1 本学指定授業科目を上記に従いすべて修得していること。

2 履修に当たっては、学科の指示に従うこと。

別表3 社会福祉主任用資格に関する科目

法令上の科目	科目名	本学における開講科目				備考
		配当年次・単位数				
		1年	2年	3年	4年	
厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目名						
社会学	社会学概論 A・B	4				社会学科 * 2
社会福祉概論	現代社会と福祉 I・II	4				社会学科
	社会福祉	2				子ども教育学科 } * 1
心理学	心理学概論 A・B	4				子ども教育学科・社会学科 * 2
教育学	教育学概論	2				子ども教育学科
法学	法律学			2		社会学科
経済学	経済学 I～IV		4	4		社会学科 * 2
社会福祉援助技術論	相談援助の理論と方法 I～IV		4	4		社会学科 } * 2
	相談援助の基盤と専門職		2			
社会福祉調査論	社会調査論	2				社会学科
社会保障論	社会保障論		2			社会学科
公的扶助論	公的扶助論				2	社会学科
児童福祉論	児童家庭福祉論 I・II		2	2		子ども教育学科 } * 3
	児童福祉論	2				社会学科
老人福祉論	高齢者福祉論		2			社会学科
身体障害者福祉論 知的障害者福祉論	障害者福祉論		2			社会学科 } * 4
地域福祉論	地域福祉論	2				社会学科
保育理論	保育原理	2				子ども教育学科

<履修できる科目、履修にあたっての注意>

1. 履修に当たっては、各学科の指示に従うこと。
2. *1については、「現代社会と福祉 I・II」または「社会福祉」のいずれかの履修をもって、法令に定める「社会福祉概論」を修得したものとする。
3. *2については、同一枠内の複数科目のすべてを修得することで1科目分修得とする。
4. *3については、「児童家庭福祉論 I・II」または「児童福祉論」のいずれかの履修をもって、法令に定める「児童福祉論」を修得したものとする。
5. *4については、「身体障害者福祉論」または「知的障害者福祉論」いずれかの科目として修得したものとする。

別表4 認定心理士本学開講科目

領域	本学開講科目名	主題	認定単位	本学単位	備考
①基礎科目 a 領域から4単位以上、b、c 領域から8単位以上（最低4単位はc 領域から）、合計12単位以上。					
a : 心理学概論	心理学概論A	基本	2	2	
	心理学概論B	基本	2	2	
b : 心理学研究法	心理学研究法	基本	2	2	
	心理学統計法	基本	2	2	
c : 心理学実験・実習	心理学実験I	基本	2	2	※1 ※1
	心理学実験II	基本	2	2	
②選択科目 5領域のうち3領域以上でそれぞれ少なくとも4単位以上、5領域の合計が16単位以上。					
d : 知覚心理学 学習心理学	知覚・認知心理学	基本	2	2	† †
	感情心理学（感情・人格心理学B）	基本	2	2	
	学習・言語心理学	基本	2	2	
e : 生理心理学 比較心理学	神経・生理心理学	副次	1	2	
f : 教育心理学 発達心理学	教育心理学	基本	2	2	
	発達心理学	基本	2	2	
	学校心理学（教育・学校心理学）	基本	2	2	
g : 臨床心理学 人格心理学	臨床心理学概論	基本	2	2	† †
	人格心理学（感情・人格心理学A）	基本	2	2	
	障害者・障害児心理学	基本	2	2	
	心理的アセスメント	基本	2	2	
	心理学的支援法	基本	2	2	
	福祉心理学	基本	2	2	
h : 社会心理学 産業心理学	健康・医療心理学	基本	2	2	† †
	社会・集団・家族心理学	基本	2	2	
	産業・組織心理学	基本	2	2	
③その他の科目 (①と②の合計単位数が36単位以上の場合は必ずしも必要ではない)					
i : 心理学関連科目、卒業論文・卒業研究	卒業研究		4	4	※2、※3
合計36単位以上であること					

各領域において必ず基本主題を含むこと。

† 社会学科開講科目

1 ※1 人数による履修制限が行われる場合がある。

2 ※2 成績（G P A）と人数により履修が制限される場合がある。

3 ※3 担当者により、卒業研究の単位が「③その他の科目」の単位として認定されない場合がある。

4 卒業年度までに、開講予定の科目が変更（廃止・追加）される場合がある。

5 履修に当たっては、各学科の指示に従うこと。

別表5 社会調査士科目一覧

(社) 社会調査協会の指定する科目群	本学指定授業科目	学期配当及び単位数							備考	
		1年		2年		3年		4年		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
【A】 社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査論	2								
【B】 調査設計と実施方法に関する科目	社会調査法		2							
【C】 基本的な資料とデータの分析に関する科目	統計データの読み方		2							
【D】 社会調査に必要な統計学に関する科目	心理学統計法			2						
【E】 多変量解析の方法に関する科目	応用心理社会統計法				2					いづれか選択
【F】 質的な調査と分析の方法に関する科目	質的研究法			2						
【G】 社会調査を実際に経験し学習する科目	社会調査実習					4				

1 【A】から【G】に対応する本学指定授業科目を修得すること。

2 学期配当は、履修可能最低年次を表示している。

3 履修に当たっては、学科の指示に従うこと。

別表6 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程に関する科目一覧

指定科目	本学における開講科目	単位数
スクール（学校）ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	2
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	1
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	1
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	2
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目（1科目以上）	教育社会学	2
教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目（1科目以上）	発達心理学	2
精神保健の課題と支援	精神保健学	2

- 1 上記のすべての科目とともに社会福祉士国家試験受験資格に関する本学指定科目（別表2）のすべてを履修し単位を修得すること。
 2 履修に当たっては、学科の指示に従うこと。

別表7 準学校心理士科目一覧

学校心理士認定運営機構が認定した、準学校心理士対象本学開講科目	単位数
発達支援論	2
発達心理学	2
教育心理学	2

- 1 準学校心理士は、教員免許または保育士資格を有するもの（取得見込みを含む）が対象となる。
 2 資格申請にあたっては、上記表の3科目6単位を修得しなければならない。
 3 履修にあたっては、学科の指示に従うこと。

北陸学院大学 図書館実習実施規程

(目的)

第1条 図書館実習は公立図書館等において図書館業務を実習することにより、図書館司書として必要な知識の修得を深めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 「図書館実習」（1単位）において実施し、次の各号から構成される。

(1) 事前指導

図書館実習前に「事前準備レポート」を作成し、科目担当者（以下「指導教員」）の指導を得ること。

(2) 図書館実習

実習機関において図書館実習を行い、実習日誌・事後報告レポートを作成・提出すること。

(3) 事後指導

図書館実習後「事後報告レポート」を作成し、指導教員の指導を得ること。

(実習参加資格)

第3条 「図書館実習」において図書館実習に参加申請する者は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 図書館司書資格取得を目指し、将来図書館司書として図書館等に勤務することを目指す者。

(2) 次の科目について単位取得済みであり、かつこれらの成績の平均がGPA換算で2.50を超える者。

（図書館概論、図書館サービス概論、生涯学習概論、児童サービス論、情報サービス論、情報資源組織論、情報技術論）

(3) その他、指導教員が必要と認める要件を満たしていること。

(実習手続)

第4条 実習参加に必要な手続きは別に定める。

(実習期間)

第5条 図書館実習は原則的に連続する7日間とする。ただし受入先の図書館が別に指定する場合にはそれに従うこと。

(遵守事項)

第6条 図書館実習に参加する者（以下、「図書館実習者」という。）は以下の各項を厳守し参加すること。

(1) 図書館実習期間中は実習機関の図書館職員（以下「図書館指導員」）の指示に従うこと。

(2) 図書館実習期間中は実習機関に関する法令・諸規則が適用され、これに従うこと。

(3) 図書館実習中に知りえた機密事項（個人情報ほか）は実習期間及び実習終了後においても一切外部に漏洩しないこと。

- (4) 故意又は過失により受入先の実習機関に損害を与えた場合、図書館実習者の責任において速やかに弁償すること。
- (5) 図書館実習期間中は図書館指導員の指定する時間を厳守し、遅刻・早退・欠席をしないこと。ただし体調不良による場合は速やかに図書館指導者を通じて指導教員まで連絡・指示を仰ぐこと。
- (6) 図書館指導員が実習継続は不可能と判断した場合、以後の実習継続は認めない。
- (7) 図書館実習者は「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帶賠償責任保険」に加入すること。
- (8) その他、一般的な法規に従い、実習に参加すること。

(実習の中止)

第7条 以下の条項に当たる者は図書館実習を即時中止する。

- (1) 必要な申請・書類を期日までに提出しなかった者。
- (2) 図書館実習事前指導において適切な準備等を行わなかった者、または事前準備の内容が実習参加可能と認められる水準に達していない者。
- (3) 第6条第6項に基づき図書館指導者が実習継続を不可能と判断した者。
- (4) その他、指導教員が実習参加・実習継続が不可能と判断した者。

(実習日誌の作成)

第8条 図書館実習者は実習期間中、毎日所定の実習日誌を作成して図書館指導者の所見を得ること。

(事後報告レポートの作成)

第9条 図書館実習者は実習終了後、指導教員が定める期限までに事後報告レポートを作成して提出すること。

(評価)

第10条 評価は以下の各号に基づいて指導教員が総合的に評価する。

- (1) 事前準備レポート（図書館実習者）
- (2) 図書館実習評価表（実習機関）
- (3) 実習日誌（図書館実習者）
- (4) 事後報告レポート（図書館実習者）
- (5) その他、教員が必要と認める課題

(規程の改廃)

第11条 この規定の改廃は、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、2016（平成28）年4月1日より施行する。

そ の 他

I 個人情報の取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）の全面施行に伴う、本学の基本的姿勢は以下の通りです。

個人情報の保護に関する法律の厳守

個人情報保護法及び文部科学省告示「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」等、関連法令を厳守します。

利用目的の特定

取得した個人情報の利用は、学生への教授と円滑な学校運営に必要なものです。本学では、教務上・学生指導上必要な場合を除き、個人情報を利用することはありません。

個人情報の管理

取得した個人情報は必要かつ適切な安全措置を講じ管理します。明示した利用目的の範囲内で個人データ取扱いを外部へ業務委託する場合は、その委託先に対しても、当該個人データの安全管理がはかられるよう、必要かつ適切な監督を行います。

個人情報の第三者提供

原則として、個人情報保護法に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報の第三者への提供は行いません。

個人情報保護への取り組み

個人情報保護のための学内での管理体制を整えるとともに、今後継続的に点検・改善をしていきます。また、学内において個人情報を適切に取り扱っていくため、教職員に対し教育・研修を徹底して行います。

Ⅱ ネットワーク利用規約

北陸学院コンピュータネットワーク（以下「当ネットワーク」という）の適切な運用をはかるために、北陸学院は、当ネットワークに以下の北陸学院コンピュータネットワーク利用規約（以下「本規約」という）を設けている。当ネットワークの利用者は利用申請者が本規約の内容を承認することを前提としている。

（総 則）

第1条 利用者は、本規約を誠実に履行しなければならない。

（本規約の適用）

第2条 本規約は、当ネットワークを使用する際の、北陸学院と利用者との関係に適用される。

（利用者と利用申請）

第3条 利用者とは、本規約を承認の上、北陸学院ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク運営委員会」という）に当ネットワークの利用申請を行い、当ネットワークを利用する許可を得た北陸学院に所属する教職員及び生徒、学生を指す。

2. 利用申請者は、本規約を承認の上、所定の利用申請書に必要事項を記入し、ネットワーク運営委員会に提出しなければならない。
3. 利用申請者が生徒及び学生の場合、保証人を必要とする。

（利用者識別名及びパスワードの管理）

第4条 利用者は当ネットワークの利用者識別名（以下「ユーザ名」という）及びパスワードを責任をもって管理しなければならない。特に、パスワードを第三者に漏らしてはならない。

2. 利用者のユーザ名またはパスワードが不正に使用された場合、速やかにネットワーク運営委員会に届け出なければならない。

（禁止事項）

第5条 当ネットワークの利用に当たり、次の行為を禁止する。

- (1) 研究、教育、学習、これらの支援という目的から離れて、当ネットワークを利用すること。特に営利を目的として利用すること。
- (2) 他人の知的所有権を侵害する行為、あるいは侵害する恐れのある行為。
- (3) 他人のプライバシーを侵害する行為、あるいは侵害する恐れのある行為。
- (4) 虚偽の情報を流布する等して他の利用者又は第三者もしくは北陸学院に不利益を与える行為。
- (5) 謹謗、中傷、わいせつ等公序良俗に反する行為、あるいは反する恐れのある行為。
- (6) 法令に違反する行為、あるいは違反する恐れのある行為。

- (7) 当ネットワークの管理運用に支障をきたす行為、あるいはきたす恐れのある行為。
 - (8) その他北陸学院が不適当と判断した行為。
2. 前項に抵触すると判断された時、ネットワーク運営委員会は利用者に通知することなく、当ネットワーク内に掲載された情報を削除することができる。

(利用資格の取消)

第6条 利用者が次の各号に該当する場合ネットワーク運営委員会は当該利用者の利用資格を停止または取り消すことができる。

- (1) 第5条に該当する禁止行為を行った場合。
 - (2) ユーザ名及びパスワード管理の義務を怠った場合。
 - (3) ユーザ名及びパスワードの譲渡、貸与、売買等の行為を行った場合。
 - (4) その他北陸学院が利用者として不適当と判断した場合。
2. 利用者および保証人は前号各号の事由の発生により北陸学院が被った損害についての賠償の責を負う。

(利用資格の喪失)

第7条 利用者は当ネットワークの利用資格をいつでも返上できる。この場合は、速やかに所定の届け出書をネットワーク管理センターに提出しなければならない。

2. 利用者が北陸学院の関係者でなくなった場合、当ネットワークの利用資格を失う。

(損害の免責)

第8条 北陸学院は当ネットワークの利用により発生した利用者自身の損害については賠償の責を負わない。

2. 利用者が当ネットワークを利用することにより第三者に損害を与えた場合、当該利用者及び保証人の責任により解決するものとし、北陸学院には損害を与えないものとする。

(利用規約の発効)

第9条 この利用規約は、ネットワーク運営委員会が利用申請者からの利用申請を受理したときから効力を生じる。

(利用規約の改訂)

第10条 本規約は北陸学院の判断により利用者の承諾なく変更・改訂できるものとする。

2. 改訂後の本規約も、北陸学院と利用者との関係に適用されるものとする。

(諸法令、諸規則の順守義務)

第11条 利用者は国内外の諸法令、諸規則を順守しなければならない。

附則 本規約は2000年4月1日より実施する。

Ⅲ ネットワーク利用心得

以下は北陸学院コンピュータネットワークの利用心得です。コンピュータネットワークの使用一般についての注意事項も含まれています。これらの内容は当ネットワークの利用状況に応じて改訂されます。記述内容に留意したうえで、当ネットワークを利用してください。

【利用資格など】

1. 北陸学院に所属する教職員、学生、生徒に、当ネットワークの利用申請資格があります。学生、生徒が申請する場合は、保証人が必要です。
2. 当ネットワークの利用希望者は北陸学院コンピュータネットワーク運営委員会（以下ネットワーク運営委員会）に利用申請書を提出し、利用許可を得てください。
3. 当ネットワークでの利用者識別名（ユーザ名）は、ネットワーク運営委員会が定めたものを使用してください。
4. 利用規約に反した行為がなされた場合、ネットワーク運営委員会で扱いを検討します。次のような処置が考えられます。
 - ・学生指導、生徒指導上の指導の対象
 - ・期間を区切っての使用の停止
 - ・ユーザ名の抹消と、使用の禁止
5. 利用規約を守ることはもちろん、利用心得も尊重してください。

【計算機・北陸学院コンピュータネットワーク・インターネットの利用】

1. 自分のユーザ名やパスワードを他人に使用させないでください。
2. 他人のユーザ名やパスワードを使用しないでください。
3. 営利を目的とした行為をしないでください。
4. 他人のプライバシーを尊重してください。たとえば、
 - ・他人のファイルやディレクトリを許可なく見てはいけません。
 - ・他人のユーザ名やパスワードを許可なく公開してはいけません。
5. 自らが責任の持てる内容の発言だけを発信してください。

6. 特定の個人や団体を誹謗中傷したり、蔑むような発言をしないでください。
7. 使用権のないコンピュータへ侵入するなど、不正な行為をしないでください。
8. 公序良俗に反する行為をしないでください。
9. 他の利用者や当ネットワークに迷惑もしくは損害を与える行為をしないでください。
10. 個人の情報保護のため、当ネットワークやインターネットに送り出すデータ（電子メールの文書、電子ニュースへの投稿記事、HTML文書など）には自宅住所・電話番号を記さないで下さい。やむをえない場合は、学校の所在地・電話番号で対処してください。
11. 当ネットワークやインターネットに送り出すデータ（電子メールの文面、電子ニュースへの投稿記事、HTML文書など）には半角カタカナを使用しないで下さい。漢字コードはJIS漢字コードを推奨します。また、電子メールや電子ニュースの題名(subject)や送信者(From)は半角英数記号だけで構成されることが望されます。

【電子メールの利用】

1. 許可されていないユーザ名、架空のユーザ名で電子メールを利用しないで下さい。
2. 他人のプライバシーを尊重してください。たとえば、
 - ・他人の電子メールを許可なく見てはいけません。
 - ・他人の電子メールを許可なく公開してはいけません。

【World Wide Web の利用】

1. 学生・生徒にふさわしくないホームページには接続しないでください。
2. 有料のデータベース、オンラインショッピングなどは、教職員が研究やその支援を目的として利用する場合に限ります。
3. ホームページにおけるアンケートなどで個人情報（氏名・自宅住所・電話番号など）を送信する場合には、慎重に対処してください。可能ならば学校の所在地・電話番号で代用してください。

以上

N ソーシャルメディアガイドライン

近年、「Facebook」「Twitter」「LINE」「YouTube」等といったソーシャルメディアの普及が進み、コミュニケーションの主要ツールとして広く活用されています。

しかしその一方で、ソーシャルメディアへの不用意な投稿により、発信者の意図しない問題が引き起こされ社会問題となっています。

ソーシャルメディアの利用にあたっては、利用者がソーシャルメディアの特性を理解し、適切に利用することが必要です。

北陸学院では、ソーシャルメディアを効果的かつ安全に活用できるよう、ガイドラインを策定しました。ソーシャルメディアを私的に利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、自己責任の上で利用してください。

本ガイドラインは、北陸学院の学生、生徒、児童（以下「学生等」という。）および教職員が学業または私的利用にかかわらず、ソーシャルメディアを利用する行為を対象とします。

1. 法令遵守

日本国内の法令についての遵守はもとより、諸外国法令や国際法規についても遵守してください。特に、プライバシー、肖像権、著作権などの権利を不当に侵害することがないよう注意してください。

2. 人権の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことを心掛けてください。

3. 守秘義務と機密保持

不適切な写真や他人の個人情報掲載等、守秘義務のある情報などを発信することができないよう注意してください。

4. 正確な情報の記載

北陸学院の一員として、正確な情報を伝えるようにしてください。意図してか否かにかかわらず虚偽や誤解を招く情報を発信することは、あなた個人のみならず北陸学院や他の学生等および教職員の名誉と信頼を損なうことになります。

5. 北陸学院の一員である自覚

北陸学院の学生等および教職員であることを明らかにした上でソーシャルメディアを利用する場合は、あなた個人ではなく北陸学院や北陸学院の学生等および教職員を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚してください。

6. 自分自身のプライバシー保護

個人情報を公開する際には、利用するソーシャルメディアの特性を十分理解、検討した上で行ってください。ソーシャルメディアから発信した情報は、情報を削除しても第三者において保管され、将来にわたり人物情報として利用されるおそれがあります。

学 生 要 覧

2 0 1 8

2018年3月31日 印刷

2018年4月1日 発行

発行者 北陸学院大学

〒920-1396 金沢市三小牛町イ11番地

TEL (076) 280-3850(代)

印刷所 能登印刷株式会社

金沢市武蔵町7番10号

